

第百九十五回国会
衆議院

内閣委員会議録第二号

平成二十九年十一月二十四日(金曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 山際大志郎君

理事 石原 宏高君 理事 谷川 弥一君

理事 中山 展宏君 理事 永岡 桂子君

理事 松野 博一君 理事 阿部 知子君

理事 後藤 祐一君 理事 佐藤 茂樹君

理事 池田 佳隆君 泉田 裕彦君

上杉謙太郎君 大隈 和英君

大西 宏幸君 岡下 昌平君

加藤 鮎子君 金子 俊平君

神谷 昇君 亀岡 偉民君

工藤 彰三君 熊田 裕通君

小寺 裕雄君 古賀 篤君

杉田 水脈君 高木 啓君

武井 俊輔君 長坂 康正君

西田 昭二君 百武 公親君

藤井比早之君 松本 洋平君

三谷 英弘君 宗清 皇一君

村井 英樹君 大河原雅子君

篠原 豪君 森山 浩行君

山崎 誠君 稲富 修二君

柿沢 未途君 佐藤 公治君

山井 和則君 濱地 雅一君

濱村 進君 中川 正春君

塩川 鉄也君 浦野 靖人君

玉城デニー君

内閣大臣
(女性活躍担当)

野田 聖子君

男女共同参画担当
(マイナポータル制度担当)

菅 義偉君

内閣官房長官
(沖縄基地負担軽減担当)

内閣大臣
(国家公安委員会委員長)
(防災担当)

小此木八郎君

内閣大臣
(消費者及び食品安全担当)
(海洋政策担当)
(領土問題担当)

江崎 鐵磨君

内閣大臣
(一億総活躍担当)
(少子化対策担当)
(クールジャパン戦略担当)

松山 政司君

内閣大臣
(科学技術政策担当)

内閣大臣
(経済再生担当)
(人づくり革命担当)
(社会保障・税一体改革担当)

茂木 敏充君

内閣大臣
(地方創生担当)
(規制改革担当)
(行政改革担当)
(国家公務員制度担当)

梶山 弘志君

内閣官房副長官

内閣府副大臣

西村 康稔君

財務副大臣

あかま二郎君

厚生労働副大臣

うの賢一郎君

国土交通副大臣

牧原 秀樹君

内閣府大臣政務官

あきもと司君

内閣府大臣政務官

村井 英樹君

内閣府大臣政務官

山下 雄平君

内閣府大臣政務官

長坂 康正君

法務大臣政務官

山下 貴司君

外務大臣政務官

堀井 巖君

会計検査院事務総局第三局長

戸田 直行君

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

平川 薫君

議録第二号

政府参考人
(内閣官房内閣参事官)

彦谷 直克君

政府参考人
(内閣官房内閣参事官)

和栗 博君

政府参考人
(内閣官房内閣参事官)

植田 浩君

政府参考人
(人事院事務総局人材局長)

福田 紀夫君

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

米澤 健君

政府参考人
(内閣府地方創生推進事務局審議官)

村上 敬亮君

政府参考人
(内閣府子ども・子育て本部統括官)

小野田 壮君

政府参考人
(内閣府総合海洋政策推進事務局局長)

羽尾 一郎君

政府参考人
(警察庁長官官房長)

三浦 正充君

政府参考人
(警察庁生活安全局長)

小島 隆雄君

政府参考人
(警察庁交通局長)

山下 史雄君

政府参考人
(警察庁警備局長)

榊田 好一君

政府参考人
(消防庁国民保護・防災部長)

松本 光弘君

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)

杉本 達治君

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)

加藤 俊治君

政府参考人
(外務省大臣官房参事官)

志水 史雄君

政府参考人
(財務省大臣官房長)

矢野 康治君

政府参考人
(財務省理財局長)

富山 一成君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

白間竜一郎君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

下間 康行君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

土屋 喜久君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

成田 裕紀君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

八神 敦雄君

政府参考人
(林野庁森林整備部長)

織田 央君

政府参考人
(国土交通省水管理・国土保全局長)

清瀬 和彦君

政府参考人
(国土交通省水管理・国土保全局砂防部長)

栗原 淳一君

政府参考人
(観光学審議官)

瓦林 康人君

政府参考人
(海上保安庁警備救難部長)

奥島 高弘君

政府参考人
(防衛省地方協力局長)

深山 延暁君

内閣委員会専門員

長谷田晃二君

委員の異動
十一月二十四日

池田 佳隆君

神谷 昇君

亀岡 偉民君

柿沢 未途君

同日

上杉謙太郎君

補欠選任

藤井比早之君

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

松本 洋平君 百武 公親君

宗清 皇一君 熊田 裕通君

山井 和則君 柿沢 未途君

同日

補欠選任

熊田 裕通君 工藤 彰三君

百武 公親君 神谷 昇君

藤井比早之君 亀岡 偉民君

同日

補欠選任

工藤 彰三君 池田 佳隆君

工藤 彰三君

十一月二十四日

子どもの貧困対策の推進と強化についての意見書(愛知県議会)(第一八八六号)

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書(北海道帯広市議会)(第一八八七号)

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書(北海道芽室町議会)(第一八八八号)

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書(北海道本別町議会)(第一八八九号)

東京二〇二〇オリンピック競技大会の開幕日の祝日化を求める意見書(東京都江東区議会)(第一八九〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○山際委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官平川薫君、内閣官房内閣審議官中川真君、内閣官房内閣審議官鎌田光明君、内閣官房内閣参事官彦谷直克君、内閣官房内閣参事官和栗博君、内閣官房内閣人事局人事政策統括官植田浩君、人事院事務総局人材局長福田紀夫君、内閣府大臣官房審議官米澤健君、内閣府地方創生推進事務局審議官村上敬亮君、内閣府子ども・子育て本部統括官小野田壮君、内閣府総合海洋政策推進事務局局長羽尾一郎君、警察庁長官官房長三浦正充君、警察庁長官官房審議官小島隆雄君、警察庁生活安全局長山下史雄君、警察庁交通局長榊田好一君、警察庁警備局長松本光弘君、法務省大臣官房審議官加藤俊治君、法務省大臣官房審議官佐々木聖子君、外務省大臣官房参事官志水史雄君、財務省大臣官房長矢野康治君、財務省理財局次長富山一成君、文部科学省大臣官房審議官白間竜一郎君、文部科学省大臣官房審議官下間康行君、厚生労働省大臣官房審議官土屋喜久君、厚生労働省大臣官房審議官成田裕紀君、厚生労働省大臣官房審議官八神敦雄君、林野庁森林整備部長織田央君、国土交通省水管理・国土保全局長清瀬和彦君、国土交通省水管理・国土保全局砂防部長栗原淳一君、観光庁審議官瓦林康人君、海上保安庁警備救

難部長奥島高弘君、防衛省地方協力局長深山延暁君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第三局長戸田直行君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山際委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大隈和英君。

○大隈委員 自由民主党の大隈和英でございます。質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

期選出が四名続きまして、有意義な質問ができますように、ひとつどうぞよろしく願いたいと思います。

それでは、最初にクールジャパンの政策について御質問、お伺いしたいと思います。

年々増加いたします外国からのインバウンドは、ことしの九月で累計値で約二千二百二十万人と、地方の活性や観光収入の増加などの面でも大変貢献しているというふうに考えております。

政府は、二〇二〇年の四千万人の目標に向けて、さらなる観光の振興、訪日外国人旅行者の増加を目指すべくとらえておりますが、そこで、私たちも京都に近い町でございまして、見ておりますと、訪日観光客の真のニーズに当たっているのか、突き刺さっているのか、やはり定期的な調査あるいは省庁横断的な検証が求められているところだというふうに考えております。

例えば、訪日観光客の人数は増加しているわけですが、一人当たりだけお金を使ってくれているか。消費額という点では、国連の世界観光機関、UNWTOという機関がありますが、これで見ますと世界で四十四位と、トップからすると三倍から四倍近くのまだ差が開いているということがございます。

滞在日数の差が、ほかの国と差があるとしても、この世界のトップとの差を埋めていくということもやはり次なる課題かというふうに考えております。

そういう点でも、訪日観光客のニーズに合った消費を喚起していく対策、さらなる創意工夫がまだまだ望まれるところだというふうには考えております。

一つには、私が聞いたところでもありますが、レンタルサイクルやレンタカー、あるいはオートバイでもそうですが、外国人が自分で国内を旅行したい、移動したいというときの交通標識の表記の問題ですとか、あるいは、最近、ナイトタイムエコノミーという言葉を知りましたが、地方の観光地に行きまして、あるいは東京でもそうですが、やはり公共の観光施設が閉まるのが早いという指摘もございします。

また、旅館などに行きますと、部屋での夕食が最初からついていていなくて、町での外食が楽しめない。ゆつくりその町で夜、御飯を食べてお酒を飲んでお金を落とすにも、なかなか早く旅館で食事が始まって、夜眠ってしまうということがあって、そういう点の指摘がなされております。

まず、観光庁にお尋ねしますが、今までの観光促進、その成果を踏まえた現時点での自己評価と、次のターゲットとして何が必要と考えているか、お尋ねしたいと思ひます。

○瓦林政府参考人 お答え申し上げます。

インバウンド消費の現状につきましては、観光庁が実施しております訪日外国人消費動向調査におきまして、二〇一六年の訪日外国人旅行消費額は、前年に比べて七・八％増の三兆七千四百七十六億円、本年一月から九月の累計では、前年比一四・七％の三・三兆円となっております。また、本年七月から九期の訪日外国人一人当たり旅行支出は十六万五千四百十二円、前年同期比六・六％増加となっております。

このように、訪日外国人による旅行消費額は堅

調に増加しているところでございますが、昨年の三月に策定いたしました明日の日本を支える観光ビジョン、ここに掲げました二〇二〇年の消費額八兆円の目標を確実に達成するためには、外国人による旅行消費額をさらに伸ばしていく必要がございます。

このため、観光庁におきましては、訪日外国人の滞在期間を長期化させる、そして、体験や経験に対して支出する消費を拡大させていくことなどを重要な課題として位置づけておりまして、海外プロモーションの改革、宿泊施設、交通施設も含めた受け入れ環境の改善などに政府一丸の体制で取り組んでいるところでございます。

○大隈委員 一人当たり支出が十六万円ということですが、やはり、日本人が海外に行ったときに使う額と比べてみても、まだまだ改善の余地があるかというふうに考えております。そういう点では、やはり旅行の、交通手段は日本はまだまだ高いわけですが、大切なのはその中身になつてこようかと思ひます。

そういう点で、ソフトコンテンツの開発、あるいはその魅力を磨いていく、まだまだ見出されていない魅力を生み出していく、そういう点での政府のクールジャパンの取り組みというのが重要になつてこようかと思ひます。

クールジャパンとして、やはりせっかくのこれは大きく育てていくプロジェクトでありますので、さらなる役割として、地方の魅力創出ですとか産業の活性化などなど、どのように取り組んでいかれるのか、ぜひその役割をお尋ねしたいと思ひます。

○あかま副大臣 大隈委員にお答えをいたします。

クールジャパン戦略における地域の魅力の発信、展開というものは大事な点だというふうに認識をしております。

その点にあつて、昨年五月にクールジャパン拠点構築検討会というものを立ち上げました。関係省庁や有識者を構成員として、クールジャパンの

拠点となるところが連携をして、地域の魅力を発信するノウハウや方策などを検討し、本年五月に取りまとめを行ったところでございます。

例えばでございますけれども、アニメツーリズムというものがございまして、アニメのイメージとなつたいわゆるアニメ聖地、それ以外の温泉などの周辺の観光地への誘客であるとか、新たな魅力として、権利者と連携しての、お土産物屋さんにおけるアニメ関連グッズの展開であるとか、さらには、外国人プロガーなどのいわゆるインフルエンサーによる海外ファンの開拓などなど、アニメ聖地を活用した地域の活性化方策について提言を行ったところでございます。

現在、地域でのセミナー等も行っております。こうしたノウハウの全国への展開を図つてるところでございますが、先ほど大隈委員が御指摘ありましたように、訪日観光客のニーズ、これに的確に答える、またニーズを掘り起こすといった意味では、我々、クールジャパンにおいて大変重要な視点だということを考えておりまして、地域の魅力の創出、発信、海外展開、これら多角的なアプローチによつて、地域活性化に各省連携をして取り組んでまいりたい、そう思つております。

以上です。

○大隈委員 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

私の地元でも、世界で有名になりましたサントリーの山崎ウイスキーの工場がありまして、今まで本場に地元で細々とされていたうどん屋さん、突然外国人でいっぱいになつちやうって、日本人が僕だけだったということがあつたり、やはり地方のいろいろな動きというのが出てきているんだと思ひます。それをさらに加速していくために、ぜひとも、クールジャパン戦略あるいは省庁の横断的な取り組みをお願いしたいと思ひます。

の心、クールジャパンとも言え、医療ツーリズムによる訪日観光客の新たな開拓という点でも、ぜひとも注目していただきたいというふうに考えております。

次の質問に移らせていただきます。海洋政策についてでございます。

国境離島の過疎化というものは、地方の、今東京一極集中のひずみの中で、例外なく過疎化の解決というものは大きな課題になつてきていると思ひます。

例えば、長崎県の対馬、それを初めとして、今や北海道でも外国資本による土地の買収が進んでいる事実がございます。過去にも何度も、国会での質疑を通して、与野党ともにその問題と規制の必要性が語られているわけですが、なかなか大きな状況が改善しているとは言えないところでございます。

私の母も長崎県の五島の出身でございますし、それから、同じ九州で、きょうお越しの山下大臣政務官も、国境離島は佐賀県はないというふうになつておりますが、同じ玄界灘に面したところ考えておりますが、さまざまな国境離島がございます。対馬、奄岐、さまざまな国境離島がございます。そういう点で同じ思いを共有していただいているかと思ひますが、国境離島の定義として、領海の外縁を根拠づける基線を有する島というふうになつております。

きょうお配りいたしました資料をごらんいただきます。国境離島の方は五百二十五の島がございます。そのうち有人の離島が六十島、無人の離島が四百六十五もあるということなんです。その中で所有者がわかつているのが四百二十二ということなんです。そういう点で、言うまでもなく、海洋国日本の領海保全の観点から、やはりしっかりと国境離島を保全管理していくのは重要な課題でありまして、これを何とか進めていかなければいけないというふうに考えております。

そこで、これまで国はどのような取り組みを、国境離島の保全管理を行つてこられたのか、お尋

ねしたいと思ひます。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

国境離島は、先生お話しのとおり、我が国の領海、排他的経済水域等の外縁を画する根拠となるものでございます。対象となる国境離島の数も、先生配付の御資料にありますとおり、五百二十五。その内訳は、有人国境離島が六十、無人国境離島が四百六十五となっております。

これら国境離島の保全管理は、我が国の領海保全及び海洋権益確保の観点から重要な施策と位置づけております。これを政府の方針に位置づけ、所要の取り組みを行つてきたところでございます。

具体的には、例えば、持ち主のいない無人の国境離島を国が適切に管理することを目的とし、国有財産法を進め、本年三月末までに、二百七十三島の国有財産台帳の登載を完了させました。これによりまして、持ち主のいない無人国境離島の存在は解消いたし、国が適切に管理することとしております。

そのほか、低潮線保全法に基づきまして、排他的経済水域等の根拠となつて低潮線を変更させるような掘削などを規制するなど、適切な保全に取り組んでおります。

また、本年四月に施行いただきました有人国境離島法に基づき、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に関する施策を強力に推進しているところでございます。

○大隈委員 これまでの政府の取り組みを今御説明いただきました。持ち主のいない無人の国境離島がなくなつたという点に関しては、高く評価できると思ひます。

しかし、やはり民有地については、例えば、直接的や間接的にも、外国人なども自由に売買の商取引としてできるわけですから、そのところを、領海保全、あるいは資源、そして安全保障の観点からも、支障を来す場合も想定可能かというふうに考えます。

これに対して、国はどう認識して、今後どのよ

うな取り組みをされていかれるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○山下(雄)大臣政務官 お答えさせていただきます。

大隈委員の触れていただいたように、私も玄界灘に面したところに住んでおりますので、国境離島の土地の管理に関する施策については、領海保全の観点から強化すべきであるというふうに認識しております。

政府としては、平成二十五年に決定した国家安全保障戦略で、国境離島の土地の所有の状況把握に努め、土地利用等のあり方について検討するというふうに定めております。

今後の取り組みとしましては、国境離島の私有地について、所有状況を把握することとしております。さらに、我が国の領海保全及び海洋権益確保の観点から、どのような問題があるかを分析して、いかなる施策が必要なのかなどについて、内閣府において、関係府省協力のもと、有識者の意見を聞きながら検討したいというふうに考えております。

○大隈委員 今お話しいただきました、所有者不明の土地というのが結構やはり全国でも大きな問題になってきておりまして、これも一旦外国人に所有されてしまった場合の問題でありますとか、さまざまな問題に関しまして、国民の意識の喚起、共有をやはり高めていかなきゃいけないというふうに考えております。今後、引き続きの政府の取り組みをお願いしたいというふうに考えております。

さて、質問時間が最後になってまいりました。最後に、国家公安の方にお尋ねしたいと思ひます。

先般の神奈川県での連続殺人事件がございました。全容解明はまだこれからではございますが、報道される内容から、その犯行の残忍さ、無慈悲さ、私自身も個人として本当に無力感を感じるほど、無念でなりません。被害者の方々には、心より哀悼の意を表したいと思ひます。

多感な思春期の自殺願望、SNSを通じて吸い寄せられるようなつながった被害少女たちと犯人、犯行に必要な知識や情報をネットで容易に入手した等々、現代社会の有しているさまざまなひずみや影の部分がある意味顕在化させたものとして、さまざまな問題提起を我々に与えているものだというふうに考えております。そういう点では、立法府として沈黙するわけにはいきませんし、短い時間ですが、少し触れさせていただきますと思ひます。

この凶悪事件の萌芽を摘む予防策として、捜査はまだ始まったばかりで、今後まだまだ全容解明や検証が必要になってこようかと思ひますが、今回の事件の一つの側面を形成している被害防止の面で考えていきますと、自殺対策というものがやはりクローズアップされるべきかというふうに考えております。

そういう点で、今までもサイバーパトロールなど行われていると認識しておりますが、これまでの対策、どのようなものがあるか、自殺予防としての厚生労働省のお取り組み、あるいは、多感な学生や青少年の対策として文科省の取り組み、また、サイバーパトロールなど警察庁からの取り組みなど、お伺いしたいと思ひます。

○八神政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省では、九月の自殺予防週間などに合わせて、パソコンやスマートフォンで自殺に関する用語を検索したユーザーを対象に、検索結果のページ上にバナー広告を掲載して相談窓口へ誘導するなどの取り組みをしております。こうした対策をさらに進めて、相談窓口に関する情報を提供して、支援につなぐための取り組みを強化してまいりたい。

また、若者が日常的に利用するコミュニケーション手段であるSNSを利用した相談機会の確保、また、悩みを気軽に話し、相談のできる居場所づくり等々、自殺対策にかかわる民間団体等と情報通信事業者等からも広く御意見を伺い、必要な対策について検討してまいりたいと考えて

おります。

厚生労働省は、自殺対策に関しまして、政府における総合調整を担う立場でございます。自殺総合対策大綱に基づいて、関係省庁と連携をしながら、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○下間政府参考人 お答えを申し上げます。

文部科学省といたしましては、特に、学校における児童生徒の自殺予防の取り組みが積極的に実施されますよう、本年六月にも通知を発出したしまして、夏休み前から夏休み中、夏休み明けの時期にかけて、学校における悩みを抱える児童生徒の早期発見に向けた取り組みや、学校から保護者に対して家庭における見守りを依頼するなど、学校が保護者や地域の皆様、関係機関等と連携の上、集中的に取り組みを実施することを依頼したところでございます。

また、文部科学省が作成した教職員向け手引等も活用しながら、教職員等を対象とした自殺予防の研修会を実施いたしました。児童生徒が通話料無料で電話できる二十四時間子供SOSダイヤルを初めとする相談窓口の周知などの取り組みを行っているところでございます。

さらに、近年、若年層の多くがSNSを主なコミュニケーション手段として用いているという状況を踏まえまして、有識者による、SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方を取りまとめますとともに、新たに、平成三十年度概算要求において、SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究に係る経費を計上したところでございます。

引き続き、関係省庁と連携して、自殺予防の取り組みに取り組んでまいります。

○山下政府参考人 警察では、現在、人命保護の観点から緊急に対処する必要があるインターネット上の自殺予告事案を認知した場合に、プロバイダー等に対して協力を依頼し、発信者を特定して

人命救助等の措置を講じているところでございまして、昨年中は四十八名の命を救っており、今後とも、こういった自殺予告事案にしっかりと対処してまいる所存でございます。

座間市における事件の再発防止策に関しましては、SNSを含むインターネット上の自殺に関する書き込みのうち、自殺を勧誘、誘引するような不適切な書き込みへの対策、若者に対する啓発活動、インターネット上の受け皿の整備等につきまして、警察を含め、関係機関、団体等が緊密に連携をし、社会全体で検討していく必要があると認識をしております。

このため、本件の再発防止策につきまして、警察庁としても、関係省庁と緊密に連携して検討を進めているところであり、しっかりと取り組んでまいります。

○大隈委員 時間が参りました。

二度とこのような事件を再発させないためにも、断固とした社会の意思表示とともに、立法府としても、やるべきことは総動員してやるということをお自身も誓ひして、質問を終わらせていただこうと思ひます。

ありがとうございます。

○山際委員長 次に、大西宏幸君。

○大西(宏)委員 おはようございます。自由民主党・無所属の会、大西宏幸です。

質問の機会をいただきました、ありがとうございます。今、大隈委員が質問をいたしましたけれども、私を入れて四名、大阪の議員の質問が続くということでございまして、二番バッターでございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

まず初めに、天皇陛下の御退位に関しての質問をいたします。

天皇陛下の退位の日程を検討する皇室会議について、十二月一日午前九時から開催すると政府の正式な発表がありました。報道でも随分取り上げられて、国民の関心の高さを感じるわけでございますけれども、近代、明治以降初めて、御譲位をされての退位でございます。

日本では、いわゆる和暦、明治、大正、昭和、平成が生活の中に息づいておるわけでございます。私も、昭和天皇陛下の御崩御の深い悲しみとともに、新しい御代が始まることを感慨深く思った記憶がございます。印刷物などの事務的な問題とは別に、大喪の礼など、はつきりとした、いわゆるわかりやすい区切りがない中で御代が変わる、この際に、我々国民の心の持ちようが大切だろうと考えております。

即位の礼を区切りとするかもしれませんが、現在政府が想定している退位までのスケジュール及び工程をお聞かせいただきたいと思います。

○平川政府参考人 お答えいたします。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、天皇陛下の御退位日となる同法の施行日について、公布の日から三年を超えない範囲で、皇室会議の意見を聞いた上で政令で定めることとしております。

十二月一日に開催される皇室会議では、特例法の施行日に関する意見について御議論が行われるものと承知しております。政府といたしましては、皇室会議から意見をいただいた上で、それを踏まえて、速やかに特例法の施行日を決定したいと考えております。

天皇陛下の御退位に向けて準備が必要となる事項は、御退位後の補佐組織、それにお住まい、元号の改正など、多岐にわたることになっております。これらの事項につきましては、現在、宮内庁を中心に関係省庁が連携して検討を進めているところでございまして、御退位日の確定後は、所要の予算、組織等に関する具体的な準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

いづれにしましても、政府といたしましては、国民がごぞつてことほぐ中で、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位がつながり行われますよう、最善を尽くしてまいります。

○大西(宏)委員 ありがとうございます。

国民全体でも、今上陛下の安寧と長寿を祈り、新天皇陛下の御即位をことほぐ機運を成就したい

と思いますので、その観点からも御配慮をいただいて、つががなく工程を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、このたびの退位に関して、報道の自由はあると思います、実際。既に確定しているかのよう報道が、情報が流れてきたことも多々、今回ありました。私は大変このことについて気にかかります。

政府や宮内庁の正式発表より前に報道がなされた経緯などを政府は確認しておるのでしょうか、お聞かせください。また、確認したとすれば、今後再発を防ぐ対策は検討されておられますでしょうか。

○平川政府参考人 お答えいたします。

天皇陛下の御退位をめぐりましてさまざまな報道がなされておりますことは承知しておりますが、こうした個々の報道の一つ一つにつきまして、政府としてコメントすることは差し控えていただきたいと思います。

○大西(宏)委員 そういう答弁だろうと思っておりますけれども、それでもなお、今上陛下、新天皇陛下のことほぐ内容でございますので、精密かつ、そして適切に国民にお伝えできるように、報道各社もよろしく願います次第でございます。

続きまして、IR実施法案が、いよいよ提出に向けて、時期の調整などの段階にあると今思っておりますけれども、そこで、多くの国民が関心を寄せているギャンブル依存症についての質問をさせていただきます。

私の地元大阪は、カジノ誘致を今推進しております。しかし、府民、市民からはやはり心配の声があるんですね。不安に應えるために、IR実施法案の策定の前提として、やはり、ギャンブル等依存症対策基本法案、これは議員立法でございませけれども、ギャンブル依存症対策基本法案の成立があると承知しております。自民党、公明党両党のギャンブル依存症対策検討作業チームでも、法案の早期成立を目指す方針を確認しております。

政府においては、菅義偉内閣官房長官を議長として、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が設置されました。二〇一七年八月に、ギャンブル等依存症対策の強化対策を決定、公表されたと承知しております。これは、依存症の予防、防止の観点のもとより、依存症になってしまった場合の医療・回復支援策も盛り込まれております。そこで、この議論の概要と、発表された強化対策のポイントを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○中川政府参考人 御答弁申し上げます。

ギャンブル等依存症対策につきましては、昨年末の当委員会におけますIR推進法に関する御議論も受けまして、また、それに関する附帯決議も受けまして、政府といたしましては、昨年十二月末に、御紹介のありましたとおり、官房長官を主宰者とする関係閣僚会議を立ち上げ、本年の八月末には、ギャンブル等依存症対策の強化について取りまとめたところでございます。

強化策のポイントといたしましては、まず、安易にギャンブルなどに依存することを防止するため、本人、家族申告によるアクセス制限措置や、簡単にお金をかけられるインターネット投票における取り組みの強化、あるいは遊技機の射幸性の抑制などに取り組みしていくこととしております。

また、ギャンブル等依存症患者が必要となるときに早期に相談や治療が受けられるような環境を整備すべく、全国における相談、治療体制の整備、お医者さんなどの、医師等の人材育成、自助グループなど民間団体への支援を推進していくこととしております。

さらに、学校教育における指導、啓発を推進するとともに、また、多重債務等における相談体制の強化も進めていくこととしております。

政府といたしましては、今後、国会と協力いたしまして、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくすための対策をしつかりと実施していかなくてはならないと考えております。健全な社会を構築するため、不断に取り組みを強化

してまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○大西(宏)委員 ありがとうございます。

改めてお聞きしますと、多角的にしつかりと対策の検討をしていただいていることがわかります。これは大切なことでございますけれども、それに従ってきちんと実行してもらい、我々は常にその状況を確認していくことが大切ではないかと思っております。

ところで、日本においては、ギャンブルの中でも特にパチンコについて、射幸性が高く、依存性が高いにもかかわらず、駅前や繁華街に立地し、他の公営ギャンブルにも増して、性別、世代を問わずアクセスしやすいなど、依存症防止の観点からは課題が多いと現在思っております。実質そうすよね。支給されたばかりの生活保護費や年金を握り締めてパチンコ店に向かうなどの話は以前から知られております。

これまでもパチンコ依存症を防ぐ取り組みはあったわけでございますけれども、実際にどれくらいの効果があったかというところ、これははてなです。私は、残念ながら不十分であったかと思ひます。具体的にどのような支援策があったのか、私は認識不足なのかもしれませんが、正確には把握していません。

今回の強化策でも、パチンコ依存症を防止する取り組み、また回復へのさらなる支援などが盛り込まれておりますが、その内容についてやはり広く国民に周知しなければ十分な効果が期待できないのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

まずは、安心パチンコ・パチスロアドバイザーの新設について取り上げたいと思っております。安心パチンコ・パチスロアドバイザーを、全営業所へ配置を目指すというところ。アドバイザーの養成方法、活動内容や現在の活動状況についてお聞かせください。よろしくお願ひします。

○山下政府参考人 安心パチンコ・パチスロアドバイザーにつきましては、本年四月から業界にお

いて開始をした、パチンコへの依存防止対策の専門員を営業所に配置する取り組みでございまして、業界団体が開催する講習会を受講した営業所の従業員等が、営業所においてパチンコへの依存問題への対応を行うこととしております。

講習会におきましては、パチンコへの依存の予防と対策、依存問題に関する相談の対応方法などについて専門家等による講義を行い、本年十一月二十日まで約一万二千五百人が講習を修了したものと承知をしております。

現在、各営業所において、パチンコへの依存問題を抱える人等に対して、相談機関であるリカバリサポート・ネットワークの情報提供や、客自身からの遊技使用上限金額の申告に基づき過度な遊技を予防する仕組みの紹介などの依存問題対策を行っているところでございますが、今後、こうした取り組みにおいて、安心パチンコ・パチスロアドバイザーが中心的な役割を果たすこととなることと承知をしております。

○大西(宏)委員 ありがとうございます。

今の答弁にもありましたが、営業所の管理者の義務として依存症対策を義務づけるということですが、一万五千人いらっしゃるこのアドバイザーがどういう形で功を奏するか、我々は見ていかないけないんですけれども、現在でも依存症対策には取り組まれていると承知していますが、そこで、今回の強化策はこれまでとどう違うのか、例えば前述のアドバイザー設置など、具体的な内容をお聞かせいただきたいと思ひます。

○山下政府参考人 現在、営業所によって依存防止対策の取り組み状況がさまざまであるところ、全ての営業所において適切な依存防止対策を組織的に行わせるため、風営適正化法施行規則に規定する営業所の管理者の業務に依存防止対策を追加する、こういう内容とする改正規則が、本年八月、制定されたところでございます。

現在、業界におきましては、御指摘の安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置のほか、ポスター等の営業所内での掲示、営業所の広告への掲

載等による依存防止に関する相談窓口等の情報提供や、過度な遊技を行わせないよう客に対して注意喚起することなどの取り組みが進められているところでございます。

今回の改正によりまして、現在営業所で行われている各種の自主的な取り組みが管理者の業務として位置づけられますことから、こうした取り組みが一層推進されるものと考えております。

○大西(宏)委員 しっかりと実施していただき、IRが本来の意義で日本が観光立国としてさらに発展するために一助となるよう、負の側面であるギャンブル依存症の予防、防止に取り組んでいただきたいと思ひます。

続きまして、海洋政策に質問を移させていただきます。特に、我が国の重要な領土である離島に関する政策について質問をさせていただきます。

本年は、一例を挙げると韓国資本に進出している対馬などでありますが、有人国境離島元年として、政府、地方が一体となりまして、保全と地域社会の維持に関する施策を強力に推進しております。大変重要な取り組みだと思いますけれども、そこで、具体的な取り組みと現状についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○江崎国務大臣 お答えいたします。

委員言われるように、国境離島は我が国の領海等の外縁を画する根拠となるものであり、その保全管理は領海保全等の観点から重要な施策であります。とりわけ有人国境離島地域は、継続的に人が居住することにより、領海保全等の活動拠点としての機能の維持を図ることが最重要であります。

このため、本年四月に、いわゆる有人国境離島法が施行されたところであります。この法律に基づき、有人国境離島地域の保全策と国の行政機関の施設の設置のほか、離島であるゆえの不利な条件を緩和するため、地域社会維持推進交付金を新たに創設して、離島住民向けの航路、航空路運賃の引き下げや雇用機会拡充の取り組みなどの施策を講じております。

引き続き、有人国境離島地域が有する活動拠点としての機能を維持するとともに、特定有人国境離島地域で転入が転出を上回るような、関係省庁と連携して、効果的な施策を講じてまいります。

○大西(宏)委員 ありがとうございます。

今の質問に関しますが、対馬において、仏像が盗まれた事件がありました。

この仏像は、現在韓国に持ち込まれており、いまだ返ってきておりません。政府としては経緯は掌握していると思ひますが、これはやはり仏像返還に向けた取り組みをしていただきたいと思ひます。これは、質問しようと思つてい

るんですけれども、あと五分なので、ちよつとはしよらさせていただきます。

この窃盗事件はニュースなどで大分と報道されましたけれども、背景にある韓国資本の離島への進出などの情報が国民全体に対して周知されてい

ないというのも、これは問題だと思います。大切な領土に関する問題ですから、このあたりは国民全体の重要な問題意識として、もう少し広報に力を入れていただくように、これは要望をさせていただきます。

領土・主権対策の観点から見ますと、竹島や尖閣諸島をめぐる昨今の情勢は厳しさを増しております。もはや猶予のない状況です。既成事実をつくった方が勝ちであるかのような周辺諸国の動き

がありますけれども、これは日本として今後に対抗していかなきゃならないことだと私自身思っております。どうぞ、大臣にもよろしく願ひする次第でございます。

ちよつと時間がありませんので、済みません、はしよらせていただきます。

いただきます。

サンフランシスコ市議会が中国系の民間団体から像の寄贈受け入れを決議し、同市リー市長が二十二日に承認いたしました。悲しいことでございます。

いわゆる慰安婦像は、米国のみならず、オーストラリアやヨーロッパにも設置されているわけですから、今回は、問題となつてはいる米国について、米国民土で慰安婦像はどのくらいの数が設置されているのでしょうか。お聞かせください。

○志水政府参考人 お答え申し上げます。

慰安婦像ないし碑に関しましては、その件数について網羅的に把握することは困難でありますけれども、アメリカにおきましては約十の像及び碑が設置されていると承知しております。

○大西(宏)委員 ありがとうございます。

さて、大阪市とサンフランシスコ市の姉妹都市は六十年の歴史があります。一昨日の本会議で、大阪市議会での自民党の行動が国益を損ねかねないものだという趣旨の発言がありました。私は、大阪市の議員を十六年務めさせていただき、大阪の自民党の一員として、今回、印象操作された内容に、非常に悔しい思いで議場におりました。国益を守ることが議員の一番の使命であり、私を含め大阪の自民党は、そのことを曲げた行動を決してしておりません。

大阪市議会においては、本年五月と九月に、サンフランシスコ市議会に対していわゆる慰安婦像設置撤回を求める議決が否決となりました。言うまでもなく、自民党と公明党両党の反対のためです。自民党大阪市議団も、当然であります。いわゆる慰安婦像の設置は断固反対です。では、なぜ決議に反対したのか。

これは本来、政府が外交問題として解決すべき問題です。政府は、国家外交として、サンフランシスコ市に対し、二〇一七年度、市議会関係者などにアプローチして、今回もサンフランシスコ市長に対して拒否権を行使するように申し入れたということを承知しております。政府が解決に向け

て取り組んでいる最中に地方議会が決議などの重要行動をとれば、それは国益を損ねると、自民党、公明党が判断した結果なんです。

この行動について、政府として見解をお聞かせください。

○堀井(蔵)大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、地方議会における各会派の活動について、政府としてコメントをすることは差し控えています。

その上で、今回の慰安婦像のサンフランシスコ市への寄贈は、我が国の政府の立場と相入れない、極めて遺憾なことだというふうに考えております。

そういった観点から、我々としては、政府としては、サンフランシスコ市長に対して、二十四日まで拒否権を行使するよう申し入れを行ったところであります。

承認されたという報道は接しております。その点は大変遺憾に存じているところでございます。

○大西(宏)委員 予測どおりの回答で、大阪市に限らず、一般的に、地方議会の行動については承知しないということでございます。

余談ですが、釜山港は大阪市の姉妹港、上海は姉妹都市、南京市は覚書締結都市ということで、大阪市が今回の像の設置だけを取り上げて姉妹都市を解消するというのも、何か変な感じがあります。

さらに言えば、国際行政間交流といえども、市長が出す公文書というのは、言葉遣い一つ一つが、表現などを大変慎重に選ばなければならぬはずなんです。今回、大阪市の吉村市長が送った文書、本当に大丈夫だったんでしょうか。

私には、問題提起の意味でも今回の問題を質問させていただいているわけでございますけれども、さて、他の地方議会へ大阪市のこのような、広がっていった場合、これは外交上、影響は出ないのでしょうか。外交は、一国の政府が多角的な観点から国を守るための行動。こうした繊細な判断が求められているような問題に関して、国の外交の頭ごなしに地方自治体がそれぞれの主張を行動に移すことは外交上に影響が出ないか、これを問題視させていただいています。どうでしょうか。

○堀井(蔵)大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、今後仮にこういったケースが生じればという点については、仮定の質問については、大変恐縮ながら、お答えすることは差し控えたいと存じます。

また、地方公共団体間の個々の姉妹都市関係について、私も直接コメントをすることは差し控えたいと存じます。

があるかもしれません。もちろん、地方議会が地方議会としての意思の表示をすることを否定するものではありません。しかし、外交政策として国益上非常に重要な分野において、国の外交に弊害があるような行動をする場合、どうなのでしょう。

私には、問題提起の意味でも今回の問題を質問させていただいているわけでございますけれども、さて、他の地方議会へ大阪市のこのような、広がっていった場合、これは外交上、影響は出ないのでしょうか。外交は、一国の政府が多角的な観点から国を守るための行動。こうした繊細な判断が求められているような問題に関して、国の外交の頭ごなしに地方自治体がそれぞれの主張を行動に移すことは外交上に影響が出ないか、これを問題視させていただいています。どうでしょうか。

○堀井(蔵)大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、今後仮にこういったケースが生じればという点については、仮定の質問については、大変恐縮ながら、お答えすることは差し控えたいと存じます。

また、地方公共団体間の個々の姉妹都市関係について、私も直接コメントをすることは差し控えたいと存じます。

その上でありますが、一般論として申し上げます。地方公共団体が外国の地方公共団体と姉妹都市などの枠組みのもとで交流を深め、さまざまな意見交換や、そして相互理解、草の根交流が行われるということは大変有意義なことだと考えております。

いづれにいたしましても、政府といたしましては、この慰安婦問題を政治問題、外交問題化させるべきではないという基本的な認識を踏まえまして、現地の大使館や総領事館を通じて重層的に情報収集を行うとともに、引き続き、関係者に対して適切な対応を求めてまいりたいと存じます。

○大西(宏)委員 我々は、都市間同士の友好を深めるために関係のある姉妹都市の問題、国家間の外交を混同してはいけないことが、今の答弁でわかると思います。

自民党大阪市議団、大阪の自民党、公明党の判断、行動は、国益を守るためであり、政府の立場と同じものであります。最後にはつきりと申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○山際委員長 次に、岡下昌平君。

○岡下委員 自由民主党の岡下昌平でございます。

本日、内閣委員会、自由民主党、四名が質問に立たせていただきました。三番バッターでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、第四次安倍内閣発足から初めての内閣委員会ということで、まずは、内閣の重要政策の一つになっております人づくり革命について、御担当の茂木大臣に現時点での基本的な考え方を質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

人づくり革命というのは非常に漠然とした言葉で、人によって捉えるイメージはまちまちでございます。何をすれば人づくりになるのか、何のために人づくりをするのか、私も含めてそうなんです。まだまだ一般には余り理解されていないと思います。

人づくり革命は、安倍総理大臣がことしの通常国会が閉会した翌日の記者会見で述べられたということから始まりました。ここで、その内容をいま一度確認させていただきたいと存じます。

総理は記者会見で、この国会では、長年実現してこなかった返還不要、給付型の奨学金制度を新しく創設する法律も成立しました。どんなに貧しい家庭に育つても、希望すれば高校にも、専修学校、大学にも進学できる。子供たちの誰もが夢に向かって頑張ることができる日本でなければなりません。

そして、若者も、お年寄りも、女性も、男性も、障害や難病のある方も、一度失敗を経験した人も、誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分発揮することができるよう一億総活躍の日本をつくり上げていかなければなりません。

家庭の経済事情にかかわらず、高等教育を全ての子供たちに真に開かれたものにしていく。リカレント教育を抜本的に拡充し、生涯にわたって学び直しと新しいチャレンジの機会を確保する。これらに應えるため、当然、大学のあり方も変わらなければなりません。

画一的な発想にとらわれない人づくり革命を断行し、日本を誰にでもチャンスあふれる国へと変えていく。こう述べられました。

そこで、大臣にお尋ねをいたしますけれども、人づくり革命のスタート、これは当初は、教育の機会均等といいますが、経済的に恵まれない方々にも、支援を行って、高校、大学などの高等教育あるいは幼児教育を受ける機会、チャンスを持つてもらおうということが発端だったのではないかと思います。まずは、大臣のお考えになられております人づくり革命のコンセプトというものを聞かせたいと存じます。

○茂木国務大臣 岡下委員の方から、六月十九日のあの総理の会見、改めて御紹介いただいたところであります。

確かに、人づくり革命、まだ耳なれないといいますが、なかなかその具体像までよくわかりでない国民の方もいらっしゃると思います。

そして、六十五歳で引退をして老後を迎えるわけでありまされども、百七歳ですから、四十三年働いた後に四十二年の老後が待っている。何となくイメージできない世界になっていくんじゃないかな。

こういった超長寿社会、世界に先駆けて日本が迎えるわけですが、そこにおいて、個人がどのように、これまで以上に長い人生を再設計して、活力を持って生きていくのか。そのためには、個人の問題だけではなく、教育をどうするのか、そして雇用制度をどうするのか、さらには社会保障制度のあり方、国の制度、さらには経済社会システム、これがどうあるべきなのか。こういった、教育だけにとどまらない幅広いテーマについて考えていく、これが人生百年時代、人づくり革命の根底にある大きなテーマであると考えております。

これまで、人生百年時代構想会議、総理を議長にこの九月に立ち上げて、さまざまな議論も進めてまいりました。その中で、三歳から五歳までの子供を中心にした幼児教育の無償化、そして、真に支援が必要な所得が低い家庭の子供たちに対する高等教育の無償化、さらには、いつでも、何歳になっても学び直しが可能になるようなリカレント教育、専門教育の充実、こういったことを内容とする政策パッケージ、来月上旬に策定して、その具体策をお示ししたいと考えております。

こういったものを通じて、これまで人生が三つのステージだった、その中で、高齢者給付が中心になっていた社会保障制度も全世代型へ転換をしていきたい、このように考えております。

○岡下委員 ありがとうございます。

すばらしいコンセプトで、非常に我が国の将来を的確に捉えられたお考えだと感銘を受けております。

本年九月十一日に、内閣総理大臣を議長として、今大臣からも御紹介がございましたが、第一回人生百年時代の構想会議というものが開催されました。

今大臣の御答弁にもございましたけれども、日本の子供たちに至っては百七歳まで生きる。私は、安田財閥の安田善次郎さんの言葉で、五十、六十ははな垂れ小僧、男盛りは八十、九十、そういった言葉を思い出したんですね。百年前は非現実的な言葉であっても、今ではそれが現実的になってきていると、改めての気づきと驚きもございます。

この構想会議のメンバーの方々も非常に年齢層が幅広いと伺っております、十九歳から八十二歳のさまざまな方で構成されている。

私は、その中でお二人に関心、目がとまったんですが、まず若宮正子さん。この方が八十二歳、ゲームアプリの開発者。テレビの特集で若宮さんのことをやっておりましたけれども、この若宮さん、そもそも機械音痴だったにもかかわらず、八十歳からプログラミングの勉強を始められて、おひな様のヒナダンというゲームをおつくりになりました。高齢者の方でも楽しめるように、おひな様をスクロールで移動してひな壇を完成させるのではなくて、とんとタップしてひな壇を完成させるというものなんです。この、アップルがサンノゼで開催されたイベント、そこにサプライズゲストとしても御招待されておられまして、アップルのCEOの方と楽しげに、生き生きと話をされているこの若宮さん、とても印象に残りました。

自分が八十歳になったときに新しいことを始めることが果たしてできるのか、改めて考えさせられたと思います。

もう一方は、十九歳の三上洋一郎さん。中学二年生で学生団体GNEXを結成されて、二〇一三年三月にこのGNEXを法人化されて、現在は企業向けのデジタルマーケティング支援システムの提供を中心に複数の事業を展開されている。社長業の傍ら慶応大学の二年生ということもございます、私の十代を振り返ると大変信じられない、すばらしい方だと思っております。そこで、大臣は、この会議の席上、お二方にお

会いされていると思うんですが、このお二方の印象、率直に受けられた印象、あるいは、例えば若宮さんの、八十歳から勉強されたというその原動力がどこから来ているのか、バイタリティーというんでしょうか、あるいは三上さんの発想力の源、そういったところはどこから来ているのか、大臣が受けた率直な印象を少しお聞かせいただけたらと思います。

○茂木国務大臣 ありがとうございます。

この九月に立ち上げました人生百年時代構想会議、委員御指摘のように、若い方、十代から、年配の方、八十代、若宮さんまで、幅広い年齢層。しかも、政府の会議では珍しいと思うんですが、海外の研究者、人材資源論の権威でありますリンダ・グラットン教授にも入っていただいたり、こういった中でさまざまな角度から御意見をいただいております。

御指摘の若宮正子議員、高校を卒業して銀行に勤めるわけでありまされども、定年退職後、ソフトウェアの開発をする、六十歳でパソコンを買うというところで、初めてそのときに操作をして、勉強を重ね、ゲームアプリ、ヒナダン等を開発されたわけでありまして、それが、委員お話しのように、アップルからも非常に評価をされ、そして世界最高齢のアプリ開発者と紹介をされた。印象から申し上げます、非常に好奇心が旺盛でいらつしやる、そういったことを感じました。新たにチャレンジを続ける、こういう気持ちを常にをお持ちでありまして、声も非常に若いんですね。人生を楽しんでいる、こういう印象を受けたところであります。

一方、一番若い三上洋一郎さん、株式会社GNEXの代表取締役CEOであり、また慶応の二年生ということなんですけれども、中学二年で起業する、自分でビジネスを起こすんですが、高校一年のときに、その事業に専念するために高校を中退する、そして、高校認定試験を受験して大学の受験資格を取って、二〇一四年の四月から慶応大学で勉強し、同時に経営者としても活躍をされている。

率直に申し上げて、これまでの単線型の、大学なりを卒業したらそのまま新卒一括採用でどこかの企業に勤める、こういう形ではない、まさに人生を再設計する、新しいタイプの人材なんだなと。非常に若い視点から、しかも、極めて堂々としているんですね。官邸のあの会議室に入ってきて、総理もいる前でも堂々と意見を言う、十九歳で。恐らく三上さんは普通の就職はされないんじゃないかなと思いますけれども、普通に新卒でどこかの会社の面接に行っても、面接官は合格と言うことになるんじゃないかなと思います。

○岡下委員 ぜひ、そういったすばらしい方をこの内閣委員会にもお招きいただいて、今後の本当に人づくり革命を中身の濃いものにしていくためにも御意見を伺う機会を設けていただけたらと思いますので、委員長におかれましてはぜひ御検討いただきますようお願いを申し上げます、私の質問を終えさせていただきます。

○山際委員長 この際、お諮りいたします。各件調査のため、本日、政府参考人として消防庁国民保護・防災部長杉本達治君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山際委員長 次に、神谷昇君。

○神谷(昇)委員 自由民主党、神谷昇でございます。質問の機会を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

台風二十一号が、泉州を初めとする各地で大きな被害を起こしたわけであります。泉州では、台風が来ても被害が起らない、そういうふうな皆が思っておったんですけれども、今回はかなりの

被害が出ております。

その原因は、見ますと、私の地元でございます和泉市の北田中町の雨量観測所では、何と十月二十一日の午後から十月二十二日曜日の深夜までに五百ミリ以上の雨が降ったという、これは観測史上初めてでございますから、ひよっとしたら五十年あるいは百年に一度の雨があつたかもしれません。それで大きな事故が発生し、そしてまた、大阪府に甚大な被害を与えたということでございます。

それで、まずお尋ねしたいのは、この二十一号の台風による大阪府下での土砂災害に関する被害箇所と被害状況、そしてまた今後の対応についてお聞かせを願いたいと思っております。

○栗原政府参考人 お答え申し上げます。

今般の台風二十一号により、大阪府では、土石流一件、地すべり一件、崖崩れ四件の土砂災害が発生しております。

国土交通省では、上空からのヘリ調査を実施するとともに現地調査を行いまして、二次被害の可能性や対応方針について、関係自治体へ技術的助言を行いました。

特に、今後の降雨等により被害の拡大するおそれが高い和泉市国分町の地すべりにおいては、和泉市が既にブルーシートの設置等応急対策を行うとともに、大阪府が伸縮計を設置し、監視を行っております。

今後、地すべり防止工事等について大阪府が現在検討しているところであり、これを踏まえて、国土交通省としても技術的、財政的支援に努めてまいります。

○神谷(昇)委員 ありがとうございます。

この発災以来、いわば地元の岸和田警察、そしてまた岸和田消防署、大臣が御視察をいただいた岸和田の大沢地区でございますけれども、岸和田警察そして消防署、そしてまた機動隊、そしてまた自衛隊等々、迅速な行動をしていただいて被害が最小に抑えられた、これは高く評価しておるところであります。

今回の二十一号台風によって破損をいたしました自治体が管理する道路とか河川等の災害復旧に当たりましては、国の国庫補助基準がいろいろとあると思うんですけれども、激甚災害も認定されたと聞いておりますけれども、その辺についてお聞かせを願いたいと思っております。

○清瀬政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、台風第二十一号によりまして、地方自治体が管理する道路、河川等の公共土木施設についても大きな被害が生じてございます。

一般的に、自然災害によりまして自治体が管理する道路、河川等の公共土木施設が被災した場合に、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づきまして、国として復旧の支援を行うことが可能となっております。

この災害復旧事業の国庫費用負担の考え方でございまいけれども、地方自治体が施行する事業費のうち、当該自治体の標準税収入に充当して国が三分の二以上を負担するとともに、地方自治体の負担分につきましては、地方債による起債と交付税による措置がなされておまして、さらに自治体の負担を軽減する仕組みとなっております。

今後とも、被災自治体の負担軽減を図りつつ、できる限り早期に被災地が復旧できるよう、全力で取り組んでまいります。

○神谷(昇)委員 被害がもう数十カ所にも及びますので、ひとつその辺の手厚い対応をお願いしたいと思っております。

最近、台風二十一号を初めとして、いろいろな台風、そういう台風によって災害が甚大であるというところで、いわば激甚災害の認定を受けております。

こうして、次々と続いてくる。数年前もそうでした。線状降水帯によって広島のある土砂災害が一気に起こってきた。大規模の、大きな河川が線状降水帯であつたという間にあふれてくる、こういうことがもう毎年のように続いているわけですか

ら、これはこれから政府の対応というのが非常に重要となってくると思うんですが、その辺の対応についてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

○米澤政府参考人 委員御指摘のとおり、これまで何十年に一度とされてきました大規模な災害が近年は全国各地で毎年のように発生しており、今後も、気候変動の影響により、自然災害のさらなる激甚化が懸念されております。

このような事態を踏まえ、社会全体で水害に備える水防災意識社会を再構築すべく、河川の氾濫を防ぐ対策とともに、氾濫した場合にも被害を軽減する対策や、地域住民への水害リスクやとるべき避難行動の周知等の総合的な取り組みを関係省庁や地方自治体と連携して推進しているところでございます。

今後とも、ハード、ソフト一体となった総合的な防災・減災対策に政府一丸となって取り組んでまいります。

○神谷(昇)委員 ありがとうございます。

国土強靱化計画と相まって、しっかりとその対策を進めていただきたいというふうに思っております。

きょうは、小此木大臣、ありがとうございます。

この十月の二十二日に発災後、二十七日金曜日に大臣が岸和田市の大沢地区を御視察賜りまして、本当にありがとうございます。

この崩落を考えると、ある建設業者さんが、建設残土をあらこちらから、大沢地区の谷に埋めた。近所の方のお話を聞きますと、一日百台、十トンダンブで百台、その騒音と振動というのはいまうすごかったみたいです。延べ一万台以上を埋めたというふうに聞いておりました。

それで、地元では、これだけ埋めて大丈夫なのか、一年前でもちよつと崩落したところがあったとかで、大丈夫かなというふうに思っております。

ところが、先ほど申し上げましたように、この

泉州地区では未曾有の大雨が降ったわけでありまして、これが引き金となつて一部が崩落して、そして、崩落をして、小さな川を埋めて、対岸の道路も埋めて、山にどおんと当たつて、ダムのようなつたわけでありまして。それが十月二十二日の午後五時ごろであります。そのときに軽自動車が一台中通つておまして、一台につきましては水没して溺死されたわけでありまして、一台の方は辛うじて、車が手であいたものですから脱出できた、そういうことであります。

日ごろから地元の人については、大丈夫かなというふうなことがあつて、こういうふうな悲しい事故が起こつて、大臣は、あの軽自動車に向かつて手を合わせていただきました。それが私は非常に印象にございまして、大臣のその手の合わせ方も真剣そのものでありまして、すごい方だなというふうに私は感心いたしました。

そして、いわば崩落原因、地元の人は、また崩落するの違うかと、これを大変心配しておまして、それにつきましては国土交通省の専門官がさらに精査をしていただきたと思つておる。また、崩落原因の法的責任については、これは私が言うべきことではありません。また捜査当局が厳正にしていただけるといふふうに思っております。

それで、大臣、あのとき、軽自動車がございましたね。あれをきのう私は見てまいりました。やはり、きょう大臣に来ていただくのに、きのうの、最近の情報はどうかと見てまいりました。道路がまだ半分ぐらい残つていましたけれども、これが、道路がちよつとずつ削られて、軽自動車が落ちていくんですね。

大阪府も一生懸命やつていただいております。河川の臨時的ななをつくつて先に水路を確保して、そして大規模な復旧作業に入るといふふうに、国、府、そして市を挙げて頑張つておる姿については私は心から敬意を表し、また感謝をし、そして、地元の皆さんとともに、一日も早い復旧を目指して頑張らせていただきたと思っております。

ますが、大臣、わざわざ岸和田市の大沢まで来ていただきました。その御感想でもあればお聞かせを願いたいというふうに思っております。御質問

○小此木国務大臣 おはようございます。御質問ありがとうございます。

十月二十七日に委員の御地元の岸和田・大沢地区にお邪魔いたしました。知事や地元の市長さん、そして委員初め御選出の議員の皆さんにも御案内をいただいて、牛滝川の水没、府道の水没で軽自動車が進み込まれて、その中に女性が一人居られ、その方がお亡くなりになったというところでございます。これは特に、事務方がお答えしましたとおり、大雨、台風、地震も含めまして非常に災害が多い近年でありまして、多くの方々が亡くなりになり、人の命がなくなるといふことでありますから、大変なことではあります。

その現場にお邪魔をいたしまして、思わず手を合わせましたが、これにつきましては、きちんと国が地元としっかりと意識を共有して、災害の重さ、命の重さ、あるいは、防災という観点からは、皮肉なことに災害が多いですから、それに伴って多くの国民の皆さんの災害に対する防災の意識というものが高まってきたかなということも皮肉ながら感じますけれども、そういった会議等々、国も積極的に地方自治体や個人の皆さんに発信をしながら、きょうも全国の知事さんが集まっていたので、会議がございまして、防災担当といたしましては、そのことの意見交換も改めてさせていただきたいと思っております。しっかりと万全を期してこのことについては当たってまいりたいと思存いたします。

○神谷(昇)委員 大臣、どうもありがとうございます。大臣、もう一カ所御視察いただきました。南海本線の橋脚が沈んだ。あれも、きのう修理ができて、もう上下線が開通したようでございます。本当に御尽力にありがとうございます。先ほど申し上げました、広島での線状降水帯による土砂崩れ。今、日本の森は健康状態であるか

どうかと考えてまいりますと、非常に不健康である。それはなぜかといふと、いわば木が密集しておりまして、やはり、林道だけと違って、路網を整備して、そして、路網整備しながら、いわば奥から間伐なりしながら、太陽が地面まで照るようにして、森の健全化を図っていくかなければいけない。これがやはり防災面を考えると基本であるというふうに私は考えておりますが、この点について農水省のお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

○織田政府参考人 お答えいたします。

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など、多面的機能を有し、国民生活や国民経済の安定のために不可欠な役割を果たしております。これらの機能が十全に発揮されるよう、森林の整備、保全を適切に進めていく必要があります。

一方、近年、集中豪雨等による大規模な山腹崩壊など激甚な山地災害が頻発しておりまして、林野庁といたしましては、樹木の根や下草の発達を促す間伐等の森林整備、あるいは土砂の崩壊、流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備などにより、健全な森林の整備、保全を推進しているところでございます。

今後とも、地域の安全、安心の確保のため、国土強靱化に向けた事前防災、減災の観点から、森林の維持造成にしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

○神谷(昇)委員 ありがとうございます。一層進めていただきたいと思います。

東北の大震災でも、テレビでも見ておりました。またわかつたことですが、災害時に、みずからの命を顧みず避難勧告をふれ回ったり、またあるいは土のうを積んだり堤防を閉めに行つて、そしてそのときに被災をされてという命を落とされた、そういうケースが多々ございます。

その中で多数の公務員の方が命を落とされているわけですが、その際、公務員災害補償制度が適用されているということは承知して

ますけれども、警察官が災害に巻き込まれて殉職した場合、一般の公務員とは違った補償制度はあるのかどうか、これが一つです。

それと、やはり東北の大震災でもそうでございます。またしたけれども、民間の消防団の方とかいろいろな方が水門を閉めに行つて被災されたとか、いろいろなケースがございました。その民間の方々に対しての補償制度はどうなっているのか。

この二点についてお聞かせ願いたいと思ひます。

○三浦政府参考人 警察官の場合についてお答えを申し上げます。警察官が災害への対応に際し死亡した場合においては、御質問にもございました公務員災害補償制度による公的補償のほか、国家公安委員会規則及び都道府県の条例等に基づいて、その危険性及功労に応じ、賞じゅつ金の支給が行われているところでございます。

ちなみに、国が支給する賞じゅつ金については最高額が三千万円とされておりまして、都道府県から支給される賞じゅつ金については、各都道府県によって異なりますけれども、その最高額は約五千万円から六千万円とされているところでございます。この範囲内でそれぞれ支給されることとなります。

また、積極果敢な職務執行に対して、警察庁長官や警察本部長による表彰を行うとともに、昇任の特例として二階級上位の階級に昇任することができるといった規定に基づいて、階級の昇任等の措置が講じられているところでございます。

○杉本政府参考人 私からは、民間の方、特に消防団員の関係についてお答えを申し上げます。

消防団員の方が公務上の災害によって損害をこうむつた場合につきましては、消防組織法によりまして、市町村は政令に定める基準に従つてその損害を補償するということがされております。この場合、ほかの公務員災害補償制度に準じまして、例えば、亡くなられた場合であれば、遺族補償及び葬祭補償などの一時金ですとか年金が支払われ

ということになっております。

これに加えて、今警察官の方のお話もございましたが、殉職した消防団員に対しては、消防表彰規程に基づきまして殉職者特別賞じゅつ金などの支給がされるとともに、都道府県、市町村からも、各団体の条例に基づきまして賞じゅつ金が支払われるということになっているところでございます。

以上でございます。

○神谷(昇)委員 ありがとうございます。

時代に即応して、その賞じゅつ金も御勘案をいただければ幸いです。

時間が参りました。最後、お聞きしたかったんですが、要望をさせていただきたいと思ひます。こうして、災害がたびたびやってくるようになりまして、それも激甚災害であります。そうしますと、避難勧告はたびたび出るわけです。避難勧告をしますと、その地には誰もおらなくなりまして、非常に物騒であります。悲しいことでございますが、その不幸を喜んで、そこに泥棒に入る方がいる。それは絶対防いでいかなければいけないというふうに思っております。その対策について極めて重要と考えますので、それについての十分な対応策をこれからお願いしたいと思ひます。

きょうは、小此木大臣も出席していただいて、本当にありがとうございます。そして、先ほど申し上げましたように、亡くなった方に、本当に心を込めて御冥福をお祈りしていただきました。ありがとうございます。私も、その地は六回寄せていただいて、行くたびに御冥福をお祈りし、そして被災された方の御意見を聞いて、そしてまた、これからの対応をこの国政に、一生懸命頑張らせていただきたいと思います。

きょうは、貴重な時間を賜りまして、まことにありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。

○山際委員長 次に、佐藤茂樹君。
○佐藤(茂)委員 公明党の佐藤茂樹でございます。

特に、今回このとおり運転のことをあえて取り上げようと思いましたが、ことし六月に神奈川県内の東名高速道路で起きた事故を契機に、あお

そこで、いわゆるあおり運転について明確な定義はないと言われております。道交法を調べても、そういう言葉は出てきていないわけですが、ただ、社会的には、あおり運転の主な例としては、一般に、例えば一つは、車間距離を極端に詰め、接近して執拗に追い回す、追跡する。二つ目には、幅寄せをする、三つ目には、接近し

このJAFの調査結果を警察庁としてのよう
に受けとめておられるのか、警察の御答弁をいた
だきたいと思います。

車間距離保持義務違反についての平成二十八年中の検挙状況は、今お尋ねにあったとおりでございます。

いわゆるあおり運転につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、道路交通法上特段の定義もなされていないことから、この昨年の検挙件数七千六百二十五件のうち、いわゆるあおり運転による違反がどれくらいあるのかということにつきましては、把握していないところでございます。

ます。

私どもといたしましては、一般のドライバーに危険を感じさせる悪質、危険な運転につきまして、まずはこれを抑止していくということが重要であると認識しております。警察官がこれらの行為を現認した場合でございますとか一〇番通報がなされた場合等におきましては、それぞれの違反の態様に応じてしっかりと取り締まっていくということがまず先決ではないかと考えているところでございます。

○佐藤(茂)委員 もうこちらもわかっていて質問しておるんですけれども、道交法では、冒頭から言っておりますように、あおり運転ということに對して、直接ということでは、現在の法律では確かに定義もされておらずに、取り締まる、そういう法的なものという、今言いましたように、車間距離不保持、こういう容疑で摘発する、そういうことしかできない限界があるんですけれども、しかし、やはり悪質、危険な行為というように感じられるものに対してはもっと厳しく警察としても取り締まる必要があるんじゃないか、そのような問題意識から今回質問させていただいているわけでございます。

重大事故につながるような、あおり運転のような、そういう悪質、危険な違反は徹底して取り締まるんだ、そういう意思をぜひ警察の方でも示していただきたいし、取り締まりの強化に警察を挙げて取り組むんだ、そういう決意というもの、やはり今の、現在、社会が抱えているこの状況の中でしっかりと示していただく必要があるんじゃないかと思うんですが、国家公安委員長の見解を伺いたいと思います。

○小此木国務大臣 例えば、交通事故の死者が一万人を切らなかった年月があった中で、さまざまな皆様の努力によって今その数が減少してきているということは、事実としてあります。

その中で、今あおり運転のことについて言われましたけれども、これはもうとんでもない話であって、安全運転を心がけるドライバーに對して

危険な思いをさせる、怖い思いをさせる。特に、高速道路の上でその事件があったということは、私の地元の神奈川県で起きたことでありますので、なおさら、これはひどいものであるということを感じています。

あおり運転という定義をするのはなかなか難しいので、法律上のことしか事務方も私も答えられませんが、法律上、この危険な運転については、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反、追い越しの方法違反、これによって取り締まりを行っているのが現実であって、あるいは、危険性の高いものとしては暴行罪を適用している例もあるということでもあります。

引き続き、重大事故につながるやうい悪質、危険な運転の取り締まりを強化するように、私といたしましては、しっかりと警察に訴えて指導していきたいと思っております。委員と同じ気持ちでございまして、また御指導いただければと思います。

○佐藤(茂)委員 もう一つは、既に今警察の答弁の中でありましたけれども、きちっとした取り締まりの強化とともに、やはり日ごろからの、安全運転に努められるように、ドライバーの皆さんに對しての教育また啓発ということが非常に私は大事じゃないかと思うんですね。

特に、今多くの人がやはりストレスを抱えているわけでございまして、あおり運転が横行する背景に、人はハンドルを握ると攻撃性が強まる、そういうドライバーの意識を指摘する声もあるわけですね。

そこで、やはりドライバー一人一人が思いやりを持って、交通マナーを意識して運転してもらう、また、譲り合いで安全運転に努められるように、免許更新時は当然のこととして、さまざまな機会を通して講習や啓発をしっかりとさせていただく、その中で、あおり運転の危険性というのをしっかりと教育していただく、こういうことが、社会から危険な行為を排除するための啓発活動として必要ではないか。

これは、警察だけではなくて、ぜひ関係機関ともしっかりと連携して、社会からそういう危険な運転がなくなるような、そういう運動というものをしっかりと起こしていただくことはできないのかと考えますが、警察庁の見解を伺いたいと思います。

○榊田政府参考人 お答えいたします。

交通ルールを守り、相手の立場に思いやりを持って運転するということは、運転者の基本的な心構えでありまして、運転免許証の更新時の講習を初め、さまざまな機会に教育でありますとか啓発を行っているところでございます。

最近の情勢を踏まえまして、あおり運転等の危険な行為を行わないこととありますとか、これらの行為は厳しく取り締まられるということを運転免許証の更新時の講習におきまして改めて説明するよう、都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

また、違反をした者の運転免許証の更新時の講習でありますとか、違反を繰り返して運転免許の停止処分等を受けた者に対する講習におきましては、攻撃性、自己顕示性などの運転適性につきましては、検査を行い、指導を行っているところでありますが、こうした取り組みが適切に行われるよう、都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○佐藤(茂)委員 もう一つは、事前のやりとりの中で、公判中なのではなかとお答えしにくいという話がありました。

今回は、この六月の事故に對して、神奈川県警は最初、いろいろ重い罪の危険運転致死傷容疑で何とか逮捕したいと考えておられたようですが、運転中の妨害行為で事故に至ったケースというのが危険運転致死傷罪が想定しているケースだったんですね。今回の事故は停車後に起きた、そういうこともあつてそれを断念された、そういう経緯も報道されております。まあ、公判中なので、ところが、横浜地検は、そうじゃなくて危険運転致死傷罪を適用して今回起訴されたわけでは

が、これから、やはり議論としては、危険運転致死傷罪も、運転中だけではなくて、今回のように、容疑者が車をとめて、被害に遭われた方々のワゴン車を無理やりとめさせる、そういう行為に對しても、やはり危険な行為であることは間違いないので、適用できるような、そういう法改正も視野に入れた検討もぜひ進めていただきたいとお訴えして、二番目の議題に移りたいと思います。

一つは、北朝鮮の寄港船への対応について、警察及び海上保安庁の対応についてお尋ねをしたいと思ひます。

千葉港に十一月三日から十一月十三日まで停泊しておりました香港籍の貨物船オーシャンスキップ一号の船員から、千葉県警の警察官が、一月と二月に北朝鮮に寄港したと聞きながら、県警として対応せず、十三日に出港を許していたことが明らかになりました。

今、御存じのとおり、日本政府は、北朝鮮への制裁として、特定船舶入港禁止特別措置法案に基づきまして、北朝鮮に寄港した全船舶の日本への入港を禁止しております。

十一月十二日に警察官が船を巡回した際、船長及び船員から、一月と二月に北朝鮮の羅津港に寄港した旨の発言があり、船内には北朝鮮に寄港したことを記載した関係書類があったということでございます。

今、やはり特定船舶入港禁止法案以降も、御存じのとおり、今の政権としても、とにかく政府を挙げて、圧力を強化して、何とか北朝鮮の政策を改めさせよう、そういう段階において、断じてあつてはならない失態ではないかと私は思っているんですね。

十二日の夜に水上警察隊員が当該船舶を巡回した、訪れたときに本来とるべき措置というのはどうあるべきだったのか、何を怠ったのか。あるいは、この隊員が特捜法を熟知していないのであれば、今後、全国の港の警察に特捜法の内容等について再度徹底を図る等、今回の北朝鮮寄港船への対応の概要と反省点、さらに再発防止策につい

て、ぜひこれは国家公安委員長に御答弁をいただきたいと思ひます。

○小此木国務大臣 十一月十二日に起きました事案につきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。本件については、警察部内での連絡が適切にまづ行われていなかったというふうに思っております。海上保安庁等の関係機関への連絡等がなされなかったところに問題があると認識をしています。

我が国政府として、国際社会と連携して、特に北朝鮮に対し圧力を強化している中であります。このようなことが起こったことはまことに遺憾であり、私といたしましても、警察に対して、再発防止に万全を期すよう強く、既に指導をいたしました。

具体的には、既に警察庁から全国警察に対し、部内の関係部門間の迅速な連絡や海上保安庁等の関係機関との緊密な連携を徹底するよう指示したとの報告を受けているところではありますが、今後このようなことがないように、引き続きしっかりと見てまいりたい、監視をしてまいりたい、指導してまいりたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 ぜひしっかりと再発防止に努めていただきたいと思ふんですが、この件、もう少し考えと、警察の方の味方をするわけじゃないんですが、そもそも日本の港に寄港しちゃいけない船が入っているということ自体をやはり問題に、入港しているということ自体を問題にしないといけないと思ふんですね。ですから、想定もしていなかった船が実は千葉港に入港していた、そういう問題でございませう。

これは、今、ルールの問題が一つあるんじゃないのかというように私自身も考えました。というのは、海上保安庁は、外国船舶の船長が提出した直近十カ所の寄港場所を確認して入港許可を出すことになっているんですね。

これは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づいた、それに関する法律施行規則で、第七十五条で、本邦の港に入港す

る直前の寄港までの過去十回の寄港、こういうことをしっかりと報告させる。それを義務づけさせて、それで、例えば十カ所の寄港場所に北朝鮮というものがなければ入港を許可していた、そういう今までのルールがあったわけでございますが、今回の事案では、過去十回の中には、貨物船の寄港地に北朝鮮あるいは北朝鮮の羅津港という名前が含まれていなかった、それで入港を許可してしまつた、そういうように伺っているわけですね。

要するに、今のルールのままだと、現在の仕組み、今回発覚したのはほんの一角でございます。今までもあつたかも知れない、もしかしたら、また、今のルールのままだと、これからも、直近の寄港先十港に入っていないけれども、もつと古い過去に北朝鮮の港に入港していた、そういうものについてはチェックできない、そういう仕組みになっているんですね。

やはりこのようなことをこのまま放置しておいたらいけないんじゃないのか、入港手続の改正に向けた検討を行うという必要があるんじゃないかと思ふんですが、海上保安庁の見解を伺いたいと思ひます。

○奥島政府参考人 委員御指摘の船舶につきましては、テロ対策を目的といたしました国際船舶港湾保安法に基づきまして、海上保安庁が直近で寄港した港十港の情報を確認してございますけれども、その限りでは北朝鮮への寄港歴は確認されなかったという、御指摘のとおりでございます。

ただ、本事案を受けまして、海上保安庁におきましては、この国際船舶港湾保安法に基づく、船舶保安情報と呼んでございますが、このみではなく、代理店を通じるなどいたしまして、過去のさらなる寄港歴情報の確認を徹底するよう、現場に対して指示を行ったところでございます。

海上保安庁といたしましては、関係機関との連携をさらに一層強化し、同種事案の再発防止に万全を期してまいりたいと考えてございます。

○佐藤(茂)委員 ぜひ、これは全船舶というように言っているわけですから、過去の、今回の場合

ですと、もう十カ月前とか十一カ月前の事例まで含めてしっかりと情報が収集できる、そしてそういう船については入港を認めない、そういう厳格な施行が行われるような、そういうことを関係省庁、連携をとって図っていただきたい、そのようにお訴えをしておきたいと思ひます。

もう一問、最後に。
実は、あしたから、十一月二十五日から十二月一日金曜日まで、この一週間が犯罪被害者週間でございます。

そのことを踏まえて最後にもう一問お聞きしたいのが、平成二十八年四月一日、去年閣議決定された第三次犯罪被害者等基本計画を踏まえた犯罪被害給付制度に関する有識者検討会の提言が七月十四日に取りまとめられました。

これは、八一年施行のこの制度開始以来の大幅な見直しを提言をされているわけでございます。例えば、親族間犯罪の支給要件の見直しであるとか、あるいは幼い遺児に対する遺族給付金の増額も、遺児が十八歳になるまでの年数分を満たすような遺族給付金の増額をするなど、犯罪被害者等給付金の支給対象範囲の拡大、支給額の引き上げの見直しが提言されております。

犯罪被害者支援をより一層充実させて救済の実効性を確保するためには極めて大事な提言をされているのではないかと私は思ふんですけれども、この制度の改正に必要な予算や税制上の措置を、ぜひ警察庁、踏ん張っていただいで確保していただきたいと思ひますし、今回行おうとされている犯罪被害者給付制度の見直しの考え方と内容、さらに、新しい制度を速やかに実現していただく決意を、国家公安委員長の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○小此木国務大臣 本年七月に警察庁で開催いたしました犯罪被害給付制度に関する有識者検討会におきまして、今おっしゃいましたように、犯罪により重い傷病を患った方に支給する重傷病給付金の給付期間を一年から三年に延長すること、そして、遺族に幼い遺児が含まれている場合には御

遺族に支給する遺族給付金をより手厚いものとする、このことが内容として提言をされました。

これは、犯罪の被害に遭われた方や御遺族の切実な要望を踏まえ、犯罪被害者の御遺族、民間の犯罪被害者支援団体及び法律専門家である有識者の方々に熱心に御議論いただいたものであります。

この提言を踏まえ、長期の療養における重傷者や犯罪で父母を亡くした幼い子供たち、犯罪で苦しむ方々の支援がより充実するよう、現在、関係機関と鋭意調整中でありますが、いずれにせよ、来年度の可能な限り早い段階の施行に向け、制度の見直しを図ってまいりたいと存じます。

○佐藤(茂)委員 あの四本柱はどれもこれも大事な提言がなされておりますので、しっかりと早急に制度を開始し、予算また税制面の確保もお願いいたしました、質問を終わらせていただきます。

○山際委員長 次に、濱村進君。

○濱村委員 公明党の濱村進でございます。

きょうは、働き方改革について伺いたいと思っておりますが、同時に厚生労働委員会も行われているということなので、働き方改革担当大臣は厚労委員会ということになりましたので、きょうは牧原厚労副大臣にも来ていただいでおります。ありがとうございます。

厚労委では、どちらかというと、長時間労働の是正とか、あるいは同一労働同一賃金とか、しっかりと議論をされているであろうと思うわけですが、私、この内閣委員会でも取り上げていかなければいけないと思っておりますのは、成長に資する働き方改革、このようなことをしっかりと議論していかなければいけないんじゃないか、このように思っております。

そういう趣旨できょうは何いたいと思っておりますが、今回のきょうの質問も、選挙が終わった後の、私にとっても最初の質問でございますが、選挙で回る中でいろいろなお話を聞いてま

いりました。その話を含めて、きょう質問をさせていただければと思います。

まず、大臣の所信の中には、働き方改革とは働く方の視点に立つて行う改革とあります。この働く方という中には個人事業主は入るのかどうか、まずこの点を確認したいと思います。

○牧原副大臣 働き方改革というのは、女性、高齢者等の誰もが生きがいを感じられる一億総活躍社会実現の最大の鍵でございます。一人一人の意思や能力、置かれた個々の事情に応じた、柔軟で多様な働き方を選択可能とするものでございます。

こうした考え方に沿って策定した働き方改革実行計画では、働く人の視点に立った改革を進めるというふうにしておりまして、個人事業主も含めた働き手を念頭に置いているものでございます。

○濱村委員 個人事業主さんというのは、大体、経営実態的には同族会社の方と同じような経営をされておられます。この同族会社の社長さんについては役員報酬の支払いが認められておりますが、個人事業主にはこの勤務性所得というものが税制上認められるような仕組みはございません。これは今、働く方々という意味ではフリーランスの方も非常にふえている、そういう中で、個人事業主の皆様の勤務もしつかり含めて検討していかなければ働き方改革というのはいずれ逃げられないというふうに思っております。

税制をここで論ずるつもりはございませんが、個人事業主の所得に対する勤務性、どのように考えるのか、伺いたいと思います。

○牧原副大臣 御指摘の雇用契約を結ばずに仕事を請け負う請負や自営などの雇用類似の働き方全般については、働き方改革実行計画で、保護等があり方について、有識者会議において実態を把握し、法的保護の必要性も含めた中長期的な検討がなされるというふうにされております。

このため、厚生労働省では、本年十月に雇用類似の働き方に関する検討会を立ち上げ、まずはその実態等を把握、分析し、そして課題の整理を

行っているところでございます。検討会での整理も含めて、雇用類似の働き方に関する保護等のあり方については引き続き検討をまいりたいと思っております。

○濱村委員 引き続き検討していただくということでありまして、しっかりと御検討いただければと思います。

そういう中で、議論の論点として大事なのが、少しこれは時間の話になりますけれども、長時間労働の是正とか、それはすごい大事なことで、やらなければいけないことなんですけれども、労働時間の適切な把握こそが、長時間労働に当たるのかどうかという意味では非常に大前提になつてくるわけです。

労働時間の適切な把握という意味では、労働時間から外される控除時間、この控除時間もしっかりと、何が控除時間に当たるのかというのを見きわめていかなければなりません。

この控除時間の定義について、まず確認をしたいと思っております。

○土屋政府参考人 お答え申し上げます。

労働時間の適正な把握を徹底するために、厚生労働省におきましては、企業向けに、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを策定しております。

このガイドラインにおきましては「労働時間の考え方」という形で「労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれていた時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たると」ということを示しておるところでございます。

したがって、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていないと評価できる時間については労働時間に該当しないというふうを考えております。

○濱村委員 では、続けてお伺いしたいのが、長距離トラックのドライバーさん、このトラックのドライバーさんは車の中で寝たりされます。これは労働時間に当たるのか、控除されるのか、どちら

でしょうか。確認したいと思っております。

○土屋政府参考人 お尋ねの件でございますが、睡眠中においても、使用者の指示があった場合に即時に業務に従事することを求められていて、労働から離れることを保障されていないという場合には、いわゆる手待ち時間というものでございまして、労働時間に該当するというふうに考えております。

そうでない場合には労働時間には該当しないというふうに考えております。

○濱村委員 では、もう一つ確認したいのが、美容師さんとか理容師さん、まだ見習い中、修行中の方であれば、営業時間が終わった後とかにお店の中で練習したりします、カットの練習とか。これは労働時間に当たるのかどうか、確認したいと思っております。

○土屋政府参考人 お尋ねの件につきまして、カットの練習を行うことが業務上義務づけられていたり、使用者の指示によりカットの練習を行っているという場合には労働時間に該当いたしますが、そうでない場合には労働時間には該当しないと考えております。

○濱村委員 労働時間に入るかどうかでいうと、恐らく、これは適切にやっていかなければいけないし、大事なことはあるんですが、早く修行を積んで一人前になりたい、こういう意思を尊重する必要もあるかと思っております。その上で、長時間の勤務あるいは拘束になるのは避けたいというの、また働いておられる皆様のお気持ちでしょうか、これもしっかりと両立をしていかなければいけないんだらうと私は思っております。ぜひとも、そうした点も考慮していただいた上で議論を進めていただきたいと思います。

最後に、大臣、お待たせいたしました。公務員の皆様の働き方改革についてもお話をさせていただきます。

今回、大臣所信の中にも、国家公務員制度の改革として働き方改革を進めるということでおっしゃっておりますが、大事なことでござい

て、公務員の皆さんが行政サービスをやるに当たって、その質が高くなるということが重要であろうと思っておりますが、公務員の方々、副業は許されておられません。国家公務員法、地方公務員法で副業を制限されているわけですが、実は、私の地元は兵庫県ですが、神戸市が、神戸市さんの職員がNPOとかそうした公益の目的にあつては副業を認め、推進しているという状況がございまして。

国家公務員の皆様においても、NPOとか、公益の目的のための法人であれば副業を認めてもいいのではないかとこのように思いますが、大臣のお考えをお伺いします。

○梶山国務大臣 民間において働き方改革が進められ、イノベーションの推進の観点から、兼業、副業を認める方向で検討が進められているものと承知をしております。

公務部門におきましても、働き方改革を進めていくことが重要であり、神戸市の事例のように、公務以外の時間を社会貢献や自己実現に資するよう有効に活用していくことも有意義であると考えております。

国家公務員法におきましては、NPOなどの公益団体について、勤務時間外に報酬を伴わずにその職を兼ねることが可能であります。また、報酬を伴う場合であっても、公正な職務の遂行の維持、職務専念義務の確保、公務の信用保持に支障がないと認めるときには、兼業を許可いたしたところでもあります。

国家公務員の兼業、副業の取り扱いにつきまして、引き続き、公務に支障のない範囲で適切に対応してまいりたいと思っておりますし、個別で判断をさせていただければと思っております。

○濱村委員 個別で判断されるといふことも非常に重要であらうかと思っておりますし、そして、外部での経験が自分の公務に生かせるのであれば、これは国民の皆様が資することになるわけでありまして、ぜひとも私はこれを進めていただきた

いというふうに思っております。

神戸市でも、さまざまな要件を設けて、社会性、公益性が高いとか、市が補助金を出しているような特定の団体の利益供与には当たらないとか、勤務時間外であること、そして常識的な報酬額であること、このようなことを定めながらやっておられるようではありますが、こうした具体の取り決めもしっかりと提示しながら、オープンインベーションの促進にもつながるわけでございますので、ぜひともお取り組みをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○山際委員長 次に、大河原雅子君。

○大河原委員 立憲民主党の大河原雅子でございます。

このたびの総選挙で、四年ぶりに国政に戻らせていただきました。

立憲民主党は五十五人の小さな党でございますが、女性議員が十三人、そういう比率になりました。

今、野田大臣の所信表明を伺い、男女共同参画を一丁目一番地と考えてくださるということ、非常に多くの女性たち、市民が期待をしております。

そこで、きょうは男女共同参画を中心に伺っていきたく思っております。

ぜひ、大臣には、第四次安倍内閣、大臣は、残念ながら女性大臣はお二人でございますので、力を込めてこの政策を推進していただくトップリーダーだと思っております。

ところが、残念ながら、先日発表されました国際経済フォーラムのジェンダーギャップ指数、今年度、またぐと下がってしまいました。下がりが続いていて、下げどまらないんじゃないかと大きく危惧をしておりますけれども、その点について、まず感想、どのような思いでいらっしゃるか伺いたく思います。

○野田国務大臣 大河原委員にお答えしたいと思います。

今お話があったジェンダーギャップ指数、百四十四カ国中の百十四位ということになりました。昨年は百十一位ということで、三ランクダウンということになりました。

私も大変気になりまして、きちんと調べてみたところ、下がった理由というのは、やはり、経済分野における管理職の少なさ、そして、私たち政治分野における女性の割合の低さが日本の順位に反映されたというふうに理解いたしております。非常に残念なので、しっかりと取り組まなければならないと思います。

○大河原委員 委員の皆様にも、お手元に朝日新聞の記事を配付させていただきました。日本の男女格差が百十四位。先進国と言われながら、大変寂しい思いのこの順位でございます。

今、大臣、お答えいただきましたように、女性の政治分野での推進というのが非常におくれております。

そういう意味では、もう七年前に、クオータの会、政治分野において女性の議員をふやしていく、フランスなどではパリテ、同教法なども通っているというところがありますけれども、これが、ことしの通常国会で成立するか、あるいは臨時国会冒頭かというふうにも言われていたものが、結局、総選挙になって、廃案になっております。

政治分野で、もちろん、リーダーシップをとれる、政策の決定に参画できる人をふやすというのは第一だと思うんですが、もう一つ、下がった理由の中には、この記事の中ではちょっと上がっているんですけども、経済分野、ここはやはり、女性の職業生活における活躍推進を掲げているということもあって、非常に悩ましいところではないか。上がったけれども、先ほどおっしゃったように、少し管理職の方たちがふえているというところはあると思うんですが、依然として、実は、女性の労働問題として非正規の労働者が多い。働く人の約半分が非正規、その非正規の七割が女性、そして、独身の非正規労働者であれば半分が貧

困、こういう状況なんですね。ですから、非正規労働者の問題も大きいというふうに私は思っています。

女性活躍推進法は、大臣もみずからこれは成長戦略のなかめだというふうにおっしゃっているわけなんですけれども、その辺、この女性活躍推進法自体に非正規労働に対する目配りというのが少し薄いんじゃないかというふうに思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○野田国務大臣 まず、政治分野においては、大河原先生がお戻りになったことに意を強くしています。

なぜならば、私自身がその超党派の議員連盟の幹事長を務めていて、本当にあとわずかというところで、国会の都合で廃案になった経緯がございます。これは超党派の議員連盟でございますので、また多くの男女、関心ある議員に集っていただきまして、一日も早く、これは勘違いされていらっしゃる方々でございますが、クオータ法ではなくて、やはり努力目標として、国の有権者の半分は女性である、そういう、国民が五分五分のところ、政策決定に至ってはバランスが九、一、男九の一になつてしまおうと政策決定の場そこが生じるんじゃないかということとは当然のことなので、ぜひとも積極的に取り組んでいただければと思っております。

なお、私の前の大臣の加藤大臣も、熱心にやはり各政党に女性の候補者をぜひ出していただくようにというふうなお願いがあったわけですね。私も引き続き、政界再編がございましたので、それぞれの皆様方と膝を交えて、女性の活躍の一番お困りな部分の政治が改善されるように、御理解いただけるよう頑張っていきたいと思っております。

非正規のお話が出ました。先ほど私が申し上げたのは管理職の割合の低さということだったんですが、プラスマイナスいろいろ論じられる中で、如実にプラスが出ていっているのはやはり女性の就業なんですね。そもそものが悪過ぎたと言われてしまえばそれ

までですけれども、教で言うだけでも百五十万人ですから、相当数仕事ができるようになった。

また、うれしいことに、一番問題であった、母になり、子供を出産するとまた途端にいわゆるM字カーブと言われるところでひっかかる、これも大分改善されまして、就業継続率というのがよくなってきたというところで、徐々にではありますけれども、期待に沿うような形で、まず、働けなかった女性に仕事の手がかり与えられるようになった。かつ、母になることによってキャリアが中断されなさいけないことに関しても改善されつつあるということなんですが、それでもまだやはり、大河原委員御指摘のとおり、もっともつとやれることはあるんだろうと思います。

そして、やらなければいけないんだと思います。その中で、そうはいっても女性活躍推進法はやっていないんじゃないかという御心配もあつたと思うので、ちゃんと調べさせていただいたところ、実はもう推進法の中には、ちよつとかたい言葉になりますけれども、各事業者が、非正規雇用の状況など雇用管理区分ごとに現状を把握して、課題分析を行った上で行動計画を策定し、取り組みを実施してもらう。そして、その際には、必要に応じて、男性の非正規もいらっしゃいますし、男女それぞれの職種または雇用形態の転換実績、つまり非正規から正規にかわるといったような実績、さらには男女別の非正規雇用のキャリアアップに向けた研修の受講状況等の現状を把握していただくこととなっているわけですね。

つまり、やっていないわけではなくて、各事業者に対してしっかりとこういうことはお願いしてあるということは事実です。それが足りないと言えはそれまでですけれども、きちつとやっている。そして、雇用された方に対して、策定された行動計画というのは非正規の方も含めてしっかりと全ての労働者に周知をすることとしていることになっていきます。

御心配もありますけれども、しっかりと取り組んでいるところは取り組んでいるということで御了

解をいただきたいと思ひます。

○大河原委員 二つの構造が邪魔していると思うんですね。

今、非正規労働者のことを触れていただきましたけれども、就業機会がふえていても、やはりM字カーブがなかなか戻らないし、正社員に戻るということは本当に難しいです。

そして、ここでは、非正規に追いやられて、その非正規労働というのはいや男性格差もあり、貧困という先ほどの問題もありますから、不合理な待遇を是正するという機能が非常に薄いんじゃないかという意味では、確かに、働くという、この働き方改革、会議も設けられていますけれども、そこにやはり、女性のエンパワーメントと同時に、これまでどおり、女性が、人が人をお世話する仕事というのは、家庭で多くやられてきた保育とか介護とか、もともと無償だったじゃないかというように、まだ払拭されていないです。プロフェッショナルになっても、まだまだそこで大きなギャップがある。

そういう意味で、これは男女平等の問題だといふふうに私は思っています。

例えば、この働き方改革実現会議に、総理大臣が議長ですけれども、議長代理に、三番目の議長代理として野田大臣が入られるというように、実は、職業生活におけるというタイトルがついている女性活躍推進法ですから、非常に大きなことじゃないかと思ひます。

この二つの構造、格差をなくすということとをきちんとやっていかなくてはならないといふふうに思ひますが、その点についてはいかがですか。

○野田国務大臣 大河原委員も私もずっと国会議員として取り組んできたライフワークの一つがこの女性政策だと思ひるので、思うところは一緒だと思ひます。

今、この間の解散・総選挙で、安倍総理みずから、この国難は少子化、高齢化であると。

それで、もともとをたどれば、やはり、かつては、子供というのは働かない女性が産んで家庭で

育てるというのが前提だったけれども、今や時代の趨勢で、女性も働く主体として、本人もさることながら、国が望んでいる、イノベーションもあり、数だけじゃないんですね、量だけじゃないんです。

そういう中で、それが進みながら、でも、相変わらず子供はワンオペレーション育児というわけにはいかないということも、若干遅きに失した感もあるかもしれないけれども、軌道修正して、パラダイムシフトだということで、少子化、高齢化対策、とりわけ女性がコミットしてきたもの、しっかりとやるということは大きな一歩だったと思ひます。

今、大河原委員から指摘があった、そもそも女性も働くことではないというところから派生している問題を、それぞれが男女共同参画のもとで、働きたいと望む者はちゃんと働くことができる、そして、それは結果として社会に貢献できて、結果として多くの人々を幸せにできるということ、を、もう一度こういう場で改めて分かち合わなければならぬと思ひます。

女性の活躍推進法というのは、できる前はいろいろ議論がありまして、なぜ女性だけという声も上がったやに聞いていますが、男女共同参画でもやっていかなきゃいけない中、やはり、数の上では、非正規の割合、そして賃金の低さというのは、確実に女性がおくれをとっているということが明らかだったので、あえて女性活躍をして初めて男女共同参画という形ができてくるんだらうということ、で法律ができたんだと思ひます。

ですから、今のことは本当に大切なことなので、今後とも引き続き取り組んでいくことは当然の前のことでありますけれども、ただ、必ずしも法律が何もやっていないわけではなくて、いろいろと、働き方改革実行計画においても、総理もよくおっしゃっている同一労働同一賃金への実現に向けて動き出していますし、また、非正規の労働者に対しての待遇改善とか、今おっしゃった正社員転換などの取り組みを強力に推進していく、助

成金などで応援することによってしていくことにしているわけです。

また、もう少しこれも知名度が上がらなきゃいけないんですね、ええはしというのがあります。これは、女性活躍推進法に基づいて、一生懸命、女性の非正規を正社員にしてくれた事業主がいるところにはええはし認定という評価を差し上げることで、そういう事業主の人たちが取り組んでいただけるようなインセンティブはつくっておりまして、もともと、このええはしというのを取ることがすごく名誉なんだといううな、キャンペーンという広報もしていかなくちゃいけないというところは感じています。

○大河原委員 今、ええはしの話もしてくださったので、それこそ、女性のエンパワーメント、企業にとっても、自分のところの企業がエンパワーメントをする、女性が活躍できる、そういうことでいえば、WEPs、女性のエンパワーメント原則というのがあります。これは、地域に根差した女性の活躍を応援していくこととか、もちろん、もう一つは国際的な視点から、企業のCSRにも資するものということで非常に期待をされまして、企業にとってもプラスになる。こういう観点でいくと、エンパワーメントというのはすごく大事な言葉なんです。

実は、総理が、女性活躍というときに、エンパワーメント・オブ・ウイメンと言っているんだと思ひます、女性のエンパワーメント自体は、もちろん女性に対するというのもあるんですが、大臣がおっしゃったように、ジェンダーということ、男性も女性もともにということが含まれている言葉からいえば、やはりジェンダーイクオリティ、こつちの方じゃないかと。

私は、だから、男女共同参画といったときに、これは何かを一緒に男女がするということではなくて、同じ待遇、同じ権利、そうしたことをしっかりと推進していく、国連言葉で言ったらジェンダーメインストリーミング、こういうことなんだと思ひますが、その点はどうでしょう。

ジェンダーイクオリティということでは、その最先端に立たれる大臣だと思ひますので、その点でもぜひ、不合理な待遇のギャップを埋めていくということも、もちろん女性だけの問題じゃありません、そういうところをぜひ心にきっちりおさめていただきたい。そして、男性関係が多いので、それはあらゆる場面を捉えて、国際的な日本の価値を高めていくためにも、適切な言葉を使うということは必要なんじゃないかと思ひます。

何か感想はございますか。

○野田国務大臣 事前に質問通告をいただいていたので、私も改めて男女共同参画という言葉、もう聞きなれてしまっていて、法律ができたのが平成十一年ですから小淵内閣のときだったと思いますが、相当年数もたっていて、当たり前のようになっている言葉に限って意味がちょっと曖昧になったりするので、確認させていただいて、せっかくですから正確に読み上げると、法律の定義では、男女が、社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に利益を享受し、ともに責任を担うこととあります。

まさに委員のおっしゃっていることだと思ひますけれども、英語に関して、やはり私たちは母国語が日本語なので、英語への置きかえに對して、もう少し私も精緻に調べて、いろいろと誤解がないような言葉で、皆さん共通に理解していただけるように取り組まなきゃいけないと思ひます。

○大河原委員 ありがとうございます。

男女共同参画基本法の二条とか三条とか四条とか、定義からきつちりお話をいただいているわけですから、やはり国際社会に行きますと、国連のスピーチでも、また経済会議でもそういう言葉を使われて、例えば女性のエンパワーメントということ、日本はしっかりとやっているなと思ひたいわけですから、さっきのジェンダーギャップでいえば百十四位になっているとい

うこのギャップ、こつちの方のギャップをやはりカバーしていかなくやいけないというふうに思っています。

それで、言葉の問題、使いなれてしまった男女共同参画ということなんです。報道もございましてたけれども、実は文部科学省が組織改編で、男女共同参画主管課である男女共同参画学習課というものが、今度、共生社会学習課というふうに名称を変更するということが出てまいりました。先週、議員会館の中でも集会が持たれて、女性問題にかかわる方たち、市民団体の皆さんも、一体、この男女共同参画社会が実現していない段階で課を室に変えてしまふ、これは格下げじゃないかというふうに大きく危惧をしております。その点では、国がこういうふうな形で格下げをしようということ、これは実は自治体でも男女共同参画という言葉がどんどん消えているんです。

例えば、東京都北区では男女いきいき推進課とか、文京区では総務課がダイバーシティ推進担当とか、滋賀県では商工観光労働局が女性活躍推進課、これは国のあれを受けていますが、これもちよつと限定的です。ね、職業生活におけるということがあります。そういう意味で、岐阜県は子ども・女性局とか、それぞれ自治体の推進方針にもよるんでしようけれども、やはり憲法に書かれている男女平等を実現していく、そういう意味での発想が字面からしても見えなくなってきたというんじゃないかというふうに思つて、懸念しております。

大臣は男女共同参画推進の担当でもおられるので、この点についてどんな御感想をお持ちか、伺いたいと思います。

○野田国務大臣 文部科学省にもぜひ、今おっしゃったような懸念を持たれないように、格下げだと言われないうちに、しっかりと取り組んでいただかなきゃいけないんですけれども、大切なことは、もう男女共同参画というのは、この国のやるべきありやうなんです。全ての政策においてその理念が浸透しなければならぬ。

大河原委員はよく御存じなのであれですけれども、一応、五つの理念というのがございまして、その五つの理念というのは、男女の人権の尊重、二つ目が社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協働というものが掲げられているわけですね。

ですから、文部科学省の取り組みはさておき、この五つの理念がしっかりと、どの省であれ、大前提として、これからつくっていく政策には反映されていかなければならないという大変重大なことなので、林大臣には多分御理解いただいていると思いますけれども、改めて私の方からもしっかり、そういう御懸念に対して、文部科学省がそうではないということをおっしゃっていただけるように声をかけをしたいと思つています。

とにかく大切であることには間違いありませんし、そういう格下げという意識は私は持つておりません。ただ、やはり地方自治体によつては、男女共同参画というのを長年使つてきて、そして女性活躍ということに変わる、上書きをされるような形もあるけれども、それは、中身が変わるのではなくて、それまでに培つたものに、やはりまだまだ女性の活躍がこれをとっているからという意味での、強調させる意味での取り組みであるかもしれないと私は思つていて、いづれにしても、御心配を払拭するような取り組みを私たちはしっかりとやっていきたい、大臣としてやっていきますので、御安心いただければと思います。

○大河原委員 ありがとうございます。

大臣から心強いお言葉をいただいておりますけれども、とにかくこの男女活躍推進法で、今おっしゃったように、地方自治体の計画が上書きをされてしまふという懸念は非常にあります。この法律ができたことで、自治体の戸惑いというのもあるんですね。もう何かにわたつて計画を更新してくて、リニューアルしてきている。そういうものにとつて、この男女活躍推進法がどういうものになつていくんだろうかというのは、自治体の職

員と、それからこれを議論する審議会とか、そういうところでもなかなか具体的な話が出てきていないんじゃないかというふうに思っています。

大臣は、この男女活躍推進をやはり成長戦略のなかめだというふうにおっしゃっているわけでも、もちろん女性も自分の能力を発揮して、そして可能な限り安定した収入も得ていきたい、そういうところにいるんですが、現実にはやはり、さっきの非正規労働者が半分、七割が非正規労働だということからいへば、このジェンダーギャップ指数のところでは、実は教育のところはちよつと上がつていますが、実は教育のところは比べると、私も改めて驚きましたが、女性の高等教育にアクセスする、それは弱まっているんですね、ほかの国に比べて高いわけはありません。

なので、文科省を含めて国全体が、女性のエンパワーメント、そして、男性にとつても生きづらさのない暮らしやすい国にしていこうというジェンダーイコオリティーについては総力を挙げて取り組んでいただきたい、そのことによってGDPにも影響を大きく及ぼすものだというふうに思っています。

そういう意味では、女性活躍推進は、もちろんその手段であるかもしれないけれども、最終目標のところでは、やはり、エンパワーメントだけではない、イクオリティーの方もしっかりと捉えていただきたいんですが、もう一度御発言いただけますでしょうか。

○野田国務大臣 女性活躍がなければ、そもそも男女共同参画という理念を実現することは非常に難しいわけですね。日本は特に、委員御指摘のように、諸外国に比べて相当おくれれているところがある。それで、とにかく女性活躍と男女共同参画というのは、密接不可分というのか、もう一体のものなんですね。ただ、とりわけ、男女ともにという中で女性の方が制度的におくれているところを挽回するためには、今、急ぎ、最重要課題として取り組まなくやいけないということで、上書きという誤解をされるんだけれども、ある中でと

りわけそこを強調していきたいということなんだと思います。

私もしっかりと、あえてこの大臣を望みましたし、二十五年ライフワークでやってきた政策ですので、御期待に沿うよう頑張つてまいりますので、ぜひ超党派でお力添えいただければと思います。

○大河原委員 女性活躍推進法、対象がやはり大きなところなんです。ね、三百人以上の事業所。日本は中小企業で成り立っているというところもありますし、女性たちが働いている場所は特に大きな場所というわけではありません。ですから、そういう職場環境の中ではさまざまなことが起こります。

男性の意識が変わらなければ、女性たちがこういうふうになつていくことも受けとめられない、そういうこともありますし、男性も、子育ても介護も担いたいと思つてもそれ十分にはできない、そういう土壌をやはり変えていくということに野田大臣の期待されている部分があると思ひます。

この女性活躍推進法は確かにポジティブアクション法だというふうに思つていますから、このことがより多くの方々に、きちんとしたジェンダーイコオリティーと、そして女性のエンパワーメントが必要だという、国際社会にしっかりと位置づけられるような発想を誰もが持つて、小さいときから持つて、それは男女ともに持つて、そういうことをやはり推進していただきたいというふうに思ひます。

職場の中ではセクハラあり、パワハラあり、家庭の中ではDVあり、ストーカーあり。男女共同参画基本法の中でも、あらゆる暴力から女性も、そして男性も守る、このことが重要になつてきます。スタートラインにも立てない、立つたけれどもまた後ずさりしなければならぬ、こんな状況があります。ちよつときよは時間がなくて、この暴力の問題に触れることができません。ぜひ、私も力を合わせて、この国、男女平

等、男女共同参画、しっかりと生きる国にしたいと思ひますので、今後ともどうぞ邁進していただきますようお願いいたします。

それから、クオータ法ですね、男女均等を求める法律。廃案になりましたので、早急に成立ができませんよう、ぜひお力添えもいただきたいというふうに思っております。

それでは、質問時間が終わりますので、どうもありがとうございました。

○山際委員長 次に、篠原豪君。

○篠原(豪)委員 立憲民主党の篠原豪でございます。

本日はお伺いしたいことがたくさんございますので、御答弁される皆様方、先輩方におかれましては、できるだけ確に、かつわかりやすく簡潔にお答えいただければ大変ありがたいと思っております。それでは、よろしく願ひいたします。

さて、一昨日の夕方、十一月二十二日でございます。大阪市の森友学園の国有地の売却につきまして、会計検査院さんから検査報告が提出をされました。この手続が適正に行われたかどうかを調べるために、本年の三月六日、参議院から、これは要請されたものであり、検査の対象は、売買の経緯、そして売却価格と算定手続の適正性、行政文書の管理状況の適切性などが対象です。

なぜこの検査を行わなければいけなくなつたかといへば、昨年の六月六日に国が国有地を森友学園側に大幅に安く売却したのではないかと、これが本年の二月に、問題である疑いが強い事案であるとして発覚をしたということに端を発しています。そして、その値引き額の正当性、契約に至るまでの経緯、そして証拠書類の有無などをめぐっては、その後、国会ではたびたび議論が紛糾をし、残念ながら多くの時間が費やされてきた、そういうものであります。

国民やメディアの皆さんも、八億円もの値引き、これは根拠、ごみが実在したものであったのか、本当は総理や総理御夫人へのそんなくで値引きされたのではないかと、そして次々と噴出する疑問があつて、それに対して、第三者によるフェアで十分調査できる体制で調べた方がいいのではないかという声が上がつたわけでもありますけれども、安倍総理御自身が、会計検査院が調査をする、その結果が出るのを待ちたいと話してきたというものがあつた。その結果がよいよ出たんだということでもあります。

しかし、その肝いりの会計検査院の報告の結果は、残念ながら、内容を見てみると、驚くものであります。全国紙も翌日に全面で、それぞれの見出しを見れば、森友ごみ最大七割減、過大推計、ずさん算定、森友に特例指摘次々、国の値引き根拠揺らぐと大々的に報じ、多くの国民の皆さんに大変な衝撃を与える結果になつたんだというふうに思います。

検査結果の報告を見ますと、結局のところ、政府がこれまで適正にやつてきたとした部分を決定づける証拠はなかなか見つからなかつた。そして、この間の担当者の交渉の経緯、証明できるはずの記録を適切に残していたのかどうかという点についても誰一人、本当に、それは大丈夫でしつたと言つたら、そうしたらこういう報告にならないわけですから、それが見当たらないという、何とも不思議な印象を与える不可解な検査報告書であつたというふうに捉えられても仕方ないんじゃないかと思ひます。

一体全体、これは何なんだということが、謎が明らかになるはずのものがなつていないということとは何なんだろうということでもあります。

そこで、まず、きょうは、この検査結果を受け、国会における最初の質疑となりますので、具体的に少し伺つていきたいと思ひます。

初めに、会計検査院さんにお伺ひいたします。通常、会計検査は、行政文書やデータが適切に管理されていることが当たり前のことだというふうに理解をしています。しかし、今回の報道等を見ますと、今回のこんなケースは極めて異例だというようにお話をされたというふうにも伝わっています。これは一体どういうことなんだろうかと

うことです。

ならば、初めに思うのはやはり、そもそも検査に当たつては一番重要となる検査材料が十分に残つていたのか、それとも不十分だったのか、この点についてお伺ひいたします。

○戸田会計検査院当局者 お答え申し上げます。本件土地に係る決裁文書等の行政文書においては、売却に至る森友学園側との具体的なやりとりなどの内容や地下埋設物の撤去、処分費の単価の詳細な内容が確認できず、会計経理の妥当性について検証を十分に行えない状況となつております。

○篠原(豪)委員 つまり、今のお答えは、検査が十分できなかった、そのための書類がなかつたというところでありまして、聞き取り調査も恐らくやられていないと思ひます。その中でも、きちつとした内容のものが出てこなかつたんだらうということとは何なのかなというふうに思ひます。

こんなことが会計検査上許されていいのかということでありまして、証拠が不十分な理由は、本来検査に必要とされるべき行政文書、電磁的記録、これが、多くが不在だったということでもあります。

この点について、会計検査院さんとしては、この点自体、法令ガイドラインの観点にのっとりてみれば、皆さんいつもいろいろな検査をされています。この点について、ふだんの検査をされていますから、今回と比べて考えたら、いろいろと思ひことはあると思ひますけれども、まず法令、そしてガイドラインにのっとりて、この観点からはどういうふうな結論を出されたのか、教えてください。

○戸田会計検査院当局者 お答えいたします。財務省及び国土交通省は、公文書管理法の目的及び行政文書ガイドラインを踏まえるとともに、業務内容や取り扱う文書の性格、組織体制等を考慮した、各省における文書管理規則を定め、行政文書の管理を行っていること承知しております。公文書管理法上の解釈につきましては、一義的

には、公文書管理法を所管する機関または文書管理規則を定める各省各省においてなされるべきものと考えております。

本報告書では、会計経理の妥当性を判断する会計検査院の立場といたしまして、残されている行政文書では、売却に至る具体的なやりとりの内容等が確認できず、会計経理の妥当性について検証を十分に行えない状況が見受けられたことを記述しております。

今後、公文書管理委員会における議論の内容等を踏まえまして、国有地の売却等に関する会計経理の妥当性の検証が十分に行えるよう、必要な措置を講ずることが必要であると考えております。

○篠原(豪)委員 法令にのっとりて、ガイドラインにのっとりてやつていくことは、これは大臣のところで考えられていくことだ、梶山大臣のところでお考えになることだと思ひましたけれども、検査結果を見れば、ガイドラインにのっとりて考えれば、それはなされていらないというところはしっかりと書かれていくわけでありまして、これはやはり違ふんだらうというふうに思ひます。

報告では、価格算定については、合規性、経済性の面から必ずしも適切とは認められない事態とすることが指摘されています。

この適切とは認められない事態というのが一体何を指すのか、具体的にどういった事態だったのかをお伝えいただければと思ひます。

○戸田会計検査院当局者 お答えいたします。

お尋ねの事態としては、報告書におきまして、本件土地の貸付契約に係る有益費の確認及び支払に当たり、国が森友学園に返還する有益費の額が適切に算定されていない事態や、国有財産評価基準で求められている評価調査の作成を失念し、評価価格を定められておらず、評価内容が明らかになっていない事態を記載しているところでございます。

○篠原(豪)委員 もう一点、その中でも、より慎重な調査検討が必要であつたと認められる事態と

もありませうけれども、この事態は具体的には何を指し示しているのですか。教えていただければと思います。

○戸田会計検査院当局者 お答えいたします。

お尋ねの事態としては、報告書において、地下埋設物の撤去、処分費用の算定に当たり、深度、混入率等について十分な根拠を確認できないものとなっているなどの事態を記載しているところでございます。

○篠原(豪)委員 わかりやすく、今の御説明を私なりに理解してお話をしますと、これは、鑑定価格が九億五千万円、普通は第三者がやるべきところであつたという指摘がずつとされていきますけれども、大阪航空局がやつた鑑定も不十分で、厚いものを出されていますけれども、積算の根拠たり得ないということでもあります。

ごみの撤去費用の八億一千九百万円、この損失の根拠も、全く具体的に、なぜそうだったのかということが、その金額が明らかになっていないというところであります。

この御指摘を受けて、国土交通省さんは、このことを受けて、なぜごみの量が三割から七割で、違うんじゃないかみたいな報道が国民の皆さんに伝わって、では具体的にどうだったんだという話があるんですけれども、この報告を受けて、今一体どういうふうにかえていらつしやるか、これを伺いたいと思います。

○あきもと副大臣 お答えをさせていただきます。

この件に関しましては、まず、会計検査院に対して、国交省として、十分に検査体制の中で協力をさせていただいたということを我々として思っております。

ただ、今回会計検査院から御指摘された点につきましては、しっかりと重く受けとめさせていただき、今後、より丁寧な事務の遂行に努めてまいりたい、この思いでございます。

○篠原(豪)委員 十分な説明をしてきて、ヒアリングもしていますから、わかれば、こんなに違う

ような、三割と七割じゃ全然違うんです。全然違うんですね。それがそういうふうになつてきているかといえ、それは誰も納得する人はいないと思いますよ。

証拠書類もなければ、その積算の鑑定も、そういったことも根拠たり得ない。そのごみの撤去費用が根拠も明らかになつたということなので、結局出ていないわけですから。やはり真摯に受けとめてやっていくというのであれば、それはやらなきゃいけないし、今の御答弁を聞いていて、では、航空局、国土交通省さんは、全然やっていないんですよ、大丈夫でした、だけれどもちよつと足らなかつたんですよ、でも次はやりやすみたいな話で、到底許される話ではないと思います。

私、思うんですけれども、今回の所見を見ていても、別に今後どうしてくれという話はないんですよ。今後どうしてくれという話もありますよ、それは、ガイドラインを改定する、こういう事態があつて、やらなければいけないというのほまさにそれとおりでございます。その話は後ほどさせていただきますけれども。

そうでなくて、私が伺いたいのは、今まで明らかにならない、こういった事実がいっぱいあるんです。このことについて、いや、私たちはやりましたから、後はまた違うところから頑張っていきたいと思いますという話は通用しないと思うので、これを受けて、今回の事案に対してどう対応していくつもりかということをもう一度お話しただければと思います。

○あきもと副大臣 お答えをさせていただきます。

先ほど御答弁をさせていただきましたように、これまでも、国交省としては、御指摘の点、全て、できる限りの誠意を持ってお答えをさせていただいたという思いでございます。会計検査院のこの調査につきましても十分に協力をさせていただいていたと思います。

ですから、今回の件、さらにさまざまな質問等

があればこれからも丁寧に対応させていただきたいという思いでございますけれども、会計検査院から指摘をされたようなことはしつかり、当然十分踏まえた上で、今後はより丁寧にやらせていただきます。そしてまた公文書管理につきましてもしつかりと丁寧にさせていただきたい、この思いでございます。

以上です。

○篠原(豪)委員 済みません、今後の話はしてなくて、この事案に対してどうするかという話で、今後は、今まで探していたのが足りなかつたり不明な部分があるから、この事案に対してしつかりやっていきます、探します、そして指摘された事項を説明していきますというんだつたらわかるんです。そういう御理解でよろしいですか。

○あきもと副大臣 御指摘のとおりでございます。

○篠原(豪)委員 では、今回の事案に対して足りないところをぜひ。

次に、財務省の方にもお伺いします。

今の質問と同じでありますけれども、この報告を受けてどう考えているか、どのように対応するかについてお伺いいたします。

○うえの副大臣 今回の報告につきましては、国会からの要請によって実施された、独立した行政機関である会計検査院によるものであります。

財務省としても、その結果については十分重く受けとめなければいけないと考えています。

○篠原(豪)委員 受けとめてどうするかと聞いています。

財務省さんは、今回、国会の中で、あるべき証拠書類であるとか会計検査院に本来送らなきゃいけないようなものを捨てた、破壊したと言つて、一切説明してこなかつたんです。

今回の事案の見えない闇の部分、どうして値引きがされたのか。その八億円の値引きの中で、明らかにしない値引きの部分があるんです。そのことがなぜ行われたのかということが、会計検査院さん、はつきり言つて、証拠書類が

ないから、そう言われたから、何々としているという報告書なんですよ、これは。皆さんから聞いて、財務省さんはこういうふうにしたとしている、こういうふうと言つたと言っていると聞いているんです。

これが本当にそうなのかどうかということを再調査するというのが大事なんじゃないかということ、どう対応されるのかということを知りたいです。

国土交通省さんは先ほどおっしゃいました。なので、財務省さんにもしつかりとお答えいただきたいと思ひます。

○うえの副大臣 今回の事案につきましても、当然、国会等で御質疑があれば丁寧に御説明をしていきたいと思ひます。

○篠原(豪)委員 もう一度言いますけれども、ちよつと私、思い出したんですよ。私が四月三日に決算行政監視委員会では質疑してまして、そのときには麻生財務大臣が、この件に関して、裁判やらそういうことになつたときに資料というのは残っているんですよ、忘れないでくださいねと言われたのを思い出しました。忘れないでくれと言われたので。

これは、そういう資料が残っているんですよというんですが、会計検査院さんから見たら、ないという。ないじゃないですか、どこに残っているんですか。証拠書類、証拠資料、きちんと残っていないければいけない、うそじゃないですかということになるんですよ。

そして、もう一つ、このときに、当時の責任者であつた理財局長の佐川さん、この方は今、国税庁長官をやられています。この方が私に言つたのは、短期間でそこは自動的に消去されて復元できないようなシステムになっているので、電子データもなくなつちやいました、データは残っていない。

もう一度言いますけれども、会計検査院さんの所見を読むと、電子ファイルは削除したとしている。財務省さんいわく、しているという報告なん

です。なくなっていたという話じゃないんです。復元できない、データは復元できないとしているという話になっているんです。チェックできないんです。

会計検査院さんのこの七月の会計実地検査時点において、財務本省さんが物理的に破壊することを実施するとしたハードディスク等があったというふうな書いてありました。これは、五月まで使っていた職員さんのパソコンまで含めて、六月からこれを全部かえて、それで、そのパソコンがどこか行っちゃって、七月までには全部物理的にこれを破壊するということを言っていたんですが、これは執行するとなつてはいるんですが、今のパソコンはどうなっているんですか。お答えください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の財務省行政情報化LANシステムでございますけれども、本年六月頭にシステム更新を行いました。(篠原(豪)委員)いいです、短くて」と呼ぶ済みません。システム更新に伴います旧システムの機器の撤去及びデータの消去は、もとの契約上、七月末までに行うこととなっておりますが、もし撤去しきれない、森友学園に關して関係機関による調査が行われていることを踏まえまして、機器の撤去及びデータ消去の作業は期限を延長しております。

○篠原(豪)委員 つまり、あるんですよ。なので、再調査してくださいとお願いしているんですよ。

○矢野政府参考人 システムの機器の撤去及びデータの消去については行つておらないで期限を延長しておるわけでございますけれども、その復元ができるかという話に突つ込んでまいりますと、これは専門家にまかしますと、十四日を超えまして復元できないということでございます。

○篠原(豪)委員 システムも何も全部明らかにしていただいて、あるパソコン、とつていてというのは理由があるんです。復元できるかもしれないからとつてはいるんですよ。捨てたらほかの何かが

問題になるから、説明してきたことと違うことになるから、公文書管理法上違うことになるかもしれない、なのでいけない。それを、間違つて捨てるのであれば、まだそういう法令の違反かもしれないけれども、これは後ほどお話ししますが、それは決していいことじゃないというところは多分お気づきになつていてと思うので、多分そういうふうになつていてと思うので、それはしっかりと説明していただければと思います。

あるのであれば、何でできないのか、専門家は誰ですかという話でありますし、これは大事な話なんです。国会で二月から、証拠がない、証拠がない、捨てた、捨てたと言つて、ない証拠の、国民の皆さん、ないものを聞くのは、悪魔の証明でできないんですよ。それを捨てるのは誰ですか、その責任者は誰ですかという話です。総理大臣ですよ。自分で捨てておいてそんなことを言っている。

あるかもしれないんですから、しっかりと、これは大事なことでございまして、ちょっとお願いをしたいと思つています。まあ、この件はまだこれから始まつていく話だと思つています。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、こんなにパソコンも破壊して証拠を隠そうとしてやろうとするから、わけのわからない値引きの根拠の、ごみの部分、さつき言つた三割から七割、実はこれはそんなくの価格分じゃないかというふうに言われているわけです。この疑問が生まれるのは、証明しないから。あるんですよ、あると思つていますよ、データ、パソコンは残つてはいるんですよ。パソコンは残つてはいるんですよ。これだけは言つておきます。

では、いいです、ないのであれば、絶対にこの値引きはそんなく分、価格分がない、なかつたというふうに言えますか。

もう一度申し上げますが、今ごみの量が実際の値引き額との差額がある、その差額がそんなくの価格だつたんじゃないか。そんなくがどこで行われたかわからない、そんなことはなくて、ちゃん

と全部しっかりと残つていけばそういうことは起きなかつた。しかし、会計検査院さんの指摘では価格が合わないという話になつてはいる、値引きと実際の値引きの量が。そうすると、その部分というのは、もしかしたらそんなくされて、そんなくかわかりませんよ、でも、そのところが、本当にこゝういったことがそんなくで行われたことはなかつたかどうか、このことについて財務省さん、どういうふうにお考えになるのか。

○うえの副大臣 そうした点につきましては、これからもしっかり丁寧に説明責任を果たしていきたいと思つています。

○篠原(豪)委員 いや、私は、なかつたのか、あつたのか、その価格で合つてはいるのかという話を聞いていまして、ないというのであれば、その根拠は何ですかという質問です。

○うえの副大臣 これまでも答弁をさせていたでいてきたと思つています、しっかりと、具体的なお話があれば丁寧に説明をしていきたいと思つています。

○篠原(豪)委員 極めて具体的に申し上げていまして、会計検査院が指摘をしている幅の、値引きが合わない部分があつて、その部分の金額がなぜ行われたのか、それが何に基づいて、誰がどういうふうにしてその値引きをしたのか。その具体的な内容について、国民の皆さんが、新聞が一面でこれはそんなくじゃないかと書いてあるわけですが、きょうも朝刊を見れば、一面です。

そういったことを、やはり皆さんの声としてあるわけなので、その部分がそうでないというのであれば、ないと言つていただきたいです、ないと言えらるのであれば根拠として示してほしい。そして、それが示せないのであれば、やはりこれは再調査してくださいという話であります。

○富山政府参考人 お答えいたします。

今回の検査院の報告におきまして、先生今御指摘の部分につきまして、いわゆるごみの撤去量についての一定の仮定を置いた試算が複数ございまして、仮定の仕方によってはその処分量の推定値

は大きく変動する状況だったということで、撤去処分費用を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと。

また、先生先ほどからおっしゃられている、その資料の關係の保存といった点についても御指摘があるところでございます。財務省としましては、こういった点を重く受けとめて、今後、この御指摘も踏まえて、改めてそういった点についての検証をしていきたいというふうに思つております。

○篠原(豪)委員 ぜひしっかりと検証と再調査、これをやっていただきたいと思つています。多分私だけじゃなくて多くの方がこれから求めていくことになると思つています、きょうは深い話はする時間もないです、初めてですので、私もいたしませんけれども、ぜひしっかりとやっていただきたいと思つています。

今のお話を聞いていただいて、梶山国務大臣はこの担当であります、公文書の担当でありますので、あり方はいいとしても、それはしっかりとつておいて、国民の皆さんの民主主義のため、資するためには、きょうは深い話はする時間であつて、それは次の時代で検証できるようにしようという話だと思つていますので、あり方はそれでいいと思つていますけれども、このことを、今のお話を聞いていて、そして今回の指摘をして、指摘が出てきている、検査院の結果が出てきた中で、所掌する内閣府として、各省庁の今のこの取り扱ひ方が、これは適切に行われてきたというふうにいまだに考えていらつしやるかどうか、ちょっと短目をお願いしたいと思つています。

○梶山国務大臣 全体としては、公文書管理法としてガイドラインに基づいて各府省で文書取り扱ひの基準をつくつてはいるわけでありまして、けれども、全体像としては適切に扱われてきたと思つておりますけれども、今、会計検査院からの御指摘も含めてさまざまな御指摘をいただいていることは事実であります。

公文書管理法は、二十三年四月一日に施行され

まして、五年たって、もう一度検討するというところで公文書管理委員会を開きました。その公文書管理委員会の結果に基づいてガイドラインの見直しというものを行っております。

この中に、一年未満の文書の取り扱いについても、例示を挙げながらガイドラインに反映させていくということで、十二月末までにこのガイドラインを決めていく予定にしております。

○篠原(豪)委員 今後の話はいいとして、適切であったかどうかということで、それはおおむねやられてきたんだろうという話じゃなくて、これは、これまでも国会の場で、明らかに公文書法の四条に抵触するんじゃないか。最低限、会計検査院の検査にたえ得る資料として残さないといけないわけですよ。残っていないんです。残っていないと説明しているんです。としているんです。

行政文書管理ガイドラインにすれば、これはやはり証拠書類と証拠資料は会計検査に説明するために必要だということで、私は、やはりこれは本当にそういうことでこのままで大丈夫だったのかということ専門家の方に、けさ方もちょっとお話を伺いました。

そうしたら、やはりこれは、その専門家の方の指摘は、公文書管理法の十条の一項に、十五のところに二というのがある、歳入及び歳出の決算報告書に関する計算書作成その他に関する重要な事項では、これは業務区分中の会計検査に提出されるべき計算書及び証拠書類なわけだから、これがなくて今できていないわけですよ。なので、これは五年の保存期間と示されるものである。

これが、今、告発をされていて、そして、これが意図的に、故意になされたということになれば、これは大変なことになるというわけでありませう。勝手に文書を廃棄されてはいけないから、故意になされなかったということでないことをきちっとやはり調べないといけないこと、説明責任があるかと思えます。

今回の会計検査院さんの報告を受けて、ちゃんと再調査をする必要があるんじゃないかと思

います。

先ほども申しましたが、この公文書管理の責任者は、法的にも安倍総理御自身です。悪魔の証明だと言つて、公文書管理の、廃棄の責任者本人が、この八条の二のところに書いてあるんですけれども、こんなことをやはり言つてきて、ここまで引き延ばしてやってきたので、事がどんどんどんどんおかしくなってくるんじゃないか、おかしくなつて、会計検査も極めてまれなケースだ、そういうコメントが出るような中身であります。

最後に、官房長官にやはりお伺いをしたいんですけれども、このことはそんなに簡単な話じゃなくて、この文書の問題、加計学園の問題とかURの問題とかPPPの問題とか日報の問題、いろいろありました。このことは、やはりこれはしっかりと重く受けとめていただいて、やらなければいけないと思います。そういうときが来たんだと思います。

この検査は大きいものでありますから、このことをどう受けとめているのかということ、もう一つ、やはりしっかりと、今回のこの事案に関しては、やはり会計検査院の御指摘があるように、まだわからない部分が多いんです。なので、再調査をできる限りやっていただけないかということ最後に伺いたいと思います。

○菅国務大臣 まず、今回の報告でありますけれども、国会からの要請によって実施された、独立した行政機関である会計検査院のものでありますから、政府としては、その指摘については真摯に受けとめなきゃならない、このように考えています。

その指摘の中で、特に二点、必ずしも適切とは認められない事態や、より慎重な調査検討が必要であったと認められる事態、また、今後の国有財産の管理、処分を一層適切に行っていくことが必要である、この二点が特に指摘されております。

関係省庁において、今回の報告書の内容、ここは十分精査をさせていただいて、速やかに国有財

産処分に關する見直しを行うなど、適切にここはしっかりと対応していく必要があるというふうに思っています。

○篠原(豪)委員 速やかに見直しをしていただくというのは、これは、今後の国有財産の処分に当たってはより適切にやることを速やかにやっていただくというのが一点と、やはりもう一度、今の、今指摘されているその二点の事項についてしっかりと、官房長官でございまして、ぜひ調査を、再調査も含めて、わかる形で命じていただきたいと思ひますので、もう一度、その点についてお答えいただくことは可能でしょうか。

○菅国務大臣 まず、いずれにしろ、今のようないことが強く指摘をされています。そこをやはり真摯に受けとめて、その内容を十分精査して対応するのが政府だと思ひつています。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。国民の皆さんも納得できる形で御対応いただきますことを何とぞよろしくお願い申し上げます。で、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○山際委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山井和則君。

○山井委員 質問の時間をいただきました、ありがとうございます。

特にきょうは、森友問題、加計問題を中心に質問をさせていただきますと思います。

一言で言いますと、両方とも構図は同じなんです。安倍総理や安倍昭恵夫人の近い友達であれば、国有地が大幅に、不当に値下げをしてもえたり、あるいは五十年ぶりに獣医学部の認可

が、十分な必要性が明らかでないままに得られたり。国民の税金の無駄遣いではないか。あるいは、これは政治の私物化ではないか。そして、そのようなことを安倍総理や安倍昭恵夫人がもしやられたとしたならば、その対応のために、霞が関の多くの優秀な官僚の方々がそんなくを強いられ、国会で虚偽の答弁を強いられ、そういう異常な状況が今起こっているのではないかと。

その象徴が森友、加計問題であり、また、そういう疑惑を隠すために、もしかしたら解散・総選挙も行われたのかもしれないという声もありますし、もしかしたら、来週から行われる予算委員会でも、今までは与野党で二、八の質問時間が五、九になる、これももしかしたら森友や加計の疑惑隠しではないか、そういうことさえ言われております。

そこで、まず森友問題についてお伺いします。が、一昨日、会計検査院から報告書が出ました。この中身、読ませていただきましたが、驚くべきことに、この二月から国会で答弁を、安倍総理や佐川局長や麻生財務大臣、多くの方々が答弁されてきた、適正な価格、適正な処理であったということが虚偽であった、そのことが会計検査院によつて認定されたわけであつて、私たち野党がこれはおかしいんじゃないかといつて、私たちが追及してきた中身の方が、会計検査院の調査結果に多くが符合していた。これは私は深刻な問題だと思ひます。

この十月月間、国会で虚偽の答弁をし、適正だと言ひ逃れを続け、何よりも国民にうその説明をしてきた。さらに恐ろしいのは、では、誰をかはうために、何のために、文書を捨て、記憶がないと言ひ、こんな不当な不正なことをやることを官僚の方々は強いられたのか。この謎については、会計検査院も、なぜこんな不当なことが行われたのかということについては、そこまで調査は及んでおりません。これは当然、私たち国会議員がやるべきものだと思ひます。

例えば、会計検査院の院長は、悪質な部類に入

るのか、今回の案件はという質問に対して、こういうケースは極めて異例だと、この森友問題について語っておられます。

今回の概要を見ましても、会計検査院の報告によりますと、十分な根拠が確認できない、詳細な内容等が確認できず、会計経理の妥当性について検証を十分に行えない状況になっている、こういう調査結果でありました。

また、このことについて安倍総理はこういうふうにおっしゃっているんですね。二月十七日、認可や国有地払い下げに私や妻が関係していたら首相も国会議員もやめる。積算の数字が法令違反だ、問題だというのであれば、そこを野党側が立証する責任もあるのでは。そして麻生財務大臣は、法令に基づき、適正な手続、価格で処分されたものであり、問題はない。

でも、実際、会計検査院は、問題があるという報告書を出したわけですね。

菅官房長官にお伺いします。

国民も大きな疑念を受けている、なぜ九億円の国有地が一億円と大幅に値下げされたのか。そのことに關して、今までの国会での説明というものは正しくなかったということ、会計検査院が今回、報告書を出しました。このことについて、菅官房長官、国民に謝罪をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 会計検査院の報告において、役所側の積算について、仮定の仕方によっては処分量の推定値は大きく変動する状況にあることなどを踏まえれば、撤去、処分費用を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていた、このようにされています。

国有財産の処分にあたっては、今回の指摘も踏まえて、より慎重な調査検討を行うなど、こころは適切に対応していく必要があるというふうに思っています。

○山井委員 国会で佐川局長や麻生財務大臣や安倍総理が答弁してきたことが違っていたわけですね。適正でなかったということが明らかになった

わけです。まずは官房長官、政府として、国民に謝罪をすべきじゃないですか。

○菅国務大臣 今回の報告は、国会からの要請によって実施されたものであります。そして、独立した行政機関である会計検査院によるものであり、政府としては、その指摘については真摯に受けとめなきゃならないと考えています。

今回公表された会計検査院の検査報告において、国有地の売却等に関しては、必ずしも適切と認められない事態や、より慎重な調査検討が必要であったと認められる事態が見受けられる、今後の国有財産の管理、処分を一層適切に行っていくことが必要である、こういう旨が指摘をされています。

政府としては、関係省庁、財務、国土交通省において、今回の報告書、その内容を十分に精査した上で、速やかに国有財産処分に関する見直しを行うなど、適切に対応していく必要があるというふうな考えています。

○山井委員 答弁の原稿を読み上げられるんじゃないかと、私はごく普通のことを言っているんですよ。二月の予算委員会に始まって、適正だ、適正だ、適正だと十カ月、安倍総理を先頭に、政府は説明してきたわけですよ。ところが、今回、不適切だという結果が出たんですよ。これは、国民にうそをついていたということですから、適切と言っていたのは、不適切だという結果が出たわけですから。

首を横に振っておられますけれども、では、適切だったんですか。会計検査院の調査結果に対して、何か異議があるんですか。一言、国民におおびの言葉ぐらいあっていいんじゃないですか、菅官房長官。

○菅国務大臣 今、委員はそうした発言をしますけれども、先ほど私が申し上げましたように、会計検査院の指摘というのは、仮定の仕方によって処分量の推定値は大きく変動する状況にある、そうしたことを踏まえれば、撤去、処分費用を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いてい

た、このように実は指摘されている。今後の国有財産の管理、処分を一層適切に行っていくことが必要である、こうしたことが指摘されているんです。

こうしたことを踏まえて、関係省庁の財務省と国土交通省において、今回の報告書の内容を十分に精査した上で、速やかに国有財産処分に関する見直しを行う、さらに適切に対応する、これが政府の考え方です。

○山井委員 三回聞いていますけれども、では、謝罪はされないということでしょうか。

これは私は、国民からすると驚くと思いますよ。十カ月間も適正だ、適正だと言っていて、適正でないという結果がやっと出ても、いまだに一言のおおびも、国民に対して、していない。八億円も値引きをして、そしてそれが正しいと言っていたけれども、正しくはなかったということが今回明らかになったのに、いまだに国民に対して一言のおおびもされないということですか。

○菅国務大臣 先ほど来申し上げていますが、役所側の、会計検査院の報告というものは、役所側の行った精算については、仮定の仕方によっては処分量の推定値は大きく変動する状況にあることなどを踏まえれば、撤去、処分費用を算定する際に必要とされる慎重な調査検討に欠けていたとされております。

これまでの答弁と検査報告との関係については、内容を精査した上で関係省庁で対応をしている、こういうことになりました。

○山井委員 全く反省をしていない、驚くべき傲慢な答弁だと思います。

例えば、安倍総理はこうもおっしゃっています。

その土地はデイスカウト、ここですね、(パネルを示す)その土地はごみが入っているからそういう価格になっていたということでありまして、至極当然のことであって、ごみがあるからデイスカウトしたと。会計検査院がしっかりと調査をするやに聞いて

いるわけでありまして、いつも皆さんは政府が自前でやるのはおかしいじゃないかということをおっしゃっているわけですから、まさに会計検査院というのはしっかりとした独立機関ですから、そこがやる性格のものではないかと。

さらに、佐川局長も、国有地の売却は適正な価格であった、交渉記録は、記録は破棄した、残っていない、このことに関しても、会計検査院は慎重な調査結果を欠いたというふうに指摘をされています。

この総理がおっしゃっていた至極当然にデイスカウトされたということ、そうではない、そういう根拠は見つからない、資料も残っていないということを会計検査院が指摘をしているんです。総理が言ってきたことと違うじゃないですか。いかがですか。

○菅国務大臣 政府としては、国会の要請によって実施されて、独立した行政機関である会計検査院によるものであって、その指摘については真摯に受けとめなければならぬということを、再三、私は申し上げています。

その検査報告において、この売却に関しては、必ずしも適切と認められない事態や、より慎重な調査検討が必要であったと認められる事態が見受けられたということ、そして、今後の国有財産の管理、処分を一層適切に行っていくことが必要である旨、こうしたことが指摘をされているわけであります。

ですから、今までの国会答弁と今回の指摘、会計検査院の内容を十分に精査した上で、財務省、国交省で適切に対応していく、そう考えています。

○山井委員 いや、私は納得できないですね。麻生財務大臣もおっしゃっていますよ。法令に基づき、適切な手続、価格で処分されたもので問題は無い。これは政府の見解だと思えますけれども。

では、菅官房長官にお聞きしますが、今回の値引きは今でも適切であったと菅官房長官は思っておられるんですか。

○富山政府参考人 お答えいたします。

まさに検査院の報告におきまして、今議論になつていますいわゆる撤去、処分費用の積算について、検査院の方からの複数の試算も出た上での御指摘がございました。慎重な調査検討を欠いていたという御指摘もいただいております。

そういった中で、財務省としましては、この御指摘をまず重く受けとめるとともに、こういった地下埋設物が存在する際の特異な状況において売却価格を算定する際の取り扱いについて、必要な検証を行った上で見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

○山井委員 菅官房長官にお伺いします。

今回の森友問題も加計問題も、多くの志ある官僚の方々が被害者なんです。そんなことをさせられ、そして誠実な答弁もなかなかできないという状況に追い込まれているわけですね。ですから、政治家として菅官房長官が、この森友問題に関して、ここに書いてあるような、適切な手続、価格で処分されたものであり問題はないと今まで政府が言ってきたわけけれども、そうじゃなかったわけですから、会計検査院の結果で。そこに關しては、申しわけなかったと国民の皆さんにおわびをする、それが筋じゃないですか。

そして、そのことに關して、もしされないのであれば、では、今までの、適正な手続、価格で処分されたもので問題はなかったという政府の見解は変えられないんですか、この期に及んでも。

○菅国務大臣 私、先ほど来、何回となくお答えをさせていただいておりますけれども、まさにこの会計検査院の報告というのは、処分費用の精算については、仮定の仕方によって処分量の推定量が変わると考えられる、そういう中で、その例として複数の試算値が示されている、そのように承知いたしております。

ただ、会計検査院から、政府と独立しておりますので、こうした指摘を受けたことは、政府としては真摯に受けとめて、これまでの答弁とこの検査報告との關係については、関係省庁でまずその

内容を精査した上で、適切に対応をさせていただきたいというところであります。

○山井委員 資料がない、記憶にない、そういうことを続けてきた今までの答弁で問題はないという、そのようなお考えを菅長官が持つておられることに、私はびっくりをいたしました。

菅長官にお伺いします。

今回、不適切だという指摘を受けたわけですが、けれども、なぜこういう不当な値引きが行われたというふうに菅官房長官は思われますか。

会計検査院は、安倍昭恵夫人のヒアリングなどはできなかった、されていないわけですね、籠池さんへのヒアリングも。なぜ、こういう不当な、適切でない値引きが行われたというふうに菅官房長官は思われますか。

○富山政府参考人 お答えいたします。

まず、先ほど申し上げましたように、今回の検査院の報告におけるさまざまな指摘については、重く受けとめなきゃいけないと思っております。

その上で、本件の国有地の処分につきましては、これまでまさに国会の場で御説明してきているところでございますが、校舎の建設工事が進む中で新たな地下埋設物が発見され、相手方からの損害賠償請求のおそれもある、こういった切迫した状況の中で行われたものでございまして、瑕疵担保責任を免除する特約条項を付すといったようなことも含めまして、当時の時点としてはぎりぎりの対応であったというふうに考えております。そういった答弁をさせていただいております。

しかしながら、今回、検査院の報告での御指摘が多々ございますので、これについては、必要な手続の明確化、あるいは売却価格の客観性をどう確保するか、さらに行政文書のより適切な管理といったような点を中心にして、今後、検証、検討をして、必要な見直しをしていきたいと考えているところでございます。

○山井委員 理由はそれだけじゃないんじゃないんですか。

例えば、証人喚問で籠池さんは、神風が吹いたのかな、何らかの見えない力が動いたのではないかな、国有地の取得につきましては、政治的な関与という内容について、あったのだらうと認識しておりますと証人喚問で語っておられます。

さらに、あるインタビューで、安くなる中で安倍昭恵夫人の効果はあったのかということを開かれた籠池さんは、しっかりと後ろ盾にいらつしやるなどということはお役人がわかつていらつしやたんじやないですかね、それはすごく重要なことでしょねというふうに答えておられます。

結局、安倍昭恵夫人が名誉校長であつたということが影響しているのではないか。これは多くの国民が、そのことはやはり感じていいると思ひますよ。

さらに、このことに關してテープも発見されております。そのテープの中では、こういうやりとりもあるわけですね。

ここにありますように、価格につきましてはこちらから提示したこともございませぬ、先方から幾らで買いたいといった希望があつたこともございませんと、佐川前理財局長、現国税庁長官がこ

うおつしやっています。事前の価格協議はしていないと。

しかし、実際に表に出てきた音声テープでは、近畿財務局の池田統括官と森友学園側が二〇一六年五月十八日にやりとりをした録音テープがもう表に出てきているんです。菅官房長官、聞いてくださいよ。提示金額が全てで、見込めること全部見込んだ形で提示させてもらうことを今やっていると、一億三千万を下回る金額は御提示できませ

ん、それに近い金額まで極力やる。

国会で、価格交渉をやつていないと言っているけれども、価格交渉をやつてきたテープが出てきたじゃないですか。明らかにこれは虚偽答弁じゃないですか。

菅官房長官、こういう国民に対してうそをついて押し通してきた、このことについても問題だと思われませんか。菅官房長官。

○菅国務大臣 一方的に決めつける質問はないと思ひますよ。財務省から説明させます。

○富山政府参考人 お答えをいたします。

今御指摘の打ち合わせのテープと思われるものについての報道がなされているということについては承知しておりますが、森友学園に関しては、現在、大阪地検において捜査が行われておりますので、この場での答えをする。ことは差し控えたいと思ひます。

○山井委員 もうこれはテープが明らかになつているんですよ。池田統括官に聞けばわかるじゃないですか。一方的じゃありませんよ。テープがテレビでも新聞でも流れていますよ。

菅官房長官、これは虚偽答弁じゃないですか。もしそうじゃないと言ふんだつたら、菅官房長官が池田統括官にこういう話をしたのかと確認すればいいじゃないですか。確認しないんだつたら、国民はそんなもの、これを本当だと信じますよ、それは。テープが出てきているんですから。

菅官房長官、一方的だとおつしやるんですしたら、池田統括官に、このテープは違う、こんなやりとりはしていないということを、菅官房長官、確認されたんですか。

○菅国務大臣 私が申し上げたのは、テレビの報道だけで、そのことを、必ず事実であるかどうかということさえ、そこは極めて、真実が明らかじゃないのに、一方的にそのことが事実のように決めつけて私は質問をすべきではないということをおし上げたのであります。

○山井委員 では、菅官房長官、そこまでおつしやるんですしたら、池田統括官にヒアリングしていただいけませんか。これは聞けばわかることですから。聞けばわかることですから、それを私たちは池田統括官に聞けないんですから。本当かどうか、菅官房長官の力だつたらすぐ確認できるでしょう。ぜひ確認してもらえませんか。いかがですか。

○菅国務大臣 いずれにしろ、テレビのテープで

すよ。そのことで、相手、一人の言い分だけではありません。

ですから、先ほど来、現場のやりとりでありまして、財務省にそれは対応させるようにします。

○山井委員 テレビのテープが出てきてから、もう三カ月もたっているんですよ。私たちは何十回も確認してくれと言っているけれども、一向に確認しないじゃないですか。言いがらだとおっしゃるんだしたら、何で確認されないんですか。

菅官房長官、そこまでおっしゃるんだしたら、一方的だとおっしゃるんだしたら、はつきりさせましょうよ。はつきりさせられるんですよ。池田統括官に菅官房長官から聞いてください。

菅官房長官と今議論しているんですから、いいですよ。菅官房長官と議論している。菅官房長官がおっしゃっていることですから、お答えください。そこまで一方的だとおっしゃるんだしたら、池田統括官と調査してください。

○菅国務大臣 いや、テレビの一方的な報道だと思いますよ。ですから、全体を掌握する中で議論でなくて、あなたもその人が、ビデオ、どれぐらいたのテープか知りませんけれども、ですから、現場でのやりとりでありますから、これは財務省に今対応させます。

○富山政府参考人 お答えいたします。

先ほど申しましたとおりでございますが、まず現時点で捜査にどのような影響を与えるか予見ができない、また先生がおっしゃっている確認、本人への確認という点につきましても、財務省として確認あるいは調査、そういったことを行った場合に、その結果を公表するということになりまして、さらにその捜査への影響が予見できない、見通せないということで、現時点においてそういったことは、対応は差し控えたいと考えております。(発言する者あり)

○山井委員 今、後藤理事からも話がありました。ぜひ、それでは、はつきりさせるために、池田統括官、そしてきょうは佐川国税庁長官をお呼

びしましたが、来ていただいております。佐川国税庁長官、そして何よりも、この真相を知っていると言われている安倍昭恵夫人。安倍昭恵夫人、佐川国税庁長官、池田統括官、国会の場で、菅さんも一方的だと今おっしゃいましたから、国民に白黒はつきりした方がいいと思いますから、この三人の国会への招致をお願いしたいと思いいす、委員長。

○山際委員長 後ほど理事会で協議いたします。

○山井委員 菅さんも一方的だとおっしゃったので、白黒はつきりつけた方がいいと思いますので、今私は提案しましたけれども、政府としても、安倍昭恵夫人、佐川国税庁長官、池田統括官にしっかりと話を聞いていただきたい、また、記者会見をするようなことをアドバイスしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○菅国務大臣 まず、これまでの国会審議においても、昭恵夫人について、そうしたことは一切ないということは何回も国会の中で説明してきたという事も事実ですし、また、今回の会計検査院報告書にもそうした指摘は一切なかったんじゃないでしょうか。

○山井委員 会計検査院は安倍昭恵夫人にはヒアリングできないんですよ、背景までは調査できないんですから。さらに、そんなことはないとおっしゃったけれども、安倍昭恵夫人はこの二月以降、公の場でこのことについては一切コメントはされていないんですよ。やましいことがないんだしたら、発言されて、身の潔白を証言されたらいいと思います。

多くのマスコミでも書かれていますけれども、会計検査院の調査中だから今は答弁できないとか安倍総理もおっしゃっていましたが、この調査結果が出た以上は、次の説明責任は安倍総理にあるんです。

安倍総理の指示でもう一回、今回、不確定な書類しかなかった、記憶しかなかった財務省、国交省に指示をして、全ての資料を出させて、そして安倍昭恵夫人、佐川長官、池田統括官にもヒアリ

ングして、安倍総理からもう一度、会計検査院の手が及ばなかった部分を含めて再調査をさせていたきたいと思いいす。菅官房長官、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 いずれにしろ、政府としては、会計検査院からの指摘については真摯に受けとめさせていたでいて、そこは適切に対応させていたかどうかということをお願いいたします。

○山井委員 国民が疑念を持っているのは、なぜこんな八億円もの大幅なデイスカウントが不当に行われたのかということなんです。その背景については会計検査院は調査できないんですよ。それを調査できるのは安倍総理しかないじゃないですか。丁寧な説明をするとおっしゃるんでしたら、きっちり調査をしておっしゃるんでしたら、ぜひ再調査をお願いしたいと思います。

さらに、佐川国税庁長官。残念ながら、テープも出てきましたし、今までの書類がない、記憶がないという答弁、やはり極めて不適切であったと思いいす。そして今回、そのような書類がない、記憶がないということが不適切だということが会計検査院から認定されたわけですから、その当時の佐川理財局長が国税庁長官に出世をされた、このことについて、国民から大きな疑問の声が出ております。

さらに、税務署の現場からも、佐川国税庁長官が長官になられたら、領収書を持ってこいと言っても、いや、領収書はもう捨てました、書類を出せ、いや、もう書類は捨てました、国税庁長官もそうおっしゃっているじゃないですか、そういうふうな声すら税務署の現場で出ているということも言われているんです。

こういう方を国税庁長官に出世させたということについて、問題だったというふうに思われませんか、菅長官。

○菅国務大臣 いずれにしろ、財務大臣のもとで適切な人事が行われたというふうに思っています。

○山井委員 今は、内閣人事局もできて、官邸主

導で人事をされています。

菅長官、今回、不適切だという対応を指摘された、そしてその答弁をされた佐川当時の理財局長が、国税庁長官、国民に納税をお願いする最高責任者になる、それが適切な人事だとおっしゃいましたね。私はそうは思いませんよ。やはり、この会計検査院で、書類がないことも含めて不適切だったという指摘を受けた以上は、やはりその人事、問題だったんじゃないんですか。菅長官、いかがですか。

○菅国務大臣 人事については、基本的には大臣が職員の総体的な力というのは一番よく判断されるわけでありまして、そうした中で判断をした人事であります。

○山井委員 いや、内閣人事局ができてから、官邸主導で多くの人事を動かしておられます。各役所だけの問題じゃないということは、菅さんが一番御存じじゃないですか。

国民から見ると、資料は捨てました、記憶にございませんと言つて、そして後でテープが出てきて、虚偽答弁の疑いも高まっている、そういうふうな安倍総理をそんなくして、安倍総理を守つて、国民に不誠実な不適切な答弁をしたら出世できる。結局、国民の方じゃなくて、安倍総理ばかりをお役人の方々は見るを得なくなっているんじゃないんですか。私は非常に問題だと思いいすよ。

国税庁長官として、こういう今までの答弁の不適切さが明らかにあって、佐川長官がこれからも国税庁長官として任務を遂行するということは、国税の、国民の納税意識の向上のために適切だと、菅官房長官、思われますか。菅官房長官にお聞きしております。

○菅国務大臣 いずれにしろ、佐川長官の日ごろの勤務というものを大臣が判断する中で、私どもはそうした人事を行ったということなんです。

○山井委員 その日ごろのお仕事、交渉記録は破棄しました、残っておりません、記憶にございません。それで、事前の価格交渉はしておりません

と言ったけれども、実際、価格交渉していたテープが出てきた。それは、すばらしい仕事をされていて、そして国税庁長官に出世をするということですか。そういう価値判断だということは、私は本当に驚きました。

それで、私、少し脱線するかもしれませんが、私も、もう一人の当事者である、つまり、ここにおつてあつた籠池さんですね、籠池さんは、神風が吹いたのかな、何らかの見えない力が動いたのではないかな、国有地の取得につきましては、政治的な関与という内容について、あつたのだろうと認識しております。

そして先ほども、お役人の方が、後ろ盾に誰かがいるということをおっしゃられたんじゃないかということも、インタビューで籠池さんはおっしゃっております。これは、間接的に安倍昭恵夫人のことや安倍総理のことをおっしゃっているのではないかと思っております。

やはり、そういう意味では、今回の報告書によつて、この籠池さんがおっしゃっていた、何らかの力が働いたということは、より可能性が高まったと思わざるを得ないですね。そうでもなければ、何でもこんな大幅な不当な値引きになるのか。

菅官房長官、四カ月間、籠池さん御夫妻は長期勾留をされていて、まだ公判のめども立っておりません。余り出過ぎたことは言いたくないですけども、これは、もしかして口封じとか、そういうことではなっているのではないかと、そういう国民からの疑問の声が出てきているんです。何でこんな長期に勾留されているのか。

例えば、この会計検査院の調査報告書が出たら、本来だったら、もう一人の当事者である籠池さんもコメントをされたかもしれません。そういう意味では、この籠池さん御夫妻の勾留というのは長過ぎるのではないかと、国民からの疑問が出てきておりますが、これについていかが思われますか。

○菅国務大臣 日本は法治国家ですから、法令に

基づいて対応しているんだろうと思います。

○山井委員 私は、そこが今揺らいでいるんじゃないかと思うんです。私もそう信じたいです。よ。法令に基づいてやったということが虚偽であつたということが、今回報告書で明らかになつたんですよ。法令に基づいていたら八億円の値引きはできなかつたんですよ。

なぜこんなに長期に籠池さん御夫妻が勾留されているのか、国民から疑問の声が出ておりますし、さらに、一部報道でもありますように、今回の会計検査院も、最終案の前までは六億円の値引きという、六億円という数字が入つていた。ところが、最終段階で六億円が削られたのではないかと。

ちよつと、京都新聞十一月二十三日、読み上げますよ。

ただ、検査院が検査の過程で撤去費としてさまざまな方法で試算した額は、報告書には盛り込まれなかつた。関係者によると、説明できるものは抵抗されても出すと強い姿勢で挑んだ検査院側に、財務、国交省両省は、試算額が正しいと思われてしまう、大混乱になるので出さないでほしいと要望を繰り返したという。共同通信が入手した最終段階前の報告書案に記載された撤去費の試算額は、航空局見積もりよりも六億円以上安い。ある検査院職員は、担当部局が作成した案が幹部により修正された、国民の負担に配慮するべく、検査院としてはここが踏ん張りどころだったのに、金額が消されたことは残念だと無念さをあらわにしたという報道がございます。

このことに関しても、もしかしたらこの会計検査院の報告も、何らかの力あるいはそんなくで、六億円の過大な見積もりであつたという数字が消されたのではないかと、そういう疑念すら出てきているんですね。法治国家である日本が、法治じゃなく安倍総理のそんなくによつて動いているんじゃないか、そういう疑念が出てきているわけがあります。

菅官房長官、来週からの予算委員会、二、八

だつたところが五、九になることになりました。それでかつ、この野党の質問時間を削るという最初の話は、安倍総理が萩生田さんに質問時間の配分を変えるようにと指示されたとか萩生田さんもおっしゃっております。

つまり、これは、加計、森友、今まで言ってきたことのつじつまが合なくなってきたから、追及をされたくないから、こういうふうな質問時間を短くしよう、そういうことを安倍総理は考えているんじゃないかと勘ぐってしまうんですが、いかがですか。

○菅国務大臣 質問の時間というのは、これは当然、国会で決めることです。国会に委ねるわけでありまして。

私も、何か記者会見でいろいろなことを聞かれますけれども、基本的には、国民の選ばれた議員の数で決める、ここについては衆議院の先例集にもそういうことが載っています。そういう中で、国会の中で、与野党の折衝の中で現在の時間が決まってきたら、私ども政権のときも、一、八とか、かつては四、六とか、いろいろなことがあつたということも事実です。

○山井委員 民主党政権で、野党が自民党のときに強く八、二を要求したということは指摘しておきたいと思ひます。

それで、梶山大臣にもお越しいただいておりますので、同じ構図である加計問題についてもお聞きしたいと思ひます。この加計問題も、安倍総理のそんなくが働いたのではないかと、そういう疑念が国民から持たれております。

ここにありますように、国家戦略特区、加計学園を決める場合に、利害関係を有する議員については、当該事項の審議及び議決に参加させないことができるとするなど、諮問会議における調査審議が公平かつ中立的に行われるよう留意するとなっております。

一般論として、梶山特区担当大臣、お聞きしたいんですけれども、議長が総理大臣です。ね。総

理大臣が、特区に指定するかどうかを決める相手の、申請してくる側の人と何回もゴルフや食事をして相談に乗るということは許されるんですか、許されないんですか。

○梶山国務大臣 一般論としてということでしたけれども、友人関係と利害関係はまた別なものだと思つております。現実にはそういうものがあつたのかどうかということも判然としておりませんが、一般的には、友人関係と利害関係は別。当然、利害関係というのは、利害関係者の、例えば事業体であれば、その役員をやっているとか、そういうことがかわつてくると思ひますけれども、友人というだけでは利害関係者にはならないと思つております。

○山井委員 友人であつて、かつ、議長として、特区で議論している内容について飲食やゴルフの中で話をすることとはどうですか。

○梶山国務大臣 それは、現実にはされているかどうかということも判然としておりませんし、仮定の話にはお答えするわけにはいきません。

○山井委員 いや、仮定の話じゃないですよ、これは。ルールですよ。特区の諮問会議の議長が、そこに申請してきている特区問題の申請者とゴルフ、飲食をして、その特区申請の中身について話をしているのか。これはルールの話ですから、仮定の話じゃありませんよ。では、これはやつていいんですか。

○梶山国務大臣 その話があつたのであれば、それは別でしょうけれども、今、その判然としなない中で私が答えるわけにはいきません。

○山井委員 そうしたら、その話があつたんだつたら別ですけどもということ、もし、そうしたら、その特区の具体的な話をしたとすれば、それは利害関係者になるということによろしいですか。

○梶山国務大臣 あくまでも一般論ということ、先ほどのやりとりですけれども、その話がないということは総理もおっしゃっていますし……(山井委員)いやいや、加計学園の話をしてい

るんじゃないんです。一般論と呼ぶ一般論であれば、その話がないということであれば……(山井委員「ある場合は」と呼ぶ)ある場合は、具体的にどういふことを言ったかということがいろいろな要件になると思います。

それと、立場でもう明確に、外形上、例えばその企業の、関係する企業の役員であるとか、非常勤の役員であるとか、そういった形では、それは除外すべきだと思っております。

○山井委員 関係する企業の役員で、その理事長さんなどです、加計学園の場合は。除外すべきで、まさにその方本人と十数回、飲食、食事をされているわけですね。

それで、安倍総理は、確かに、十数回のゴルフ、飲食の中で獣医学部の話はされていないとおっしゃっていますけれども、国民の多くの方々は、十数回食事して、加計理事長が十数年間の悲願であったという獣医学部の話をしていないはずはない、知らないはずないんじゃないかということをおっしゃっておられるわけです。

ついでに、今回、認可ということにも、するとかおっしゃっていますので、ぜひ、加計理事長をやはり呼んで、それで、特区担当大臣が、こういう話を事前に総理としたのかどうか、そういうことも確認をする必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○梶山国務大臣 加計学園は提案者ではございません。その中で、友人関係ということで私どもは今承知をしているということでありまして、この話をしたかしないか、したはずだという断定的な物の言い方をされましたけれども……(山井委員「いや、していませんよ」と呼ぶ)するはずだと言っている方もいるというように言いますかと思えますけれども、それはあくまでも推測によるものでして、推測に基づくものにお答えすることはできません。

○山井委員 だから、梶山大臣、推測じゃよくないから、白黒はつきりつけるのが国会ですから、ぜひ加計理事長に、やはり国民の不信感が高いで

すから、直接確認してもらえませんか。

○梶山国務大臣 これは国会でお決めいただくことですので、委員長へのまた申し入れということとしていただくといいことだと思えますし、私が聞いて、私は一度も加計さんとはお会いしたことはありませんけれども、新たな形で、話した、話さないという話は出てこないとは思いますが、出てこないというのか、総理が言っている以上のことは出てこないと思えますし、提案者ではないということですね。それで、総理も一月二十日まで知らなかったということですから、それを覆すような前提でお話しするわけにはいきません。

○山井委員 いや、別に覆すとか覆さないじゃなくて、きっちり、国民が疑念を持っていることですから、確認をすべきではないかということをおっしゃっているわけですし、国会が決めることですので、国会に呼ぶのは国会が決めることですけれども、加計理事長の話を聞くかどうかは特区の担当大臣が決めるんです。ぜひ聞いてください、関係ありませんから。

○梶山国務大臣 今のところ、そのつもりはございません。

○山井委員 だから、先ほどの、池田統括官の森友学園とのやりとりのタイプの確認をしてください。加計理事長と話をしたらどういふかと言った確認をしない。つまり、都合の悪いことは全くしないわけです。

それで、安倍総理は、全ての議事録は加計学園に関してオープンになっているということをおっしゃって、公正大だということ、そんな論拠としておっしゃっておられますけれども、加計学園が出席したときのワーキングチームの議事録、加計学園関係者の発言内容、これはオープンになっていません。総理が議事録は全てオープンになっているとおっしゃられたのは、これは虚偽答弁ということになります。加計学園の発言の部分はオープンになっていないんですから。

の関係者がワーキングチームに出席してどんな発言をしたのか、議事録を公開してください。安倍総理は全て議事録はオープンになっていると国会で何度もおっしゃったんですから。

○梶山国務大臣 これはルールにのっとってオープンにしているということでありまして、加計学園関係者、このときのワーキンググループは提案者のヒアリングということでありました。提案者の説明補助者ということでも来ておりまして、説明補助者の発言は、運営要領の中で、八田座長の判断の中で、これは発言者にはならない、あくまでも提案者が説明者であるということの決まりの中での、今までの非公表というのか、これが議事録に書かれていないということでもあります。

○山井委員 言いわけばかりで、梶山大臣が出せと言えは出るんですよ。なぜ隠すんですか。さらに、この加計学園についてお聞きしたいと思っています。

六年後以降、卒業生が出てくるわけですから、大体、四国に獣医学部がないからということ、さらに、ペットの獣医はもう余っているけれどもライフサイエンスや公務員獣医師が足りないということの新設するというのが特区の四条件であったわけですから、では、卒業生、例えば一年目でもいいですよ、大体何割以上が四国に就職する、どれぐらいが、ペットの獣医ではなくて、足りない公務員獣医やライフサイエンスの部分に就職する、大体何割以上だということを目指しておられますか。

○梶山国務大臣 一律の線引きはしておりません。ただ、今おっしゃったように、所期の目的は、この地域に獣医師をということでもありますし、水際対策の獣医師をということでもありますから、六年後に卒業生が出たときに、どういう形で就職しているかということをしつかりと評価していきたいと思っています。

特区に関しましては、これに限らず、しっかりと評価をしていくことになりました。この評価に関しては、やはり卒業生が出ないと評価にな

りませんので、その上でしっかりとした対策を講じてまいります。

○山井委員 その評価の基準を最初に決めておく必要があるんじゃないですか。

では、ほとんどが今余っているペットの獣医になったり、ほとんどが四国以外に就職する、それでも構わないということですか。

○梶山国務大臣 構わないということではあります。

その途中でもさまざまな方策が講じられております。例えば、奨学金の件、そしてさまざまな、カリキュラムもそうですから、そして結果としてどういう形で就職をしたかということを見ていくわけがあります。

そして、もし万が一それが非常に少ないような形でしたら、是正の勧告もしますし、場合によってはもっと重い対策もしていくことになると思います。

○山井委員 いや、その評価の基準がないのであれば、ほとんどがペットの獣医になって四国以外に就職したって構わないということになるんじゃないですか。

最低限どれぐらいは四国に就職、最低限どれぐらいはライフサイエンスが公務員獣医師になる、その基準をお示しいただかないと評価のしようがないと思います。

○梶山国務大臣 評価については、そのほかの項目についてもしっかりとしているわけでありまして、今、目標を立てて、KPI、例えばそういう事前の目標を立てるとおっしゃるけれども、やはり流れの中で、そういう方策はしているわけであります。ですから、その中で、結果に対して是正の勧告をしたり、場合によっては、制度上できる最も重い対応ということも含めて、できるわけがあります。

○山井委員 本場に評価の基準もない。このままいくと、今の答弁を聞いておきますと、ほとんどの人が四国以外に就職して、ペットの獣医師が非常に多くなっても、今のところ明確な縛りはない

ということでもあります。

やはり、それでは四条件をクリアしたと言えないわけですから、もう一度、今のカリキュラムが決まった段階で、特区の諮問会議で、獣医学部のこの加計学園の問題について、もう一度再審議、再検証していただきたいと思ひます。最後の質問、ぜひ再審議をしていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 どのように評価するかは、毎年評価書の作成の段階で民間有識者の意見を聞いて取りまとめたいと思ひますし、例えば、この四国に獣医師が就職するようにという形で、誘導策はかなりのものを講じているわけでありまして、それに対してどう評価されるかということとして、このことに関してはしっかりと厳しい目で見てまいります。

○山井委員 いろいろ言葉は並べられ、でも、明確に、どれぐらいが四国にとどまるべき、どれぐらいがライフサイエンスや公務員獣医師になるべきという縛りはないという、本当に残念な答弁であります。

加計の問題にしても、森友の問題にしても、国民の税金の大切な使い道、安倍政権や安倍総理に近い人が優遇されるようなことであつてはならないと思ひます。

ありがとうございます。

○山際委員長 次に、玉城デニー君。

○玉城委員 自由党の玉城デニーです。

私は、今回、初めて内閣委員会に希望して配置をしていただきましたので、もちろん、沖縄や我が国の問題に関連することを少し結びつけながら、整理して質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、江崎大臣に先にお話を伺いたいと思ひます。

大臣は、食品安全、海洋政策、領土問題の担当をいらつしやいます、特に海洋政策についてまずお聞きをしたいと思ひます。

所信演説でも、次期の海洋基本計画を来春を目

途に作成していくという条件も述べられておりますが、海洋基本法は、平成十九年四月二十日に成立し、七月に施行されています。海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保など、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事象の発生なども含めて、さまざまな海の問題が顕在化しています。

そこで、この基本法を成立させて、そして、それに基づいた計画ができています。平成二十年三月策定、それからおおむね五年ごとの見直しというところで、平成二十五年四月の海洋基本計画が来春にはまた見直しされるということのようですが、この海洋政策の基本的な理念と目標をどのようにうたっているのか、まずそのことから伺いたいと思ひます。

○江崎国務大臣 お答え申し上げます。

海洋基本計画の根拠となる海洋基本法においては、国際的協調のもとに、海洋の平和的かつ積極的な開発、利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋国家の実現を目指すものであります。

これを踏まえて、現行第二期海洋基本計画では、「国際協調と国際社会への貢献」「海洋の開発・利用による富と繁栄」「海に守られた国」から「海を守る国」「未踏のフロンティアへの挑戦」という四つの取り組み姿勢と目指すべき方向性を掲げている次第であります。これらは海洋政策の基本的な理念及び目標となるものであり、これに従い、海洋に関する諸施策を推進してまいります。

これら現行計画における理念を踏まえて、来春目途の次期海洋基本計画の策定に向けて適切に検討してまいりたいと思ひます。

○玉城委員 ありがとうございます。

この海洋政策は非常に多岐にわたるものでして、言わずがなではありませんが、当然そこには我々の領土、領海、領空という区域も含まれるわけでございます。私たちの本邦の領海内には、当然、北方四島、それから竹島、与那国の隣の尖閣など、島国であるがゆえに、私たちの本邦の

国境はいずれも、海を隔てて隣国や関係国とどのような海洋の国際的な法のもとでの保全、保護、それからもちろんですが共有が図られているわけでございます。

では、本邦周辺の海域における海洋振興と、それに関連する国際協力を取り組みについてお伺いしたいと思ひます。

○江崎国務大臣 我が国は、御案内のように、周辺海域の海洋資源の開発や海洋産業の振興と創出、将来の我が国の成長による富の創出に大きく寄与するところであります。現行の海洋基本計画に基づき、我が国周辺海域における海洋利用等の振興に努めてまいり所存であります。

その際、国際法上、領海については我が国の主権、及び、また排他的経済水域、大陸棚については天然資源に関する我が国の主権的権利が及ぶところであることから、海洋国家たる我が国として、みずから海洋利用の振興を行うことを基本とすべきと考えております。

一方で、海洋環境保全についての国際協力の一環を挙げれば、日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海洋行動計画への参画を通じて我が国周辺海域の日本海や黄海等における協力があつたので、これからも鋭意努力、取り組んでまいります。

○玉城委員 海洋の権益については、このように幅広いそれぞれの国々との関係が構築されているということですが、この海洋政策で私が個人的に非常に重要視するのは、やはり、領土、領海の問題と、それからそこに含まれる生物の多様性の点があるかと思ひます。

私は環境委員会にも所属をしております、日本の山、川、里山、里海など、幅広い観点から、この自然の恵沢をいかにして後世に残していくか、伝えていくか、あるいは、世界と協力してできる限り地球の環境破壊、全体的な環境破壊を食い止めていくかということ議論させていただいております。

その中でも、やはり海洋国家である本邦日本に

とつて、この海洋政策の中での生物多様性に対する取り組みは非常に大きな意味合いを持つと思ひます。COP10においても生物多様性の基本となる政策をしっかりと策定しているわけですから、その点を踏まえて、ぜひとも海洋政策の中での生物多様性への取り組みをもっと強化していただきたいと思ひがあります。

そこで、生物多様性国家戦略との関連性についてお伺いしたいと思ひます。

○江崎国務大臣 現行の海洋基本計画において、海洋環境の保全にかかわる取り組みとして、生物多様性国家戦略二〇一二年二〇二〇に引き、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取り組みを推進してまいります。

具体的には、生物多様性の観点から重要度の高い海域の抽出と海洋保護区の適切な設定、絶滅のおそれのある海洋生物を示したレッドリストの作成、多様な生物を育むサンゴ礁等の保全、造成など、関係府省庁が連携して生物多様性の確保等に取り組んでまいつたところであります。

次期海洋基本計画の策定に当たつても、生物多様性国家戦略等も踏まえつつ検討を進めてまいりたいと思ひます。

○玉城委員 ありがとうございます。

それからもう一点、これは二つを一つの質問にまとめてお答えいただければと思ひますが、領土問題と海洋政策です。

領土問題担当でもいらつしやう大臣から、李承晩ラインによつて国際法上無視をされて占拠され続けている竹島の問題、それから中国の海警の公船がたび重なる領海侵犯を犯している尖閣周辺海域など、我が国にとつても、当然、国土、領海、領空も含めて守られなければならないところがたくさんあります。

しかし、正面から領土問題をきようはお尋ねするのではなく、この領土問題がかかわっている地域における海洋政策、例えば韓国や中国などのような形でその政策をとつていらつしやうのか、まとめてお答えいただければと思ひます。

○江崎国務大臣 まず初めに、竹島、日韓間の海域に関する境界画定問題については、国内外で我が国の立場について正確な理解が浸透するように、内外発信の強化に努めてまいりたいと思っております。関係省庁とも連絡して、あらゆる努力をしてみたいと思います。

一方、この問題と関係しない日韓両国の周辺海域においては、適切に協力を進めていく考えであります。例えば、日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画への参画を通じ、日本海や黄海等における海洋環境保全を図っている、また、海洋ごみ問題については、日中韓三カ国環境大臣でも取り組みを進めている今日であります。

一方、尖閣についてであります。尖閣諸島周辺における中国公船の領海侵入に対しては、引き続き、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くとの方針のもと、冷静かつ毅然として対応していく所存であります。同時に、東シナ海については、APEC首脳会議の際に行われた今年十一日の日中首脳会談でも、両首脳間で、東シナ海を平和、協力、友好の海とすべく、引き続き意思疎通をしていくことで一致しております。

こうしたことも踏まえ、中国との間では、北西太平洋地域海行動計画、そのほか、日中韓三カ国環境大臣会合において一致した海洋のごみの問題、協力等、地域枠組みのもとでの取り組み、また、二〇一二年以降、日中高級事務レベル海洋協議を通じて対話、交流も積み重ねてまいりました。

引き続き、幅広い分野における協力の可能性を探索してまいります。

○玉城委員 ありがとうございます。

国際社会に、日本が積極的にこのような平和利用についてお互いに胸襟を開いて話し合いを求めている、行っているということを知り、全世界のみならず、国民の皆さんにもしっかり理解していただけるように、浸透していただければというふうに願います。

さて、続いては、今度は沖縄の基地負担軽減担当大臣でもある菅房長官にお伺いしたいと思っております。

さて、先日米海兵隊員による飲酒運転の死亡事故が起こったばかりで、本当に悲しく、悔しい気持ちでなりません。

さらには、ステルス戦闘機F35のAが十二機、六カ月間ではあります。嘉手納空軍基地に暫定配備されています。さらに、嘉手納基地には、日本周辺海域で米国の空母が、当然ですが、訓練をするときにはその艦載機が飛んでいきます。つまり、置かれてはいる基地の運用のみならず、それ以外の訓練やさまざまな状況、米軍の運用次第で沖縄は常にその不安にさいなまれていっていると言っても過言ではないと思います。

ぜひそのことをわかっていただきたいと思いますが、菅房長官が担当大臣として、この米軍の基地負担軽減、沖縄における負担軽減に対する取り組みをどのように考えていらっしゃるのか、行っているのかをまずお伺いしたいと思います。

○菅国務大臣 我が国に存在する米軍基地の約七割が沖縄県に所在をいたしております。そういう中で、安倍政権では、まさに沖縄の基地負担軽減を図るために、私、担当大臣として総理から指示を受けているのは、できることは全て行う、そして目に見える形で実現するように、このことが総理からの私への指示であります。私は、その指示を受けて全力で取り組んでいます。

例えば、政権発足をしてから、沖縄の人口の約八割が占める嘉手納以南の米軍基地七〇％、ここを返還すること、日米首脳会談の中で、当時オバマ大統領との間で合意をいたしました。

また、現実問題として、空中給油機は普天間飛行場から十五機、これは全て岩国飛行場へ移駐を完了しています。

また、西普天間住宅地区の返還、さらに環境補足協定及び軍属補足協定の作成、そして昨年は、沖縄県の米軍基地の約二割、本土復帰後から最も

広い、最大の返還となる北部訓練場約四千ヘクタール、ここを返還いたしました。

そして、普天間飛行場に配備されたオスプレイ、沖縄県外への訓練移転や、さらには木更津自衛隊の駐屯基地における定期の機体整備、こうしたことの実現をするなど、基地負担軽減のため、私ども、今全力で取り組んでおります。

特に普天間飛行場でありましても、固定化は絶対避けなければならない、そして、危険除去のために辺野古移設、こうしたことを実現できるように今取り組んでいるところであります。

特に辺野古につきましては、地元の要望を踏まえて、離陸、着陸、いずれの飛行経路も海上になるように、滑走路を二本としてV字形に配置することによって、市街地の上空から海上へと変更されるわけでありまので、住宅防音が必要なる一万戸以上の住宅がゼロになる、こういうことも移転をすることによって実現することができると考えております。

政府としては、自然環境や生活環境に十分配慮しながら、辺野古移設に向けた工事を進めていくために取り組んでいき、普天間飛行場の一日も早い返還ができるように、基地負担軽減に全力で取り組んでいきたいと思っております。

○玉城委員 一九九六年、一九九七年のSACO合意の合意ののち返還される基地の返還プログラムが一つずつ、少しずつそれが実現してきている。それが北部訓練場であり、あるいは普天間西部地区のハウジングエリアの返還であるということ、これは県民は誰でもわかっていくわけですね。

ところが、沖縄から基地が減らないんですね。基地機能が減らないんです。それに県民は大きな不安と不満を持っています。

この間、昨年十二月に、名護市安部の海岸にオスプレイが墜落しました。不時着水と言っていますが、あれは水平に推進力を失ったオスプレイが重力でそのまま落ちたという、墜落の状態での横たわっていた写真が新聞でも報道されています。

以降は、一七年一月、うるま市伊計島に米軍攻撃ヘリ不時着。四月、米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機が二・三キロの部品を訓練中に落とす。それから、六月、久米島空港でCH53大型ヘリが緊急着陸、伊江島にもオスプレイ一機が緊急着陸。八月、オーストラリア沖で普天間飛行場、普天間基地所属のオスプレイが墜落し、三人が行方不明。九月、石垣空港にオスプレイが緊急着陸。十月、つい最近です、東村高江の民間地にCH53大型ヘリが不時着し、炎上、大破いたしました。そしてさらに、先日十九日、那覇市で米海兵隊員が酒気帯び運転する米軍トラックが軽トラックと衝突し、運転手を死亡させたという事件が起きています。

一年間にこんなに米軍による不安が積みまとうというところが全国どこにでもありますか。この不安を取り除かないと、本当の意味での、真の意味での負担軽減にならないということを、私は予算委員会でも、それから各委員会でも総理や官房長官にたびたび申し上げてまいりました。

そして、嘉手納の爆音訴訟でも、これまでも裁判では、この爆音は異常である、違法であるということが断じられていきます。

ですから、できることを全てやると言うのであれば、そのことをもってアメリカと協議をする、それが最も早い、できることを最大限やるという努力の姿勢だというふうに思うんですね。

では、この騒音並びに事件、事故等の軽減に関してどのような目に見える形で申し入れを行っているのか、お伺いします。

○菅国務大臣 この騒音は周辺住民の皆さんにとつて極めて深刻な問題であり、その軽減を図っていくことは極めて重要な課題であるというふうに思っています。

そういう中で、政府としては、騒音規制措置の遵守や、休日や地元の重要な行事に配慮するように米国民側に申し入れをする、あるいは、オスプレイの県外訓練の実施、嘉手納飛行場の戦闘機の本土、グアム等への訓練移転、こうしたものも着実

に実施をいたしております。さらに、住宅の防音工事を実施することによって、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持する、こういうことに全力を尽くしてきております。

そしてまた、米軍による、今質問ありました事件、事故、これは本来あってはならないものであります。政府としては、米側に対して、隊員の教育や綱紀粛正、再発防止、この徹底についても、機会あるごとに申し入れを行っております。

さらに、米軍の軍属補足協定の作成、これによって、軍属の範囲の明確化や、沖縄へ新たに着任した全ての軍人軍属等を対象として、米軍の研修資料について、沖縄県等の意見を踏まえた上で改定を行っています。

また、米側に対する抗議、申し入れだけでなく、我が国として、防犯パトロールの体制の強化として警察官を百名、これはたしか去年、緊急に増員しました。さらには、青い回転灯をつけた沖縄地域安全パトロール隊、このパトロールカー百台による防犯パトロールを実施しており、まさに、防犯カメラの整備、こうしたものと相まって、安全、安心のために懸命に取り組んでいるところであります。

いずれにしろ、日米間の協力を一層促進しながら、米軍人等による事件、事故防止のために全力で取り組んでいきたいというふうに思います。

○玉城委員 今、地域安全パトロール隊の取り組みが紹介されましたが、では、ちよつとどなたか資料を持っていただきたいと思います。

地域安全パトロール隊員の取り組みの中で、報告もしくは検挙などに至った数字、全体の数字、そして、そのうち米軍関係の数字、何件なのかというのをぜひ出していただきたいと思います。先日新聞でも公表されておりましたので、多分その資料はお持ちかと思ひますので、数を教えてください。全体の数、それから米軍に起因する件数です。

○深山政府参考人 お答え申し上げます。今、手元に委員から御指摘のあった数字がござ

いませんので、直ちに本省に確認をさせていただきたいと思ひます。

○玉城委員 おかしいですね。先日新聞で公表されていまして、てっきりその数字は、防衛省の予算による地域安全パトロールですから、防衛省の方でしっかりとその数字を出しているものだというふうに思っておりますが。

もう一度確認します。今手元にないわけですね。

○深山政府参考人 今、その具体的な数字は手元にございませんので、すぐ確認をいたさせます。

○玉城委員 ありがとうございます。

では、その数字をもとにまた後刻しっかりと協議をしたいと思ひますが、私が新聞を読んだ限りでは、新聞報道では、一年間で上がった米軍絡みの件数は二件か三件だったと思ひます。

ですから、米軍犯罪に直接実害は寄与していないんです、この地域安全パトロールというのは。ただいわゆる青色ランプを回して巡回していますので、何か車が通っているなどは思っています。米軍側は、それが自分たちを見張るための取り組みだということには思っていないわけですね。そういうところも、私は綱紀粛正に取り組む姿勢が弱いのではないかとこのように思ひます。

官房長官、ありますか。

○菅内閣総理大臣 今、委員の御指摘もしっかりと受けとめさせていただいて、そういう対応もさせていただきたいと思ひます。

○玉城委員 それから、私は、重ねてこれも申し上げておりますが、普天間基地の辺野古移設には大反対の立場です。

名護市辺野古の新基地建設をめぐる、護岸建設用石材を国頭村の奥港から運んでいるという防衛局の取り組みで、奥集落は区民総会まで港を使用しないでくれと要請したにもかかわらず、ダンブカー約五十台分の石材を台船に強行して運んだというこの事実がありますが、昨日、国頭村奥集落は、区民総会を開き、港の使用反対を全会一致で決議しています。

地元の意思に反したものを進めようとするれば、反対に遭うのは当然ですね。そのことをしっかりと受けとめて、やはりできないものはできないというところを根本からゼロベースで議論しなくてはいけないのではないかと思ひます。そのことを申し上げて、時間ですので終わりたいと思ひます。ありがとうございます。ニフエーデーピタ

○山際委員長 次に、中川正春君。

○中川委員 まず、こうして質問の時間をいただいたこと、感謝を申し上げます。

この委員会に所属をしまして、楽しみにしています。これからさまざまに課題をしっかりと議論していきたいと思ひますし、我々、三つに割れたことによつて質問時間がかえつてしっかりと回ってくるような、そんな状況でもありますので、そのことも含めて期待をしていきたいというふうに思っております。

ここでまずきよう取り上げていきたいのは、外国人の問題であります。

インバウンドということで、観光客が思った以上に調子よく伸びてきているということ、これはよく指摘をされて、また、それをどう受けとめていくか、またさらに伸ばしていくかという議論はあるんですが、私は、今の日本の状況からいって、中長期的に考えていっても、在留外国人の受け入れ方、我々の社会の中に外国人をどう位置づけていくか、労働ということ、生活ということを含めて、ダイバーシティとよく言ひますけれども、多様性を含んだ社会をつくっていくということの中で一つ大きな要素になっていくんだと思うんですが、そういうところにある、それにもかかわらず、余り根本的な議論がなされていない。

根本的と同時に、総合的な戦略といひますか、そこに向けて国策としてどうしていくのか、これをどう受けとめて日本のダイナミズムに変えていくのか。特に、人口が減少する段階に来ているだ

けに、これは本当に大きな課題になってくるんだと思ひます。真つ向から取り上げていきたい、また、それをしなければならぬというふうに思ひます。

まずそのところを考えると、今、内閣府では、松山大臣が担当しておつていただく分野、これは外国人にかかわる問題としてはどの分野でありますか。

○松山内閣府大臣 中川委員にお答えさせていただきます。

内閣府では、在留外国人のうち、日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受け入れが認められて我が国に在留する、いわゆる日系定住外国人に関する施策の推進を担当いたしております。

○中川委員 松山大臣が、定住外国人、これを日本の社会の仕組みとしてどう受け入れて問題の解決をしていくかということをやつていただいている。もう一つは、第三国定住という形で難民を新しく受け入れる枠組みをつくりましたが、それが内閣官房でやつておつていただいて、その二つなんでしょうね、今、内閣府全体としては。

ところが、これまでの変遷を見ると、一九八一年に、入管法で外国人研修生としての在留資格というものが創設された。これは法律でやったんじゃないくて、閣議決定でやつていったものだと思うんですが。

それから、一九九三年、技能実習制度というのに書きかえられて、それから、今度は法律に基づいて、先般、この技能実習制度が、入管法の改正ということ、改めていわれる改正されたということがあります。

さらに、一九九〇年には、これは入管法の改正で、さつき定住外国人の話が出ましたが、日系三世までの外国人とその家族を受け入れるということが制度化されて、今、その三世が、四世も受け入れていいんじゃないかという議論が進んでいるという形になりますね。

さらに、二〇〇八年には、EPAに基づいて、

介護士、看護師の受け入れが始まりました。これは、外務省主導によって、貿易交渉の一方の条件としてこれを制度化したということ。なかなかうまくいっていませんが、これがあります。

それから、二〇一五年になってきますと、今度は国交大臣、国交省の方で、外国人建設労働者の受け入れを開始していこうと。これは新しい枠組みで、技能実習で一旦来た人たちを、もう一回日本に来てほしいという、いわゆる在留資格の新しい枠組みをこれで作ったというようなことがあります。

それからさらに、二〇一七年、入管法の改正で、在留資格「介護」、これは介護福祉士を持っているということが前提ですが、この「介護」を創設した。

それから、二〇一九年では、今度は技能実習法の方の改正で、介護職種というのを新たに入れていく。

これが、私が理解しているこれまでの変遷なんです。

これを見ると、各省庁が自分の都合で、いろいろな団体に、人が足りないということ、あるいは、よくアンスキルドと言いますけれども、熟練した技能を持っている人たちがなくて一般の労働、この分野で各業界の人が足りないからというところでそれを各省庁に上げてきて、各省庁がなし崩し的に一つ一つ自分の都合で広げてきたという、この道筋というのが見えるんですよ。

こうした流れで外国人の在留の形態というのがさまざまにふえてきているんですけれども、全体として今、動向はどうなっているか。これは法務省の方でしっかりと説明をさせていただきたいと思います。

○山下(貴)大臣政務官 中川委員にお答え申し上げます。

もとより在留資格につきましては法務省が所管しております、その資格に基づいて我が国で活動していただくということを専ら見ているわけでございます。

御指摘の、例えば技能実習につきまして、問題点ということでございます、これは本来、開発途上国等の人づくりに協力することを目的とする制度でございますが、一部で、この制度の趣旨が労働力の確保と誤解されるなどの問題が確かに生じております。

また、難民につきましても、例えば、専ら我が国での就労等を目的とした、明らかに条約上の難民と認められないような申し立てを行う者が相当数存在していると認められるほか、我が国のより一層の国際貢献を求める声があるとも承知しております。

また、日系人につきましては、先生御指摘のとおり、日本人の配偶者等または定住者の在留資格で入国、在留を認めているものの、来日後の問題として、地域社会における受け入れが必ずしもスムーズにいかないなどの事例がある。

また、留学につきましても、本来の来日目的が勉学ではなく、専ら就労であると疑われる事実もあると承知しております。

このほか、さまざまな問題があるというふうに承知しております。

○中川委員 茂木大臣、経済という分野で、ぜひ外国人をこれからふやしていこう、特に単純労働の分野でこれが必要な時代になってきたねというように、審議会なりいろいろな協議会の中で答申が出ていて、それをもっとしっかりやらなきゃいけないねというその問題意識があたりだと思ふんですよ。その辺も担当しておられるんだと思うんだけど、違ふ分野で来ていただいたんだけれども、せっかくそこに座っていただいているので。

今法務省が指摘したような、そしてもっと深刻な問題が、まあ私も後で議論しますが、これは内包しているんですけれども。今、ただ、経済、各産業界が必要だからといって、これをこれまでのようになし崩し的に各省庁の都合でふやしていくというこのやり方、これで本当に外国人がこの国で生かせる、あるいは彼らの人権、あるいは社会

の多様化の中でいわゆる統合施策が成功していくかどうか、そんな観点というのは本日は茂木大臣がしっかりと持っていないところだと思ふんですが、そのところを、さつきからの議論を聞いておっていただいて、どのように方向づけられるか。

突然聞いたので、しっかりと心の準備ができていないと思うんですけれども、この問題意識をしつかり確認したいんです。

○茂木国務大臣 中川委員、文部科学大臣もお務めになりました、この分野の専門家でありまして、いろいろこれからも御教示を受けたいと思ふんですが。

今、日本そして世界を取り巻いているさまざまな環境、大きく三つの変化があると思っております。

一つは、第四次産業革命に象徴されるようなさまざまな技術革新、イノベーションというのが起こっている。そして二つ目に、経済が圧倒的にグローバル化している。当然、日本に進出する企業、それに伴ってその従業員が日本に来る、こういった状況もあるわけでありまして。さらには少子高齢化の進展。

こういう大きな流れの中で、委員が御指摘いただいたような問題をどう捉えるかということが必要になってくると思っております。

それぞれ重なる部分はありますが、例えば、労働力人口が減少していく、こういった中で、恐らく一つは、技術によってどこまで補うことができるか。

建設労働者、今不足をしておりますが、ICT建設機械が出てくることによりまして、これまで熟練労働者、建設現場の熟練工を育てるのに相当時間がかかったのが、置きかえることができるようになってきています。

介護の分野でも、センサーの技術が進展をして、あつ、余り長く言うのはやめます。いろいろな技術によって置きかえられる部分もありますし、さらにはまた、高齢者、女性が活躍の場

を持つことによつて置きかえることができる。

ただ、それ以外の分野で外国の方を受け入れる必要というのが出てくるんだと思っております。おっしゃる通りに、個々の制度を所管する省庁があると思いますが、政府全体として、御指摘のような大きな問題についてしっかりと対応していくことが必要だと思っております。

○中川委員 最後のところだけが大事なんです。そこが全くこれまでできてこなかった。

もう一つ言えば、移民という言葉がありますよね。これを選んで避けてきたんですよ、使うことを。移民というのはもつと幅広く使う言葉だと思つていて、ただただ日本に出稼ぎに来る、あるいは日本で、いわゆるステータスというか、ブラジル人とかペルー人の三世、四世のように、たまたまそこに日本の血が流れているからという形で来た人たち、この人たちは移民という形になっていないんですよ。だけれども移民なんです。もう日本に定住して、だから定住をどうさせるかという問題点がある。そういうようなことを、本音と建前を分けるながら議論を避けてきたという部分がある。ここをしっかりと認識することによつて、改めて国民に対しても、どうしていこうかと。

私は、移民が好き嫌いかかわらず、日本に外国人はやってくる、この豊かな国で自分の人生のチャンスを生かしていこうという人たちはこれからもふえてくる、そしてまた、日本の社会もそういう人たちが必要だということ、これがある限りは、やはり外国人は入ってくるんだと思ふんです。

その中で、今やっていることというのと、一つは、いわゆる日系人や技能実習やEPA、これはいろいろあるんですけれども、日系人の場合は日系という名、あるいは、技能実習というのは、技能修得が目的で、日本が技能を教えてやって、それで国際貢献をしていくんだという大義名分で行っているんですよ。EPAというのは、外務省が貿易交渉の中でしつらえてしまった話。

ところが、目的がそういう形なのだから、日本の国内で、その目的に沿った形じゃなくて実態に沿った形で社会の仕組みができていくかどうか。例えば、日本語を習得できるような、そういう社会構造になっているのかどうか、あるいは企業で、高度人材と言われる人も含めて、ちゃんと受け入れてその人たちを生かしていくような土壌がちゃんとできているのかどうか。

そのころをしつかり受けとめて、本音と建前が違うような、特に単純労働で日本に入ってきている人たちは、このままだと社会の底に張りついていく、いわゆるヨーロッパやアメリカで起きてきているような、亀裂というか、民族問題を将来惹起するような、そういうような状況が予想されるということ、これに危機感をもっと持たないといけないというふうに思うんです。

その上で改めて聞きますけれども、内閣府の方、あるいは官房でもいいです、この問題に対してトータルで、受け入れる方の入り口の制御をどううしていくかということと、それからもう一つ、受け入れた後の彼らの人権とそれからこの社会の仕組み、これを社会統合していく、そのことの方の仕組と、この二つをかみ合わせた形で移民の基本法をつくっていくということ、これにぜひ取り組むべきだと私は思うんです、今の段階で。そし

○茂木国務大臣 決して、手を挙げた大臣がやるということではないという御理解でお聞きいただきたいと思いますが、大変重要な御指摘をいただいたと思っております。

○松山国務大臣
お答えします。

先輩の先生の大変重要な御指摘だったというふうに存じます。

日系定住外国人、私の担当以外の在留外国人に
関してもさまざまな課題があるというふうに承知
をいたしております。今、茂木大臣からもお話が
ございましたように、内閣府としても、関係省庁
と連携して、政府一体となって今後も対応してい
くことが重要であると考えておりますので、引き
続き努力していきたいと思っております。

○中川委員　実は、それが待ち切れなくて、やれるところからやっていこうということで、私のパートナーは馳先生なんです、超党派で、日本語だけでもしっかりした教育システムが組めるように、日本語教育推進基本法というのを一遍つうくってみよう。そこで、いろいろな問題がつかつていく過程で今の制度として出てくる、今そういう状況になっているんですが、そういうことを始めています。ぜひ協力もいただきたいと思うんですが、もっと言えば、さつき申し上げたように、移民の基本法というのを、皆さんの中で問題

次に移ります。

これは茂木大臣の方なんですけれども、奨学金ですね。高等教育機関とあわせて無償化をしているということ。これは、授業料の無償化、奨学金の無償化、さまざまにあるんですが、今考えておられる無償化というのはどのように定義しているんですか。一つは、学校の方の授業料を無償化していくという議論があると思います。もう一つは、奨学金を貸与じゃなくて給付型にしていこう、そういう考え方もあるんだろーと思います。今、どのようになそこは整理しているんですか。

○茂木国務大臣 教育の無償化、大きく、幼児教育の無償化、そしてまた高等教育の無償化を進めることにしておりますが、幼児教育、三歳から五歳につきましては、幼稚園、保育園、全てのの子供を対象に無償化を実現する予定であります。

一方、高等教育につきましても、どのような家庭環境にあつても、本人の意欲があればそういう機会が与えられるような社会をつぐっていくということから、所得の低い世帯については、その教育を支援する。

具体的内容につきましては、まず、学費につきましましては授業料免除。そしてもう一つ、生活費も必要になって、ずっとアルバイトをしていないとなかなか生活費が出せないということでは学業に専念できないわけありますから、返還義務のない給付型の奨学金、これによつて、低所得な家庭であっても意欲があれば高等教育が受けられるこういった環境をつくつてまいりたいと考えております。

○中川委員 幼児教育から大学まで無償化をしていくということ、これは何か、我々が言っていることをいって取りされたような政策なんです。が、いずれにしても、それは進めていくべきだといふのはもともと私たちの主張だということである。改めて申し上げたいと思います。

その中で、我々も実は過去に法案を出しています。

特に授業料という部分については、これはいろいろな国の例があります。やはり、社会全体でこの教育というのはやていこうという部分からいえば、なべて多いんですね、授業料を無償化していくというのは。

ところが、奨学金の場合はいろいろな議論があつて、大学に行く意思がない、行けない人じゃなくて行く意思がなくて働いている人たちもいるわけです。これは生活費なんですよ、さっきの両方でいけば、両方やるということになれば。片方は自分で稼いで自分で生活しているんだけれども、学生であればそこところは生活費まで出すのかということで、そこに不公平感が出てこないかという議論もあつて。

実は特に私が設計したいと思ったのは出世払い奨学金で、多くの国で、ニュージーランド、オーストラリア、それからイギリス、こういう国々では、学生時代に貸与型の奨学金を得て借金しても、それから一生懸命頑張つてある程度の所得のレベルになったら、そこから返済をする。そこまでは返済免除でしばらく待つよという出世型、出世払い奨学金。実は私が担当していたときにこの名前をつけて、一部やり始めようというところでやり始めたんですが、そういう整理をしていくということが公平性から考えてもいいんじゃないかということが公平性から考えて、そういうシステムを前提にした法律を実は議員立法として先年出したんです。

このところの課題というのをよく整理してもらいたいと思いますし、それが両方整理されずにそのままやってしまうと、後、禍根を残す結果にな

るんじゃないかな、そういう思いもあります。さっきの答弁だとそのところが整理されなくて、とにかく両方やろうじゃないかというふうな形でしかないのか、一度そこは議論をさせていただいたらどうでしょうか。

○茂木国務大臣 まず、先ほど答弁申し上げました給付型の奨学金についてであります。これは、意欲がある人が大学に行つて学びたい、しかし、生活費が全く出ない状況であります。なかなか学業に専念できないということから、こういう形をとりたい。例えば、高校でその後大学に進学されずに就職をされた方、それは一定の生活費でない収入というのでも得ることができるわけでありまして、その選択ができる。自分が高校を卒業して、そのままきたい仕事につくのか、それとも、大学に行つて、その間はある意味貯蓄ができるような収入はならないけれども学業に専念するのか、そういう選択ができるような社会を所得が低い世帯についても提供したい。

その上で、こういった、非常に所得が低い世帯に準ずる家庭、さらには中所得の家庭、これにつきましてはさまざまな支援というのが考えられるのではないかなと思つておりまして、一定の授業料の減免であったりとか、給付型の奨学金、一定の給付と……(中川委員)それを読んじやなくて私の問いに答えてくださいと「ええ、今行きますから、もうすぐ。待つてください」。

その上で、御指摘をいただきました、オーストラリアのH.E.C.S.を初めとします諸外国の制度、これにつきましては、この低所得の方は、今言つたような形の措置で資金的には面倒が見られるわけでありまして、低所得に準ずる中所得の家庭につきましても、そういった諸外国の例も参考にしながら、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○中川委員 ちよつと私の言つた意味合いをしつかり受けとめてもらえなかつたようですけれども……(茂木国務大臣)理解しています。ちゃんと理解していますと呼ぶ。ええ。さらにこれは議論し

ないといけないと思います。

それは、チャンスを取り上げることじゃなくて、資金は出るんですよ、資金は出るけれども、どういう種類の資金にするかという議論をしつかりしておかないといけないということ、恐らく給付型というのは、民間の奨学金をもっと積み上げるのだというふうな思ふんです。税でやる奨学金というのはよほど気をつけないといけないというふうな思ふのでありまして、それでもやはり設計はうまくできるということなんです。ね。

そのところをちよつと指摘して、できることなら、我々が出した法案の道筋に沿つて仕組みをつくるということ、これが正しいんじゃないかというふうな指摘をさせていただいて、そしてきょうの質疑を終わりたいというふうな思ひます。ありがとうございます。

○山際委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野です。

本日、大阪六番目となりましたけれども、よろしくお願ひをいたします。これだけ大阪の人が質問に立つのはなかなかないと思ひますけれども、特にそんなに他意はないということですので、よろしくお願ひいたします。

まず冒頭に、小此木大臣は、きょう私、質問がないのでいらつしやいませけれども、台風二十一号、きょうは午前中の神谷委員の質問の中にもありました、私の選挙区も非常にたくさん被害を受けております。それでまた政府一体となつて台風二十一号の被害回復に当たられていたのだというところで、本当にありがたう思つております。これからもよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。と同時に、やはりまだまだこの被害から立ち直られていない方もいらつしやいますので、引き続き御支援をよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

それでは、一つ目の質問に移りたいと思ひます。これもきょう午前中に大西委員の方から質問が

ありました、サンフランシスコ市議会の慰安婦像の件です。

これは、今報道されていますように、受け入れすることがもう決まっています。残念なことです。

私たち、こういうことがないように、本当にいろいろな場面で訴えかけてこさせていた。私どもの代表質問の中でもその件はしっかりと政府にお話をさせていただいて、安倍総理も二十一日に国会で、サンフランシスコ市長に像の寄贈を受け入れないように申し入れたということを明らかにしていただきました。

安倍総理が、慰安婦像のサンフランシスコ市への寄贈は我が国政府の立場と相入れない、極めて遺憾なことというふうな表明をされました。また、菅官房長官も、アメリカでの慰安婦像設置に向けた動きは我が国の立場と相入れない、極めて残念だと思つたということで、政府の立場をしっかりと表明していただいております。

ここで、まず一点目なんですけれども、安倍総理はサンフランシスコ市長に申し入れをしたということですので、これはどういった形で、大阪の吉村市長は公開書簡という形で申し入れをしていますけれども、政府はどういった形で申し入れをされましたか。

○堀井(蔵)大臣政務官 お答え申し上げます。まず、政府として、サンフランシスコ市長に対し、慰安婦問題に係る我が国の立場を改めて説明の上、二十四日まで拒否権を行使するよう申し入れを行ったことは事実でございます。

なお、外交上の個々の取り組みの詳細については、ございます。その点につきましては、今後の対応に支障を及ぼすおそれもありますことから、お答えをすることは差し控えていただきたいと思います。

○浦野委員 要は、どういった形で申し入れをして、どういう文章、どういう内容かというのを詳細に我々国民が一般に知ることができないということですので、大阪市は、公開書簡という形

でホームページに載っています。これは、国民誰もが見ることもできるものです。

この後の外交上の云々かんぬんということですが、これはもちろん政府対政府ではない話です。し、友好都市間の、都市、シティとシティの話でもあります。一概にそのあたりの、日本の制度とアメリカの国のあり方の制度は全く違いますから、それが外交問題に発展する、しな

いとか、どういう影響があるかというのは、なかなか判断は難しいかもしれません。しれませんが、少なくとも、大阪市長は、国民にしっかりと、どういった申し入れを行ったのかということ、を広く知っていただくために公開をしております。

私は、国もぜひ、どういった申し入れを行っているのかということはしっかりと国民の皆さんに理解をしていただいた方がいんじゃないかというふうな思ひますので、今すぐはできないかもしれませんが、これはすべきだと思つております。

例えば、では外交交渉にどんな悪い影響があるのかというのを、一般的なことでいいです。で、何か、どういったものがあるのかというのをちよつと、私は余り想像できなかったもので、お答えをいただきたいと思ふんですけれども。

○志水政府参考人 お答え申し上げます。

この種の問題につきましては、言うべきことはきちんと言うということが非常に大事かと思ひます。

ただし、それを誰に言つたのか、どのような形で言つたのか等につきましては、その内容が、もしかしきと予期せぬ事態を招くかもしれないし、今後、日本のさまざまな活動におきまして支障を及ぼす可能性も考えられなくはないというところとがございましたので、慎重を期しているところを御理解いただければ幸いです。

○浦野委員 今の説明もちよつと、どこがそういうふうになるのか、問題になるのか、今回の件に關してどこが問題になるのかというのはちよつと

やはり、この慰安婦像を受け入れたというのはサンフランシスコ市が決めたんですよ。これも、自民党の国会議員、長尾代議士がホームページに書かれています。今回の解消を決めたのはサンフランシスコ市側だということを御自身のホームページで書かれております。中には、大阪市議会で大阪の自民党の市議団が反対をしたことに関しては全く理解できないということも一緒に書いておられますけれども、本当に、日本の中でこうやってああだこうだと言っていること自体が、私

それでは、次の二問目に入りたいと思いますけれども、性暴力被害者支援法案についてお伺いをいたしたいと思います。

我々が思っているのは、性犯罪、性暴力被害者の支援というのの一番大事なことは、やはり、その被害者の負担をできるだけ少なくしてさしあげるということではなからうかと。それを踏まえて、政府としては、被害の直後から、医療面、心理面などの支援を可能な限り一方所で速やかに提供できるワンストップ支援センターというのを全国各地に整備するというのを、法律以前にやら

ぜひ、今紹介のあったSACHICOOも私の選挙区のところですので、また、前回の担当されていた、今の加藤厚生労働大臣も一度見に行つていただけましたので、ぜひまた野田大臣にも見に行つていただけたらなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

安倍総理は、保育の受け皿整備をめぐって、企業から三千億円の拠出金をふやすように求められました。ニュース等では、企業もそれに応じて三千億出ししようということになったやに聞いておりますけれども、この三千億の、どういった使い道、内容なのかというのを少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○村井大臣政務官、お答えいたします。

十月二十七日に開催されました第二回の人生百年時代構想会議において、総理から、待機児童解消を目指す子育て安心プランの前倒し実施を含め、年内に二兆円規模の大胆な政策を取りまとめるとの発言があったところでございます。

あわせて、総理から、その財源として、大宗は消費税率引き上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、産業界においても三千億円程度の拠出について具体的な検討をいただきたい旨の発言があったところでございます。

総理からの要請を受けて、産業界では真摯に御検討をいただいているものと理解をしておりますが、政府として、まだお返事をいただいていないという状況でございます。使い道も含めて、現在検討中ということでございます。御理解いただければと思ひます。

○浦野委員 二〇一九年の消費増税時の二兆円の枠の中で、そのうちの三千億を企業からという形だということ。

ということは、来年度、二〇一八年は検討をする時期という形で、関係ないということ、二〇一八年の予算には関係ないということ、二〇一八年の三千億というお金というのは。

○村井大臣政務官 今申し上げましたとおり、待機児童解消を目指す子育て安心プランの前倒し実施ということも含まれておりますけれども、そういったことも含めて、来年度予算の計上も含め現在検討中ということでございますので、御理解賜

ればと存じます。

○浦野委員 教育無償化を進める中で、まずは待機児童を解消すべきだという声もたくさんあるのは承知しております。私たちも、もちろん、教育無償化を進めていく議論を引張ってきた中の一野党ですから、しっかりとやっていただきたいと思ひます。

待機児童の解消は、もちろん、これもしっかりと対応をしていただきたいと思ひます。ただ、少し他党と我々が違うのは、待機児童の解消は特に都市部だけの問題で、権限をしっかりと都市部のそういう市町村に移譲して、市町村にしっかりと対応をさせるようにすべきだというのが我々の考え方ですので、待機児童の解消をしっかりと進めている市町村、特区という形でやるのか、どういった形でやるのかかわりませんけれども、まだまだやはり市町村のできるということのを市町村の裁量でやっていけるような仕組みが必要で、そこら辺ももう少し柔軟に考えていただけたらと思ひます。

待機児童解消の整備について、ちょっと今地元から一つ、困った声が上がっているのがあります。

認定こども園は、一義的には内閣府が所管をしております。保育所は厚労省、幼稚園は文科省、その両方の機能をあわせ持つ認定こども園は内閣府と、今所管が三つに分かれていて、我々、保育、幼稚園業界からは、どこか一つに絞ってくれよというふうな声はもう従前からずっとありますけれども。

今回、その悪い部分が非常に出てくるんじゃないかということが一つ起きておりまして、認定こども園を建てるに当たって、保育園の部分はもちろん厚労省が担当していますので、保育部分は厚労省の予算で内示をいただく、幼稚園の部分は文科省の担当ですので、文科省から内示をいただくということになっております。

ところが、実は、認定こども園、ことは申請が非常に多かったということで、文科省が用意していた予算がもう既に全部なくなつてしまった、消化されてしまったということで、今現在、認定こども園をつくるうとして認める認定こども園さんに、文科省の部分の内示がおりないんですよ、予算がないということ。

ということで、運営側からすれば、内示がないものを建築を、では保育園の部分だけ先につくりましょうかなんという設計のやり方はありませんから、一体で建築はするものですか、内示が片方である、片方でないということで、本当に大丈夫なのか、予算をほんまにつけてくれるのか、最終的にという心配な声が今出ています。

前大臣がここにいらつしやいまして、横でうんうんとうなずいていらつしやるのが目の端ですごく見えるんですけど、こういう不安があるのと、待機児童解消のために今、大号令をかけて認定こども園をつくらせている運営者が多い中で、こういうことがあると、やはり二の足を踏んでしまいかねない状況になります。

これをちょっと、私としては、内閣府がしっかりと音頭をとって、大丈夫や、予算、内示はおりていないけれども絶対つけるから、やってくれというふうなことを言っていたら良かったらありますがたいんですけれども、そういった答弁はできますか。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。

今、認定こども園の幼稚園機能部分に係ります施設整備の認定こども園施設整備交付金についての御指摘がございました。

委員御指摘のように、今年度につきましては、需要額が予算額を大幅に上回つてしまったために十分に財源を確保できないことから、事業者の皆様が大変な御不安をお与えしているということで承知しております。例えは昨年度までの事

業だった安心こども基金事業を延長するなどして、これまで善処してきておりますが、さらに今年度も、引き続き財源を確保しながら、まだ内定をお届けできていない事業者の方につきましても、財源が確保でき次第速やかに対応させていただきたいということで、今努力をしているところでございます。

○浦野委員 大臣はよろしいですか。

○松山国務大臣 委員御指摘のように、今年度、文部科学省が所管する交付金について、需要額が予算額を大幅に上回つたということで十分な財源を確保できなかったことは承知をいたしておりますので、私の地元からも同様のようなお声を聞いております。

文部科学省において、昨年度末までとされていた安心こども基金事業を延長するなどして、可能な限り善処してきたと聞いておりますが、施設整備を希望する皆様が大変御面倒や御心配をおかけしていることと存じます。

このような状況を生じさせないために、文部科学省においては、平成三十年度概算要求において対前年度比で大幅に拡充して予算要求をしていると承知をいたしております。

認定こども園の施設整備に対して支援を行うことは、子供を安心して育てることができると体制整備の観点からも大変重要なことであると認識をいたしております。そのため、文科省においてしっかりと対応がなされるように、内閣府としても取り組んでまいり所存でございます。

○浦野委員 文科省の皆さんからはしっかりと対応しますということも個別では言っていないでいるんですけど、それが市町村の単位になると、内示はおりていないけれども早く設計して着工してくれと、やはり待機児童解消をいち早く、早くやりたいから、市町村にせっつかれるわけですね。しかし、運営者からしたら、確約もないのにやって、しかも、もうこの時期ですから、

年度をまたぐ工事とかも出てきますので、年度をまたいだ場合にまたややこしい話になったりとかいろいろ、大丈夫ですよと政府が予算について担保してくれるわけではないでは、やはり違いますので。

そこで、今回は予算がなくなってしまったというのは非常に残念なことですが、来年度は、こども基金も期限が一応、法律上はたしか来てしまします。これから保育施設の整備の財源を来年度どうするのかというのは、恐らくまたこれからの議論になってくると思うんですけど、これも、やはり、待機児童はもう絶えず、今も来年度の申し込みがもう市町村では始まっています。その中で、ある程度の子供の人数というのが、もうあと数週間もすれば大体の数字が市町村は把握できるようなってきます。そこで、やはりまた、では来年度どれぐらいの保育所、幼稚園、認定こども園を整備していくのかというのを計算しないといけないんです、そういったときにもう予算の心配をする必要がないように対応していただけたらと思うので、ぜひよろしくお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。
○山崎委員長 次に、山崎誠君。
○山崎委員 立憲民主党の山崎誠です。お疲れの時間になってまいりましたが、どうぞよろしくお願いたします。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私はもとと、批判から提案の政治というキャッチフレーズを持っておりまして、ぜひそういう方向性で質問させていただきたいと思ひます。若干批判的なことも出てきますが、ベースは、やはりいい制度はきちと伸ばして、国民の皆さん、国のために生かしていかなきゃいけない、それが大前提だと思っておりますので、でき

るだけ、批判のための批判ではなくて建設的な議論をしてまいりたいと思ひます。

きょうは、加計学園の獣医学部の特区でも問題となっておりませんが、国家戦略特区制度について御質問をしてみたいと思ひます。

国家戦略特区制度、規制改革の手段としては、今もお話ししたように大変有効な制度であつて、今回、二〇一三年にこの国家戦略特区というものができて、よりスピーディーに強力に改革を進めるんだ、官邸主導ですか、そういったものを強めていこうというこの改革自体は私は評価できると思ひます。

もともと、この特区制度、構造改革特区制度あるいは総合特区制度もあわせて、やはり現場の声というんですか、地域、自治体の皆さんのいろいろな思いとか事業をやっていく上での課題とか、そういったものにひとつ応えよう、あるいは民間の事業者の皆さんのいろいろなアイデアをうまく吸い上げようということだと思ひます。そういった意味で、こういった制度はとても有効であると思ひますし、先ほども言いましたように、これをうまく使うことがやはり行政の役割だと思ひます。

そういう中で、今回、加計学園の問題等が取り上げられてしまつて、事業の運営の仕方、運営のプロセスについて、皆さんは否定されていますが、疑義が生じてしまつていくというのが残念ながら現状であると思ひます。

そこで、私もそういった観点でこの制度を一回点検させていただいて、今後、この制度をどう伸ばしていくのか、あるいは、今ある課題についてはどういうふうに整理をし、正すべきことは正しいのかということをし少し議論したいと思ひます。

前提として、先ほど山井委員の質問の中で、実は、梶山大臣が、国家戦略特区諮問会議の基本方針に触れるお話をされていたと思ひます。利害関

係を有する議員についてはそういう審議には参加しないという方針があつて、一般論ではあるというお話しでしたが、安倍総理は友人関係であつて利害関係者ではない、別物だというお話をされましたが、それは正しいでしょうか。

○梶山国務大臣 先ほど山井委員の方から一般論としてというお話がありましたので、私も一般論としてお答えをさせていただきます。利害関係者というのは、やはり法律的には別の意味であつて、友人であるだけで利害関係者になるとは思っておりません。

そして、七月の末に閉会中審査で、衆議院、参議院ございましたけれども、総理もそういう話は一度も聞いていないというお話がありましたし、その途中においても、一月二十日までにおいても知り得なかつたということ、そういう話であると思っております。

○山崎委員 この少し問題になつてしまつていますが、安倍総理は、実は加計学園の監査役をやつていらつしたつた、以前に、監査役というのは役員ですよ。やはり大事な役員だと思ひます。報酬も得ていたという事実があります。そうすると、梶山大臣のおつしやつていく利害関係者に当たつてしまふんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○梶山国務大臣 多分、過去においてということでは現状ということではないと思ひますけれども、過去において監査役をやつていたということであれば問題はないと思っております。

○山崎委員 今の答弁は、過去であれば問題ないというんですが、過去というのはどういうイメージというのか、どういう定義をされますか。

○梶山国務大臣 この計画を知り得た時期でなければ問題はないのではないかと思っておりますけれども、監査役の仕事としてですよ。

○山崎委員 それはどこかにルールとしてあるものなんですか。梶山大臣の御判断ですかね。

というのは、当然、過去にそうやつて世話になつていた、例えば加計学園の皆さんに、いろいろ仲間として、いろいろ役員として世話になつていたという実績がある方が、現在、何か頼んできたときに、あのときはお世話になつたからなというの普通の人情じゃないですか。過去、そのときは知らなかつたけれども今は知つたから、そういう話ではないと思うんですけど、どうですか。

○梶山国務大臣 それは、どういう感情が起きたかわかりませんが、公の場合はそれは私はないと思っておりますし、総理による指示や配慮といった個別事業への関与については、交友関係の有無にかかわらず、厳密に吟味はされる必要があると思っております、一方で。

○山崎委員 ちよつと苦しい答弁ですよ。私はやはり、これは普通の感情として本当に注意をしていただかなければいけない。先ほどもお話ししましたけれども、国家戦略特区は、やはり官邸主導で、総理が議長で、諮問会議が指導していく、そういう強い制度にしたわけですよ。私はそれを評価するとお話しした上で、こういう問題は、やはり真摯に対応しないと。

それで、安倍総理は、これだけ親交が厚いわけですから、過去、監査役をやつていたというのを忘れていくとかという話ではないと思ひます。よ。やはりいろいろなおつき合いがあつた中で、今もつき合いがある。今は友人関係だけかもしれないけれども、そういう流れの中で考えたときに、やはりここは、先ほどもお話しがあつたとおり、諮問会議の基本方針に反するんじゃないかというこの疑義は晴れないと思ひます。

私は、今言つた、そういう役職についているということ、それから友人関係もやはり問題だと思ひます。友人関係で、あれだけいろいろな場面で御一緒している人たちがいれば、そういう場面があれば、それはやはり、安倍総理というか、個

人名はいいんですが、ああいう場合、例えば議長はその場ではおるとか、その議論には参加しないとか、そういう配慮が要すると思うんですけれども、国家戦略特区の制度を担当している梶山大臣としてどう思いますか。

○梶山国務大臣 七月の閉会中審査のときも、総理も丁寧に説明しているかと思えますけれども、加計学園が入っていたということを知らなかったということもあります。一月二十日にそれがわかったということでありまして、その間、総理はこの件については一切承知をしていなかったということがありますから、問題もないと思えますし、私、友人であるから全てが利害関係者だということにはならないと思えますし、その間に、先ほどありましたけれども、多分話されているんじゃないかとか、多分話しているんじゃないかという、推測に基づくことにはコメントすることはできません。

○山崎委員 時間もあれなのでやめますが、今の話は事実なんです。監査役をやっていたというのは事実で、報酬も受け取っていたというのは事実なので、臆測ではありません。なので、私はあえて、友人関係も問題ではないかと言いましたが、それはおいておいたとしても、この監査役の問題はやはり重要ですので、少しことはまた追及というか、お話をしたいかなければいけないと思います。

○梶山国務大臣 推測と申し上げましたのは、会話がいったんとか、そういう話がされているという推測に基づいての話ということで、監査役が推測とは言っていないので、そこだけ訂正させていただきます。

○山崎委員 では、少し先に行きたいと思えます。

国家戦略特区の制度の点検というか、お話を少し続けたいんですが、ちょっと確認の意味で、前提として、国家戦略特区制度の目標というか目

的、どんなようなことを目指しての制度なのかというのをお話しただけですか。

○梶山国務大臣 国家戦略特区制度においては、産業の国際競争力の強化及び国際的な活動拠点の形成の推進に関し政府が講ずるべき新たな規制、制度、改革提案を随時募集しているということでありまして、ほかの制度もございましたけれども、国家戦略特区に関しましては、規制改革を軸に据えた地域活性化も考えているということでありま

す。

○山崎委員 ありがとうございます。

産業の国際競争力を強化する、国際的な経済活動の拠点の形成、そういったことがベースにありますね。地域の活性化もあるというのは理解をしています。

そういった意味で、ちょっとこれは参考までになんです。そういった目的にうまく合致した、これは成功だという事例を一つ二つ、時間もありませんので、これは成功だというのをちょっと御説明いただきたいんですけれども。参考人でも構いません。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

例示でございますが、例えば民泊制度。最初に切り開く、古民家を活用した宿泊サービスで旅館業法の適用除外を設けるといったような形で、地域での特性を生かした新しい観光サービスを切り開くといったようなことも一つの競争力の例ではないかと思えます。

そのほかにも、高度な医療を行うための病床規制の特例で、そういった先端的なものをやる時は通常の病床規制よりも数が多いものを認める等々、いろいろな形で対処をしておるといふうに理解をしております。

○山崎委員 今お話しになりました民泊、古民家の活用、あるいは先端医療のための規制の緩和、これは例えばどういう広がりを見せていますか。今始まったばかりかもしれませんが、例

えばどんな地域的な広がりとかが、あるいは経済的な効果とか、何かわかりますか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

観光の方にしましては、直接、経済的な、単位の数字の効果という検証はまだできていませんが、古民家に関しましては、かなりの数の、三つもしくは複数の、ちょっと後ほど確認いたしますけれども、三つ以上の特別区域の方でサービスが開始してございます。

さらに、先鞭を切った始めました例えば大田区などでありまして、当初は六泊七日というところからスタートしたところが、いよいよ活用が進みまして二泊三日と。羽田空港に近い近辺のあたりでは、民泊を積極的に活用した集合住宅も数々計画が広がってきているという形で、確実に新しい業態が出てきているというふうに思えます。

医療の特例の方も、正確な数はまだ後で御報告申し上げますが、複数、二桁数の病院においてそういったような活用事例が始まっているということとで、着実に広がりをみせているところというふうに理解してございます。

○山崎委員 ありがとうございます。

まだこれからということもあるのかもしれないけれども、やはり着実に伸びてきていると

か、展開している事業もあるんですよ。

私がここでちょっと議論したいのは、では加計学園の医学部のこの事業は、果たして特区としてどれだけ展開があつて、その効果があるのかという話なんですよ。

もう御存じだと思いますけれども、例えば、この特区の必要性に関して、石破四条件という話がありますよね。どこかでクリアしたという話もあります。なかなかはっきり、きれいにみんなが納得して、この四条件をクリアできたんだというのは、前回、文科委員会での逢坂誠二委員が質問をしてお話を聞きましたが、はっきりとしたお答えはなかったと思います。

それは第一の条件だったんですけれども、そのほかにも、ライフサイエンスなど獣医師が新たに対応すべき具体的な需要が明らかだとか、既存の大学、学部では対応困難とか、そういったことがきちっとクリアできているのかどうかというのが、私は、まだまだやはり議論が十分じゃないんじゃないかなと思っています。

それは程度の差はあるかもしれませんが、例えば三番の、既存の大学、学部では対応困難というのも、一〇〇%無理ということではないかもしれないけれども、でも八割方あるいは七割方は、例えば加計学園がなくても対応ができるんだといううことは十分にあると思うんですよ。そういうふうな考え方が一つあります。

それからもう一つは、文科省の設置審の議論でも、一度は保留になって、二度目を通りましたよね。いろいろな問題がやはり指摘をされました。ライフサイエンス研究などの獣医師の人材需要が不明確であるとか、実習の多くが短期集中型で内容も不十分とか、臨床系の教員が高齢者に偏っているとか、実習を補助する助手がいなくて、そういった教員配置の問題が指摘されました。何とか多分二回目にはクリアをしたのかなと思えます。一応設置審でゴーが出たわけですから。

ただ、かなり危ういと思えます。かなり危うい計画で、何とか無理くり設置がかなったというのが私は現実だと思えます。

こういう提案、事業と、例えば京都産業大学です。ね、やはり、提案書を見るだけでも、これも前も議論があつたと思えますけれども、内容的にはずっと充実しています。いろいろ議論すれば、それがもっと深まっていく可能性もあると思えます。残念ながら、私は後づけと言っています。後づけのいろいろな条件で事業を断念しなければいけないということになったと思えます。

こういうふうに出てきたときに、この加計学園の獣医学部の事業自体を、先ほど言ったような

古民家だとかあるいは先端医療の規制改革だとか、そういった成功した事例と比較して、本当にどれだけ成功したと言えるのか。これは評価の問題なのでなかなか一言では言いづらいかもしれませんが、率直な感想をお聞かせください。

○梶山国務大臣 これは、特区のプロセスにおいて、五十二年間獣医学部ができてこなかった、そして申請も受け付けてこなかった、この規制を打ち破ろうということで提案がありました。

そして、四条件にも書いてありますけれども、ライフサイエンスにおける獣医学部の重要性であるとか、ウイルスの越境の関係ですね、鳥インフルエンザとかそういうものの水際対策、そういう人材というものの、いざというときには、通常ではありませんから、そういう人材が少ないというようなこともありました。

そういう人たちを養成していく大学をつくっていくという点について、特区の中で議論をされていったということでありまして、四条件については、ここで申し上げた方がよろしいですか。（山崎委員「大丈夫です」と呼ぶ）いいですか。四条件については先般の文部科学委員会でもお話があったと思いますけれども。

あとは、評価という点については、卒業生が出てからという点になるかと思えます。

そして、この四条件というのは、まずは設置審への申請をするための規制を打ち破るというかなんかすためのものということで、設置審はまた改めて申請書が出ております。それについて、構想に基づいて、果たして大学として足りるものがあるんだらうかという中で御審議をいただいたと思っておりますけれども、私どもは、この審議の内容は今のところ承知はしていません。

そして、文部科学省の設置審でやりとりする中で、最終的には可という答申をいただいて、文部科学大臣の認可という形になったと思っております。

そして、先ほど申しましたように、評価については、これは卒業生が出て、どれだけ所期の目的のような人材が養成されたかどうかということにつながるものだと思います。

あとは、外部要因の中で、獣医師会とのやりとりもありました。反対をする団体としての獣医師会がありますけれども、そういった中でいろいろな条件がついていったということでありまして、御理解をいただければと思っております。

○山崎委員 私は、すごく疑問もあるんですけど、この国は、国家戦略特区の目的でありましたよね、産業の国際競争力を強化するとか国際的な経済活動の拠点の形成とありますよね。加計のこの問題はどこに該当するんですか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

今回の四項目の中には、新たなニーズの具体化というところ、そこに特化したカリキュラムをというものが既存の学部・学科ではなかなか難しいところ、特にはライフサイエンス研究の分野、創薬研究、人獣共通感染症、こういったところは新しいニーズで、創薬も含めて激しい国際競争が起きている分野でございます。

それを担うべき例えば製薬会社の皆さんが二年から十年の間に一人しか採れなかったといったような会社も複数おられるということでは、まさに、こういった新しい分野への獣医師の養成、供給というのは、国際競争力、ライフサイエンス分野での研究協力強化を図る上でも不可欠の課題、それに応えるべくチャレンジをしていただき、卒業生をよく育てていきたい、かように考えている次第でございます。

○山崎委員 私の認識ですと、設置審での議論で、ライフサイエンス研究など獣医師の人材需要が不明確と出ているんですけれども。今のお話は、それが明確だと言いつつ切っていますけれども、どう考えますか。

○梶山国務大臣 獣医学部の卒業生で会社に就職

をする方がふえている、そういった中で製薬会社の人材というのこの十年間で大分ふえているということ。それと、製薬会社の要請書が一つありまして、これはやはり、獣医というか、前臨床のところ、マウスだけじゃなくて中・大型の動物を使った前臨床も必要じゃないか、そういったときには獣医学部、獣医師の知見も必要だということ、そういったものが今の日本ではできていない、足りていないということもございました。

先ほどの話で、ちよつとさかのぼって恐縮ですが、けれども、ほかの大学でできないかというお話がありましたが、ほかの大学においても増員等では対応はできず、創薬関係のライフサイエンスの人材であるとか、そういった人をつくっていくましようという中でカリキュラムも組まれていると思っております。

○山崎委員 今のお話も、一般論というか、話としてはわかります。

ただ、では、例えば加計学園が今予定しているクリーンルームの広さが狭いとか、いろいろやはり課題というか問題が逆に多過ぎると思うんですよ。教員の配置の問題とか、やはり根本的なところで計画の不十分さというのが明らかになっているというのが私は問題で、言いたいのは、だから、こういう事業が認定されて、国家戦略特区の一丁目一番地みたいに取り上げられているのはどうなのかな、もっとほかにやるべきことがあつて、先ほど言った目的に合うようなものがあるんじゃないかなと。

だって、全国でそんなないんですものね。特区って幾つありますか。（梶山国務大臣「十カ所」と呼ぶ）十カ所なんです。なのに、その大事な一カ所を例えばこの獣医学部の認定で使うということが、私は、皆さんでもっと議論しなきゃいけないんじゃないけれども、ほかにもっといいプロジェクト

トがあるんじゃないかな、条件を少し変えれば、今言ったような例えば京都産業大学の話だとかも含めて、もっといい話があるんじゃないかなと。例えば、今治市の活性化もいろいろ提案をしていますよね、ほかにも。これだけじゃないんだから、これを外したって今治市の活性化にはつながると思うんですよ。どう考えますか。

○梶山国務大臣 一つだけじゃなくて複数の提案をして、しまなみ海道の活用も含めて、広島との連携ということもやっております。そして、瀬戸内海にかかる橋梁をドローンの活用で点検をするとか、外国人人材の活用であるとか、さまざまな提案があるわけでありまして。

そういった中の一つということでもありますが、あと、全体の十カ所で、今全体、規制改革の事項が八十六、改正をされた、そして二百五十三の事業ができていくということでして、最初は一カ所なんです。横展開ということ、いずれ全国にできるように、まずは一カ所、そして特区の十カ所、そしてさらにまた横展開を図っていくような形で段階的にやっていくということですから、これも含めて、それぞれの地域で複数の提案、しっかりと並行してできればと思っております。

○山崎委員 私は、だから、そんなかどうかということはあえて言いません。結果として、認定された事業が本当にこの制度に合っていて、いろいろな展開について期待できるのかどうか、そういう点検をしていただかなきゃいけないと思います。

先ほど梶山大臣は、卒業生を出してからだというお話はあるかもしれないので、それを注視する必要、今となつてはそれしかないのかもしれないが、でも、総理は、ありましたよね、どこの委員会だったか忘れましたが、獣医学部、つくりたいところがあればどんどんつくればいいじゃないかみたいな話がありました。今、梶山大臣の考

えとは違いますよね。

○梶山国務大臣 基本的には、これはテストケースのような形でやって、いずれ全国展開という形に全てがなっていくわけですね。ですから、この獣医学部の件も、できればということなんです。が、利害関係者とのやりとりの中でまだ障壁があるという中で、いち早くつくるには一校に限るという形になつてきたということでもあります。

○山崎委員 私が言いたいのは、獣医学部、獣医師の需要というのは、そんなに全国にどんなところまで養成して、それがどんな新しい産業の核になつて伸びていくという性質のものではないんじゃないか。だから、もちろん岩盤だという気持ちはわからぬではない、ないけれども、特区として風穴をあけて展開をしていく、そういう性格のものではないと思うんですよ。

加計学園、百四十ですか、定員。大型の獣医学部ができました。では、次、またつくるんですよ。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

この制度、二校目、三校目につきましても、当然、一校目の評価というのをやりつつということが大前提でございますが、要望があればしっかりと対応していくことで考えてございます。

ただし、その一校目の活動成果でありますとか、カリキュラムが本当にうまく回っているでありますとか、そういったようなことも慎重に見きわめながら、それが本当に実のある人材育成につながるということであれば、そしてそれをやりたいという方がいらつしやれば、どんな二校目、三校目も、しっかりとその要望を踏まえた対応を検討していく必要があるというふうに考えてございます。

○山崎委員 今の審議官のお答えも、今までのいろいろな議論の中で、相当無理があると思いますよ。

要するに、今回一校つくるのでも、果たしてそ

の需要があるのかどうかという議論さえある中で、これがうまく回つて百四十人の立派な獣医師が育つた中で、では、もう一校、もう一校、百人、二百人となるんですか。いや、そういう性格の事業もあると思いますよ。さっきの古民家の話とか民泊の話とか、そういう話もあると思いますけれども、この事業は性格が違うでしょうというのを私は言いたいです。

ちよつと続けて、時間もないので一つだけ質問したいんですが、この事業全体、特区の制度で提案が出ますよね。提案の扱い方をちよつと聞きたいんですよ。

全体、提案をどういうふう募集されているのか、ちよつとお聞かせいただけますか。審議官で構いません。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

提案は、制度的には、まず、常に、随時募集をしてございます。ただ、幅広くいろいろな観点から御提案いただくために集中提案受け付け期間というのを設けてございまして、きょう現在も七度目の集中提案募集をやっている状況でございます。

こういう形で受け付けられました提案書は、原則、全てワーキンググループの民間議員の委員の先生方に読み込んでいただくこととしてございまして。その中でも、特に時々のテーマも見つ、先生方から特にこれを聞こうというふうな形で御指導いただいたものから順次ヒアリングをさせていただき、その結果を踏まえて論点を整理した上で、規制所管庁との折衝、調整等の段取りに入っていく。

ちなみに、ヒアリングを聞いていないというものについて、今後一切聞かないということではございません。追加提案、内容の充実、進展に合わせて、随時先生方と相談をしながら議論をさせていただき、こういう体制で審査をさせていただいているところでございます。

○山崎委員 私はレクを受けたときにびっくりしたんですけれども、随時提案というのは、今までも、いつで切つてもいいですけれども、幾つ来ていますか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

集中受け付け期間の方につきましては、フォーマットがございまして、電子入力の手書きもございまして、数がカウントできる状況になってございまして、随時提案の方につきましては、正直、電話一本でいただくようなお話も含めて、常にお話を伺わせていただいているということになってございます。

申しわけございません、そういう意味では、総数的には三桁の数以上はある状況ではございますが、正確な随時提案の数というのは現在カウントしてございません。

○山崎委員 私は、それを聞いて啞然としたんですよ、大臣。

だって、電話で受け付けるのがあるのかもしれないけれども、何件といつて答えが返つてこないんですよ。それをワーキンググループの委員の先生方にお伝えしなきゃいけないでしょう、皆さんは。電話だったから、これはお伝えしなくてもいいものなんですか。そうじゃないですよ。

だから、集中期間で来たものは一応リストアップされているのかもしれない。でも、随時のものだったって当然あるわけですよ。

私は何が言いたいか。国民の皆さん、あるいは事業者の皆さん、自治体の皆さん、一生懸命提案をしているんだよね。それを、随時だから扱いがぞんざいでいいわけじゃないですか。もちろん、ぞんざいにしていいとは言いかねないけれども、数もカウントできないで、どうやって、その中にいい提案があるのかを判断していくのか。

もう一つ、これはお聞きしたいんですけども、ワーキンググループでヒアリングするものを

選ぶというんですが、先ほども言いましたけれども、誰がどうやって選んで、どういう評価でヒアリングをかけるんですか。何百もあるんですよ。だって、第一回の集中期間かな、その後、百九十七ぐらいアイデアが出たうちの六十二件しかヒアリングをかけていないんですよ。それには随時のものは入っていないのでよくわからないんですが、そういう確率でヒアリングをかけるという話なので、それをどう選んだのか、誰が選んだのか。

○梶山国務大臣 集中期間に寄せられた提案については、その提案書を全てワーキンググループのメンバーに読み込んでもらつております。その上で、熟度の高いもの、早期実現性の可能性があるものを順に選んでいるということで確認をしております。

○山崎委員 でも、大臣、ヒアリングというのは、どんな五月雨で始まるんですよ。後からいい提案が来て、そういうのはちゃんと入るんですよ。六十二というのは、そういう意味では、バランスよく全体を評価した上で選ばれているんですよ。先に来たものが有利だったり、もつとやうとか、何か紹介があつたからヒアリングを受けたとか、そういうことはないんですよ。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。御指導いただいているとおり、先に出たものが優先ということはありません。

実際に、一次の提案で出たものにつきまして、その熟度、タイミングを見て早期に実現したものもあれば、三年をかけて実現したものもあれば、逆に言えば、東京圏の一次で出たものよりも後に提案されたもので、先に実現をしているものもございまして。

その辺も含めて、民間議員の先生方にもしっかりと見ていただいているというふうに理解をしております。

○山崎委員 もう時間が終わつたということなの

で、続きはまた次回やりたいんですが、本当にこのプロセスを明確に、民間委員の方々が改善の提案みたいなものをされていますよね。そういうところに、プロセスの透明化が必要だと書いてある。ということは、今までやはり問題があるということじゃないですか。

なので、やはりこういった点は、今までどうだったのか、そして、そういうところをもう一回検証しながら正していっていただきたいと思いたすので、そのきっかけになればと思います。

○梶山国務大臣 前回の諮問会議のときに、民間議員の皆さんから提言がございました。

これは、今ある批判も踏まえてどういう形でやっていったらいいかということ、次回かその次ぐらいまでのできるだけ早い機会に民間議員の中で話し合っ決めていきたい、一つの提案としてこういうことがありますよということを例示されて出されたものであります。

それらは、私どももかわつて、しっかりとやってまいりたいと思っております。

○山崎委員 終わります。ありがとうございます。

○山際委員長 次に、稲富修二君。

○稲富委員 希望の党の稲富でございます。

きょうは、質問の機会をいただきました、ありがとうございます。

私は、さきの衆議院の選挙で、五年ぶりに質問させていただきました。こういう機会をいただきました、まことにありがとうございます。

また、私の会社時代の先輩であります茂木大臣、そして郷土福岡の先輩でもあります松山大臣、来ていただきました、ありがとうございます。

きょうは、人づくり革命、そして一体改革について伺いをさせていただきます。

人づくり革命の前、私は、この一体改革が人づくり革命の源流になっている、その基本になって

いると思っております。

二〇一二年の八月にこの一体改革が成立をしたわけですが、その際、やはり大きな、これまでと、消費税のアップと違ったものがございました。

それは、この消費税法案のときに、これまでは消費税を上げるときには、高齢者のためである、社会保障は高齢者のためだということでごございましたが、この一体改革において初めて、子ども・子育て支援の充実、拡充というのがその大きな社会保障の柱になりました。これが一つ。それともう一つは、消費税を上げる際に、その使い道を決めていくということでございます。まさに一体で歳出と歳入を決めていくということが決まりました。それがこの一体改革の基本的な、これまでと違う消費税アップの姿でございます。

大変私ごとで恐縮ですが、その消費税アップの際、私もその当時、民主党の一員で、税の担当を實務者としてやっていた際に、やはりその際、当時の民主党、そして自民党、公明党さん、さまざまな意見の相違がある中で、何とかまとめ上げ、そして成立をさせたこの法案でございます。

私は、もちろんその席の末席にしかすぎませんでしたが、きょうここに立たせていただけて、この二〇一二年に成立した法案を何とか仕上げていく、その仕事の一端を担っていきたいという思いで参っております。多くの方の御苦労と、そして汗の中でできたこの法案を何とかいい形で、二〇一九年の十月の一〇％にかけて、その上げ方、使い道を決めていく、そういうことをしていきたい、そういう思いでございます。そういう思いから、少し振り返っての質問をさせていただきたいと思っております。

まず、社会保障・税の一体改革についてでございます。

この際、自公民の三党で合意をして、議員立法で成立をさせたという経緯がございます。その際

に、社会保障・税一体改革に関する確認書というのを三党で結んでおります。それは今も有効か、変わっていないのか、その確認をさせていただきます。

○茂木国務大臣 稲富議員には、私と同じ商社の出身ということでありまして、これからは、先生、ビジネスの現場、さらには国際感覚を生かしてぜひ頑張ってください、そんなふうに思っております。

二〇一二年当時、私は、党の政策責任者、政調会長を務めておりまして、当時の三党合意、これは、社会保障制度の持続可能性と財政健全化の両立に向けて、社会保障と税一体改革における社会保障関係法案、そして税制抜本改革の関連法案の修正内容について合意を行ったもの、稲富議員も民主党の議員として御尽力いただいたことに感謝を申し上げる次第であります。

三党合意で修正をされました税制抜本改革法では、消費税の増収分の全額を社会保障に充てる、全額といまして、その社会保障の中でも、社会保障の充実と社会保障の安定化、これは財政の健全化ということでありまして、その双方を同時に図る、こういうことが明記をされた形でありま

す。

この考え方に沿って、社会保障の充実と社会保障の安定化、財政の健全化、双方を進める、この基本的な考え方は変わっておりませんし、そういった意味で、御指摘いただきました確認書の内容にありますが考え方も変わっていない、このように理解をいたしております。

○稲富委員 その中で、特に、子ども・子育てについて改めて確認をさせていただければと存じます。

この確認書の中で、子ども・子育ての質、量拡充のために、消費税の引き上げの財源を含めて一兆円超程度の財源が必要だということをうたっておりまして、そして、社会保障の各種法案の附則の

ところに、質、量の充実を図るためには一兆円超程度の財源が必要だ、〇・七兆円は消費税の財源を充て、残りの〇・三兆円は消費税の外から確保するということを書いております。そして、当時の財務大臣、総理の答弁もございました。

この枠組みは変わっていないかどうかということとを改めて確認させていただきます。

○松山国務大臣 稲富委員にお答えをいたします。

社会保障・税一体改革に関する確認書において、幼児教育、保育、子育ての質、量の充実を図るため、消費税率の引き上げによる財源を含め一兆円超の財源が必要である旨が確認されたところであり、現時点においてもこの方針に特段の変更はございません。

○稲富委員 ということ、子ども・子育て支援の量、質拡充のための一兆円の財源を確保するということが今なお生きているということでございます。

その中で、今、消費税八％ということでございますので、現時点でどれだけの財源が確保され、そして八％の現時点においてどういう政策が実行されているのか、教えてください。

○松山国務大臣 お答えいたします。

御指摘の一兆円超程度のうち、消費税が一〇％に引き上げられたときに実施することにしておりました〇・七兆円のメニューでございますが、消費税率が八％に据え置かれる中にあるとしても、認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育等の受け皿の拡大に伴う運営費の増額、また三歳児の職員配置の改善、さらには私立幼稚園、保育園等、認定こども園の職員給与の三分の二の改善を行うなど、全ての事項を既に実施をいたしておるところでございます。

また、消費税財源以外の財源により実施することとされております、さらなる質の向上を実施するというところの〇・三兆円のメニューですが、こ

れにつきましては、私立幼稚園、保育園等、認定こども園の職員給与の二百分の改善、並びに、放課後児童クラブ、社会的養護の職員の処遇改善を、安定財源を確保して、平成二十九年、今年度を実施したところでございます。

○稲富委員 ちよつと再度確認させていただきます。

○三兆円の部分は、もう財源を確保したということでしょうか、それとも途中だということでしょうか。済みません。

○松山国務大臣 ○三兆円のメニューのうち、質の向上ということで、先ほど御説明しました二点、私立幼稚園、保育園等、認定こども園の職員給与の二百分の改善と、それから放課後児童クラブと社会的養護の職員の処遇改善の安定財源、その二点については四百二十億、今年度予算を確保したところでありますが、それ以外についてはまだ未処理のところがございまして、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○稲富委員 ということは、残りまだ二千五百億余りの財源を確保し、この質、量の充実をしなればいけないということかと思ひます。

そうすると、問題は、当然ながら恒久財源じゃないといけないということかと思ひますので、どう残りの財源を確保するのか、そしてどう道筋をつけるのかということについてはいかがでしょうか。

○松山国務大臣 今の、平成二十九年予算において措置をしましたこの質の向上の〇・三兆円のメニューにつきましては、アベノミクスによって雇用情勢が改善したところから、雇用保険の国庫負担の引き下げを含めて、その財源を一応確保したというものでございます。

今後につきましては、自公民三党で合意した社会保障・税一体改革に関する確認書以降、政府において累次の閣議決定で明記をし、骨太の方針二〇一七においても、子ども・子育て支援のさらなる質の向上を図るために、消費税分以外も含め

て、適切に財源を確保していくとしております。

これらに基づきまして、各年度の予算編成過程において引き続き安定的な財源をしっかりと確保してまいりたいと思ひます。

○稲富委員 ありがとうございます。

二〇一九年の十月、消費税が一〇になるときまでに、これは確保しなければいけないと思ひます。ただ、改めて、今も御説明をいただきましたが、この二十億余りというのは、なかなか簡単に財源を確保するわけにはいかないと思ひます。しかし、これこそ政治主導で何とか、二〇二二年にまとめたこの法案の一兆円確保ということを実行するために、もう一度、政治の意思として、大臣の御答弁を賜ればと思ひます。済みません。

○松山国務大臣 財源、極めて厳しい状況でございまして、経済をしつかり向上させる中で、財源の確保を引き続き努力をさせていただきたいと思ひます。

○稲富委員 ありがとうございます。

人づくり革命について、少しお話を移りたいと思ひます。

消費税の中で、後で大臣にも御答弁をお願いしますが、私は、よくなかったなと思つたことがありました。それは、浪人する中で感じたことでございます。

当初の枠組みは、五百分の増税のうちの一百分は拡充、しかし、残りの四百分は納税者にとって形が見える充実感を得られないという枠組みになっておりました。すなわち、四百分は借金返済か年金というところで、一百分は何らかの生活に対するリターンがある、しかし、残りの四百分については、納税者に対しては、消費税を納めた方にその充実感が伝わらないという仕組みになっておりました。

これは、当時のもちろん財政状況を考えると、やはり借金返済に回さなきゃいけないということと、その枠組みができたんだと思ひます。しかし、やはり納税する側に立てば、約十三・五兆円ある

いは十四兆円の税を国民からいただくわけで、それに対する受益感がないということであれば、やはり消費税に対する抵抗感はどうしても難しい、私は避けられないと思ひます。そういう意味で、政治が納税者の立場に立つて、その使い道をもう少し工夫すべきだったということを私は思つておりました。

そういう中で、今回、人づくり革命という中で、残りの八から一〇にいく二百分の使い道を変えろということかと思ひます。

改めて、そういう政策をどう変えていくのかということ、大臣に御答弁を賜ればと思ひます。

○茂木国務大臣 今回、人づくり革命、教育の無償化を初めとする政策を進めるに当たりましては、安定した、しっかりと財源を確保してそれを進めていきたいということで、今回の選挙でもそのことを国民の皆さんにお約束を申し上げ、そして今そのための政策、政策パッケージも十二月には取りまとめる予定であります。

委員御指摘のように、これまで五分の一対五分の四だつた配分の比率を、八から一〇%に引き上げる段階においては、人への投資、そして社会保障の充実と、社会保障の安定、そして財政の健全化に、おおむね半々で分けていく。ということ

は、もともと五分の一の部分、一・一兆プラス一・七兆分について子育て支援、人づくり革命の施策に充て、残りの、一・一プラス一・七ですから、二・八につきまして社会保障の安定化、財政の健全化に充てる、こういったバランスのとれた形で、人づくり革命と、さらに将来に向けての財政の健全化、双方をしつかり図っていききたいと思つております。

○稲富委員 ありがとうございます。

その財源をもつてどういう人づくり革命の政策を展開するのかということ、改めて御説明をお願いします。

○茂木国務大臣 人づくり革命の具体的な政策はまさに今詰めの議論を行っているところでありますが、一つは、全ての子どもたちに開かれた教育の機会を提供していく。そのために、大半の子どもが利用している三歳から五歳の幼稚園、保育園については無料化をする。

そして、一方で、ゼロから二歳児につきましては待機児童の問題が非常に大きな問題となつていくわけでありまして、子ども・子育て新プラン、これを前倒しすることによって、まずは喫緊の課題であります待機児童の解消に努める。同時に、低所得の世帯につきましては、ゼロから二歳児につきましても無償化を進める。

さらには、家庭環境に恵まれない、しかし意欲のある学生については、進学がきちんと確保できるように、低所得の家庭に限って高等教育について無償化、授業料の減免、さらには生活費の方も給付型の奨学金でしっかりと対応していきたい。

同時に、介護人材さらには保育の人材、人材の確保が介護、保育、こういった分野では極めて重要でありますから、この人材の確保のための職員の処遇改善をさらに進めていきたいと思つております。

こういった政策を通じて、現在の社会保障制度を全世代型の社会保障へしっかりと変えていききたい、このように思つております。

○稲富委員 その中で、まず三歳から五歳までの幼稚園、保育園の無償化については、私も子供が保育園でお世話になっておりまして、やはり多くの同じ立場にいる御家庭に、かなり歓迎と心配の声がございまして。

それは、やはり待機にどうしてもならざるを得ないお母様方がたくさんいらっしゃいます。そういう中で、無償化の対象が、これはもうこれからパッケージを示される中で具体化をはっきりとされるんだけれども、やはり待機をされてい

る親御さんに何らメリットがない。そして、今保育園、保育所あるいは幼稚園に通われているお母様方だけということは、私は、やはり制度としてかなり格差が大きくなるということで、この点、どう考えていらっしゃるか、大臣の所見を伺います。

○茂木国務大臣 三歳から五歳まで、全ての子供たちの幼稚園、保育園の費用を無償化するという形ですが、三歳以上につきましては、既に今、九割以上が保育所や幼稚園を利用していることを踏まえ、十分、無償化しても対応可能であると考えております。

それから、もう一つ申し上げました子育て安心プラン、これを前倒しして三十二万人分、二〇二〇年度までに整備するという形です。この子育て安心プランにおきましては、現在の女性の就業率が七〇％なのに対して、それより高い八〇％に上ることを想定して三十二万人分の受け皿を整備する、こういった形でありまして、これによりまして待機児童解消に万全を期していきたいと思っております。

○稲富委員 九割、保育所あるいは幼稚園にということですが、ここは、認可外に通っていらっしゃるお子さんはまだやはりいらつしやいます。そこは全くメリットがないということであれば、先ほどの問題ですけれども、せっかく消費税を払って、しかしそこにはメリットが行かない。わずかに一割といえは一割かもしれません。しかし、そこを何とかやはり光を当てていかなければいけない、私はそう思います。

まだこれから詰める話かと思ひますので、ぜひそこは何とかやはり、全ての子供、全ての児童という理念をぜひ堅持をいただきたいと思ひます。それと、ゼロ・二歳のところの低所得者に対しては無償化することをごいしましたが、高等教育の生徒さんにも所得が低い方には無償化をするということ、その所得のラインというか、そ

の所得はどこら辺を考えていらっしゃるか、教えてください。

○茂木国務大臣 我々が明確にお約束を申し上げましたのは、全ての子供たちの幼稚園そして保育園の費用を無償化するという形でありまして、例えば、全ての幼児教育ということになりますと、家庭教師までやるんですかと。うちはどうしても英語のネイティブの教育を受けたい、毎週海外から教師を呼んで、その費用を全部見てくれ、こういった形には恐らく、その部分はならないという形でありまして、保育園そして幼稚園の無償化を進める、そして、この保育園の中には、自治体の認証保育所などの認可外の保育施設についても無償化の対象とする、こういった方向で検討いたしております。

具体的な範囲をどうするかということについては、今後、これはやはりかなり専門的な部分があります。いろいろ、こういう施設はそれに当たるのかどうかという部分もありますので、専門家にあります検討の場を設けて、これはどちらにしても、消費税の引き上げ、二〇一九年の十月と

いうことですから、施策が全部実施できる時期とも関連しますけれども、来年の四月からすぐに全てのことがスタートするということにはならないと考えておまして、来年の六月ぐらいまでに結論を出したい、こんなふう考えております。それから、高等教育の無償化の、所得の問題であります。最終的には、今後、与党の提言等々も含めて判断をしていきたいと考えておりますが、例えば住民税非課税世帯であったりとか、一定の何らかの基準でその部分は考えていきたいと思っております。

○稲富委員 いつからという話も、大臣から今いただきました。改めて、二〇一九年の十月に税が上がって、二〇二〇年度までということが総理所信でもありましたので、二〇一九年の十月からなのか、二〇

二〇年度からはもうフルスタートということでしょうけれども、そのあたり、今わかる範囲で教えていただければと存じます。

○茂木国務大臣 二〇一九年の十月に消費税が引き上げになるということになりますと、実際に税収として入ってくるのは、十月からだから半分に

なるかといえますと、恐らく税収的には三分の一、その前後になってくるのではないかなと思っております。いずれにしても、前倒しで進められる部分、財源的にしっかりと確保できる部分については前倒しで、その二〇一九年の十月を待たずに実行しようと思っておりますが、二〇二〇年からは確実にこういった政策が実行できるように準備を進めてまいりたいと思っております。

○稲富委員 子育てされている方にとつては、いつかというのは非常に大きな話ですね。前倒しも含めてということをお答弁いただきましたので、ぜひ、なるべく早い時期に、その時期、そして前倒しができるかどうかも含めて決めていただければと思ひます。

それと、今のこの二兆円のバツケージの財源の話です。一・七兆円の消費税プラス三千億ということだと思ひますが、この三千億の出どころは何

かということをお教へいただければと思ひます。○茂木国務大臣 二兆円規模の政策を推進したいという形で、その大宗、一・七兆円程度については、消費税の使途の見直しでその財源を捻出する、三千億につきましては、現在、経済界、産業界の方にその拠出をお願いしているところでありまして、社会全体で子育てを支えていく、こういう考えに沿って、今御検討をお願いしているところであります。

○稲富委員 確認です。

先ほど、消費税、一体改革のときのこれから財源確保をしなければいけない約三千億と、今回の三千億はまた別物であるという理解で正しいか、

その確認をさせていただきます。○茂木国務大臣 そのような理解で正しいと思ひます。

○稲富委員 産業界からという御答弁がありましたが、どういう反応をされているのかということをお教へください。

○茂木国務大臣 産業界にも直接、総理からも、また私からも、代表の皆さんにもお話をしております。中小企業の代表の方もいらつしやいます。

丁寧にお話をし、説明をし、ぜひ御理解いただきたい、このように思っております。今そういった形で御検討いただいているものだと思っております。

○稲富委員 今検討中ということなので、なかなか具体的にはおっしゃりにくいかもしれませんが、ただ、これはかなり大きな額でございますので、どういう形で産業界から拠出をもらうかということは極めて大事だと思ひます。現ナマでもらうわけにはいかないと思ひますし、当然、法に基づいてということになると思ひますので、どういう形で拠出をお願いできるか、その点、今言えることがあればぜひ御教示ください。

○茂木国務大臣 これまでの制度で申し上げますと、現在の子ども・子育て支援新制度では、ゼロから三歳未満の児童への児童手当であったり、企業主導型の保育の費用に充てるため、企業から拠出をいただく制度がありまして、こういった仕組みを活用することも一つの考え方と思つて検討しております。

○稲富委員 今大臣おっしゃっていた、恐らく事業主の拠出金の話かと思ひます。今、ちよつとごめんなさい、これは通告申し上げていなかったんですけれども、財源が約四千億の拠出をもらつて子ども・子育てに充てているということかと思ひます。

しかし、この制度が果たしているのかというこ

と、これにのつとてやるのが本当にいいのかということが私はあります。

一例で言うと、これは当然ながら恒久財源じゃないといけないと思います。ワンシヨットというわけにはいかない財源でございますので、保険に乗つける形で事業主負担を求めるといことになる、これは恒久的に会社には負担がかかるということだと思います。

今はそれなりの好景気であつても、もちろん景気ですから、いいときもあれば悪いこともある。私は、中小企業なり、企業にとつて、やはりこの保険料等、あるいは保険にまつわる負担というのはかなり重くて、これは景気にかかわらず、従業員の負担に応じて負担として乗っかる。これは有無を言わず支払わなければならないという意味でございます。

したがって、恒久財源でなければいけない、あるいは、景気によらず、やはり企業としては負担をし続けなきゃいけないということ、あるいは、そもそもなぜそういう制度の中で会社がそれを負担しなければいけないのか。年金であれば、給付と負担がはつきりしているから、これは従業員の会社負担が必要であるということは理解ができません。しかし、会社がなぜこれを負担しなければいけないのかというその理由については、まだちょっと議論が必要なのかなと私は個人的には思います。

いずれにせよ、これはこれから議論ということ、これから制度設計かと思いますが、この事業主が拠出をするということは、私はよくない。いや、むしろ、有無を言わずこういう負担を強いるということとはよくない制度ではないかと。むしろ、その保険料、特に中小企業においては、保険料をむしろ、事業主の負担を減らすべきだというふうには私は思っていますので、これは果たしてどうなのかということを思います。

またこれは制度ができたなら、ぜひお示しをいた

だければと思います。

それと、今回の、産業界に三千億、総理が要請されたというこの御答弁がありました。私はこの点をぜひ議論させていただきたいと思っています。十月二十七日金曜日に、総理が、第二回人生百年時代構想会議、これは大臣が議長をされているんですかね、総理発言のところで、与党における人生百年時代の制度改革の議論を踏まえ、産業界におかれても三千億程度の拠出をお願いしたく、具体的な検討をいただきたいと思っていますという発言をされたと思います。

この人づくり革命においての、例えば児童への無償化、これは私は大賛成、もつと進めるべきだという立場です。しかし、この三千億の拠出についてはやはり違和感を禁じ得ません。

と申しますのは、総理がその会議の場で直接額を明示し、そして拠出をお願いするということは、私は、まだ勉強不足かもしれませんが、聞いたことがないと思います。と申しますのは、これは恐らくこの会議で、あるいは産業界も、では、その要請を受けたけれども、いや、できないということとは恐らく言えないと思います。言えないんじゃないかと思えます。したがって、これは断れない、あるいはそれを拒否できないことじゃないかと思うわけです。

ここでぜひ大臣にお伺いしたいのは、私は、政治と経済というのは、ある程度、超えてはならない一線というのがあると思います。やはり、政治がここまでやっていい、あるいはここまで言うてもいい、しかし、これ以上言うといけないという、私はラインがあると思うんです。

そういう意味で、この三千億拠出を総理が直接産業界にお願いをし、そしてそれに産業界が応えるということが、もし仮にそうなるとするならば、これが仮に先例となつて、財源が足らなくなつたら必ず総理が言つて産業界にお金を要求するということふうなことがあつたら、私は、日本経

済、これは短期的にはいいですけども、長期で考えた場合に本当に自由主義経済と言えるのかというところでございます。

そのラインについて、あるいは本当にこれが政策としていいのかということ、大臣の考えを伺いたいと思います。

○茂木国務大臣 まず、人生百年時代構想会議であります、議長とお話いただきましたが、議長は総理でありますので、私は進行役を務めております。

若干、先ほども申し上げましたが、この人生百年時代、社会保障制度を含め、雇用の制度がどうあるべきか。これは急に始まつた議論といえます。よりも、自民党におきまして、私が政調会長時代に、人生百年時代設計特命委員会、そこでさまざまな議論も行つてまいりました。その中にはこれも保険であつたりとかさまざまな形の議論もあつたわけでありましたが、大きな方向として、子育て、これは一義的な責任は家庭にあるにしても、これからの時代、少子化社会というのは日本全体の問題である、社会全体でそれを支えていかなきゃならない、そのために誰がどう負担していくたらいのか、こういった議論は党内でも、さらには経済界も含めて、相当やつてまいりました。

そういった中で、経済界から既にこの十月以前にいただいていた意見というのは、やはりこれは広く負担をしてもらう、こういった問題だから税による負担が中心になるべきだ、こういった中で、ただ、ある程度の相応の部分については、経済界としてもこの日本を支える大きなやはり主体として考えなければいけない、こういうお話もあつて、そういうさまざまな議論の積み重ねの中で、こういった話が出てきたわけでありまして、我々が勝手に二兆円と決めて、一・七兆は消費税で成る、では、残りの三千億はあした経団連の会長が来るからちよつと頼んでみようか、こういう

話ではなくて、相当取れんした中での最終的なお願いとして御検討をその場でお願いした、こういう経緯でございます。

○稲富委員 そうなると、やはりこれは断ることができない話だと思ふんです。取れんした中で、やはり三千億を要請し、そうなると断れない。もちろん、断ることが前提ではないと思います。しかし、私は、先ほど申し上げましたように、政治がどこまで経済、あるいは経済、あるいは財界に介入をしていい、言葉はちよつときついかもしれませんが、どこまで入つていいのかということ、極めてそのラインが大切だと思います。

そういう中で、それを私は、例えば、さつき税というお話がありましたけれども、まさに税であれば、国民に信を問う中で、その負担を財界にお願いする、あるいは企業にお願いするということはあると思います。

しかし、やはりこれだけの与党の、衆議院で三分の二のこれだけの巨大与党で、これだけの政治力があつてという総理が直接額を言うというのは、やはり、取れんする中とはいへ、私は、その一線を超えている。いや、むしろこれは、やはり自由主義経済を標榜する我が国において、本当に総理がここまで言つていいのかということを率直に思つたわけです。

もう一度、大臣、御答弁いただければと思います。

○茂木国務大臣 御意見、お気持ちとしてはよく承りたいと思つております。

我々、例えば、経済界の方ともいろいろな率直な意見交換をする中で、賃上げについてもお願いをしております。一方で、法人税等々についていろいろな御要望もいただく。そういった中で、日本の国をどうしていったらいいか、日本の経済や社会をどうしていったらいいかという中で、それは、政府の考え方、経済界の考え方が完全に一緒という部分ではありませんが、大きな方向につ

いては一致をする中で、さまざまな、我々としても要望をさせていただく、経済界からもまた要望を受ける、こういった形で物事は進めていきたい。

丁寧な進め方を今後すべきだということについては、よく拝聴させていただきました。

○稲富委員 しつこくして申しわけございません。先ほどおっしゃったように、私、賃上げの要請を総理がするのも率直に違和感を感じております。その賃上げ要請、そして今回の三千億は、同じやはり政権としてのあり方とか、その態度といえますか、私は共通するものを感じていまして、これは決して、短期的にはいいと思うんです、しかし、政治と経済という関係考えた場合に、私は、長続きしないし、これを続けることは日本にとつて余りいいことじゃないということを思っております。

あと、最後になりますが、人づくり革命について、今回、二兆円というパッケージをお示しされるということで、先ほど途中で申し上げましたような、三歳―五歳児の、困っているらしい子供たちにぜひ目を配っていただければと思います。質問を終わります。ありがとうございます。

○山際委員長 次に、塩川鉄也君。
○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。きょうは梶山大臣に質問をいたします。公務の公正性の問題、官民癒着の問題について、公務員制度担当の梶山大臣に質問をするものであります。

二〇〇一年に、内閣機能の強化を図るとして中央省庁再編が行われました。この中央省庁再編を機に官邸機能の強化が図られてきたわけであり、内閣官房の人員を見ますと、二〇〇一年度には五百十五人だったものが、二〇一七年度には千二百二十五人ということで、二倍以上にあっているわけです。内閣の重要政策の企画立案、総合調整を担う内閣官房の機能が拡大強化をされていると

ころです。

資料をお配りいたしました。

配付資料一枚目の上段を見ていただきたいんですが、ここが内閣官房の機構図であります。たくさん組織があるわけですが、そういう中で、組織として一番数が並んでいるのが、下に縦書きで書かれているものですけれども、内閣官房副長官補、内政、外政担当の副長官補のもとにあります分室であります。

そこでお尋ねしますが、この内閣官房副長官補室における分室は現在幾つあるのか。そのうち、第二次安倍政権発足以降設置された分室は幾つか。内閣官房副長官補室の分室というのは内閣官房でどのような役割を果たしているのかについて御説明ください。

○彦谷政府参考人 お答えいたします。

内政、外政を担当する内閣官房副長官補のもとには現在三十四の分室が設置されており、このうち、第二次安倍内閣発足以降設置されたものは二十七でございます。

また、内閣官房副長官補室の分室は、特定の内閣の重要政策に関して基本的な方針に関する企画立案、総合調整や、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案、総合調整等を行っているところでございます。

○塩川委員 今御説明がありましたように、今、三十四の分室のうち、第二次安倍政権以降に発足したものが二十七ということで、もちろんスクラップ・アンド・ビルドですから、スクラップがあつてビルドがあるわけですが、実際、第二次安倍政権以降につくったものがそれだけあるということになります。やはり、特定政策課題等、基本方針の企画立案や総合調整を図る、そういう役割をこの分室が果たしているという説明でありました。

このような内閣の重要政策の企画立案、総合調整を担う内閣官房において中心的役割を果たして

いるこの内閣官房副長官補室の分室であります。資料一の下段の表を見ていただきたいんですが、この表を見ると、この内閣官房副長官補室に民間企業から受け入れている者の受け入れ状況があります。現在百一十一人となっているわけですが、見ていただければわかるように、多くの企業、大企業が名前を連ねているということがわかるわけです。

そこで、次にお尋ねしますが、二〇〇七年と二〇一六年における民間企業から国への受け入れ人数、そのうち非常勤の人数というのは全体においてどうなっているのか、そのことについてお答えください。

○植田政府参考人 お答えいたします。

内閣人事局等の調査によりますと、二〇〇七年八月十五日現在の民間企業から国への職員の受け入れ人数は八百四十五人、うち非常勤職員は三百六十六人。二〇一六年十月一日現在の民間企業から国への職員の受け入れ人数は千九百九十六人、うち非常勤職員は六百七十六人となっております。

○塩川委員 資料の二枚目をご覧いただきたいんですが、今の答弁をグラフにいたしました。上にある、右上に向かって伸びている折れ線グラフが全府省における民間企業出身者数です。これは常勤、非常勤の区別はありません。合わせたものがこの十年間で二倍以上に大きくふえているわけです。

下の棒グラフの方が非常勤職員の数で、二〇〇七年、三百六十六人に対して二〇一六年に六百七十六人。そのうち、内閣官房と内閣府における非常勤の民間から受け入れている職員数が何人かというのを示しておりますが、一番下が内閣官房、その上に内閣府になっていきますけれども、この間全体としてふえて、二〇一六年においては、内閣官房の民間企業出身者数の非常勤の数は百六十六人、内閣府の場合は百四十人。全府省の中において占める民間企業出身の非常勤の数の中でも、内閣官

房、内閣府というのは非常に多いということがここで見ていただけるだろうと思っております。

そこで、ちょっと率直にお聞きしたいんですが、こういうように内閣官房や内閣府で民間企業出身の非常勤職員が多くなっている理由、さらに、この間ふえている理由、これはどういうものなんでしょうか。

○植田政府参考人 お答えいたします。

要因といたしましては、業務の拡大や専門性の高い業務などに対応できる体制の整備のために、各府省が即戦力となる民間人材を積極的に受け入れているということによるものであるというふう考えてございます。

○塩川委員 業務の拡大はこの分室の数でもよくわかるわけですが、専門性の高い業務がある、即戦力ということで民間の方にお願いするという説明であります。

そこで、具体的にお聞きしたいんですが、この分室の一つであります健康・医療戦略室というところがあります。この健康・医療戦略室というのはどのような仕事をしているんでしょうか。また、その実員数、うち民間出身者数、主な民間企業名、紹介してください。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。

健康・医療戦略室は、世界最先端の医療技術、サービスを実現し、健康寿命世界一を達成するため、健康・医療に関する成長戦略の推進に関する企画立案などを行うことを目的として設置されているものでございます。

お尋ねの実員数でございますが、四十九名でございます。うち民間からの出身者数は二十三名でございます。また、民間出身者の主な出身企業名でございますが、アステラス製薬株式会社、株式会社大塚製薬工場でございます。

以上でございます。

○塩川委員 資料の三枚目をご覧ください。今お話ありましたけれども、この内閣官房の健康・

医療戦略室というのは、日本発のすぐれた医薬品、医療機器の開発、事業化を推進するという健康・医療戦略に基づいて設置をされた健康・医療戦略本部の事務局を務めています。今答弁ありましたように、成長戦略の企画立案をするということであるわけですね。

こういった分室のスタッフの方の四十九名のうち、常勤、国家公務員、公務員の方が二十六名に對して非常勤が二十三名あって、その二十三名は全て非常勤ということです。

内訳が資料を見ていただくと書いてあるわけですから、参事官補佐、まあ、課長補佐対応ですね、そこに十名の方がいらつしやる。今名前を挙げていただいたアステラスですとか大塚製薬がここにも入っています。主査クラス、係長クラスですけれども、その方が二名。それ以外に、アドバイザーボード的に参与という方々がその後いらつしやるという点でいいますと、下に米印の役職があるように、常勤職員では、次長以下、参事官、企画官、参事官補佐、主査、係員がおります。非常勤職員の場合には、参事官補佐が十名、主査が二名、健康・医療戦略参与が十一名ということ、見ていただいてわかるように、常勤職員でも参事官補佐、主査がおりますし、非常勤職員でも参事官補佐と主査がいるわけです。

ですから、今答弁がありましたように、専門性の高い業務があり、即戦力ということで民間出身の方を非常勤で迎えているんだということだったわけですから、見ていただいてわかるように、医薬品メーカーの方や医療機器メーカーの出身者が直接従事をしているということになります。

そこでお尋ねをしますが、この健康・医療戦略室の非常勤職員の募集が行われているわけですが、その募集要項に聞かれますが、今年度、幾つか募集を既にされておられると思うんですね。幾つかあるんですけれども、例えば採用予定

日が七月一日以降となっているものというのはわかりますか、一応事前に御案内しましたけれども。この採用予定日が七月以降となっているものについて、その募集要項の中で、応募資格と勤務条件の部分を紹介していただきたいんです。その場合に、ちよつとたくさん書いてあるものですが、応募資格の方は、後段にある除外規定、対象とならない、その部分はちよつと除いていただくということでお答えいただけますか。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。

四月に実施した非常勤職員の募集案件でございますが、応募資格につきましては、大卒以上の学歴または同等……(塩川委員「七月」と呼ぶ)七月。失礼いたしました。

七月につきましては、応募資格は、医療に係る国際展開及び医療等情報のICT分野の業務にかかわるため、日本の国立大学、公立大学卒業以上の学歴を有する者であつて、金融、保険及び企業における健康保険制度の分野に関する知見を有するとともに、医療に係る国際展開及び医療等情報のICT分野に関する企画立案を行う能力を有することとしております。

また、勤務条件でございますが、勤務時間は、週五日程度、一日五時間四十五分。それから、給与につきましては、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡、バランスを考慮して支給すること、賞与及び昇給はないこととなっております。

○塩川委員 今御紹介いただいたのは幾つもある募集要項の一つなんですけれども、その応募資格にありますように、大卒以上の学歴、また、金融、保険や企業の健康保険制度についての知見を有する、また、医療に係る国際展開、医療情報のICT分野に関する企画立案を行う、非常に専門的な方ということで募集しておられるんですね。そういった方々について、勤務の方は非常勤と

いうこともありまして、で時間の制限があります。一日でいえば五時間四十五分という定めに当然なってくるわけですが。給与の方は、もちろん給与法に基づきとはいながらも、常勤との権衡ということ、残念ながら常勤と同等の待遇にはなっていないわけですね。

そこで確認なんですけれども、この健康・医療戦略室における民間企業から来た職員について、参事官クラス及び主査クラスの勤務条件で示された勤務時間に基づく給与というのは幾らになるのか。つまり、この条件で働いた場合に、一日当たりは幾らで、年収にすると幾らぐらいになるのか。これについて紹介してください。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。

健康・医療戦略室に勤務する民間出身の職員の給与でございますが、平成二十九年度の予算上、一日当たりでは、補佐クラス一万一千二百円、係長クラス九千六百円でございます。年収でございますが、週五日勤務が基本でございますので、勤務日数を年間二百四十日として単純計算いたしますと、補佐クラスは二百六十四万四千八百円、係長クラスは二百三十三万四千円でございます。

○塩川委員 というように、非常勤職員でありながら専門性を持って働いておられる方々が、民間での知見を生かして働いておられる、そういった方々の給与というのが、参事官補佐、課長補佐クラスの民間から来た方は二百六十四万円、主査、係長クラスは二百三十三万円と。ですから、よくワーキングプアというのは二百万円と言われていたことでも、それにかつかつのような状況というところであるわけですね。

一方で、この健康・医療戦略室には常勤の公務員として参事官補佐、主査のクラスの方がおられます。こういった公務員の参事官補佐クラス及び主査クラスの標準的な年収というのは幾らでしょうか。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。

標準的な給与といたしましては、扶養親族がいらない三十五歳の本府省課長補佐の場合には月額四十三万六千六百六十円、年間七百六十九万九千円でございます。また、扶養親族がいらない三十五歳の係長の場合には月額二十六万九千七百円、年間四百四十三万七千円となります。

○塩川委員 ですから、参事官補佐クラスなら七百十七万円で、係長クラスなら四百四十三万円なんです。対応する非常勤の方は二百六十四万であり、二百三十万円と大きな開きがあるんですね。

大臣、率直に聞きたいんですけれども、常勤の方、非常勤の方、同じ参事官補佐クラス、主査クラスの方がいらつしやいます。もともと募集の要件を見ても非常に専門性のある、即戦力という形で、いわばばりばり働く人ということで民間から来ていただいたという方の待遇が大きな開きがある、こういう現状はおかしいと思いませんか。

○梶山国務大臣 委員の御指摘でありますけれども、現状の規則では、非常勤の国家公務員については、一般職給与法第二十二条第二項の規定により、各府省において、常勤職員の給与との権衡を考慮して給与を支給することとされておられ、人事院の非常勤職員の給与に関する通知を踏まえて、職務内容に応じて適切に処遇をされているところがあります。

○塩川委員 それは制度の解説でしかないわけですが、いや、具体的にこういった仕事の状況というのがおかしいと思いませんかという、その点についてはどうですか。

○梶山国務大臣 国家公務員制度担当大臣としては、今の言葉にとどめさせていただきます。

○塩川委員 やはり政府の政策の企画立案という重要な業務に従事をして、常勤と同等の仕事しながら、待遇に余りにも大きな差がある、これは非常に不思議でならない部分です。ね。

そこで、ちよつとお聞きしたいんですけれども、こういった戦略室に来ておられるような民間

企業出身者の方は、出身元企業と今どのような関係にあるかということなんです。例えばこの人は、出身元企業との間で雇用は継続しているんですか、いいんですか。

○植田政府参考人 お答えいたします。

一般論で申しますと、官民人事交流法で民間から来ていらっしゃる方については退職型と雇用継続型がございまして……(塩川委員)いや、それは関係ないから。非常勤の場合」と呼ぶのはいい。

他方で、非常勤の場合につきましても、それぞれ勤務が継続している場合と継続していない場合があるというふうに思っております。ただ、個別の事情については、それぞれの省庁、各府省において把握しているものと認識しております。

○塩川委員 いや、ですから、もう一回ちよっとお聞きしますけれども、では、この健康・医療戦略室の場合については、出身元企業との間で雇用の継続があるんですか、ないんですか。

○鎌田政府参考人 雇用の継続があると考えております。

○塩川委員 雇用の継続がある、つまり民間企業に籍を置いているということですよ。その場合に、出身元企業で勤務するということもあるんですか。

○鎌田政府参考人 基本的にないと考えております。

○塩川委員 基本的にないと言いますけれども、一日五時間四十五分なんです、十時スタートです。ですから、朝、出身元企業に顔を出すとかを含めて、ないと言えるんですか。

○鎌田政府参考人 ないと考えております。

○塩川委員 ないと考えているということですから、それは確認してもらえますか、後で結構ですけれども。

○鎌田政府参考人 確認いたします。

○塩川委員 出身元企業から給与は受け取っているんでしょうか。

○鎌田政府参考人 把握してございません。

○塩川委員 把握していないということは、ないとは言えないということですね。

○鎌田政府参考人 政府としては、それについてはお答えする立場にないと考えてございます。

○塩川委員 いや、お答えする立場にないって、この後、官民人事交流法の話の聞きましますけれども、官民癒着の話というのは基本的な規制措置があるわけですよ。そういったことの関係でも、出身元企業から給与を受け取っているか受け取っていないかというのは極めて重要な点なんです、そういうことを把握するつもりはないんですか。

○鎌田政府参考人 政府としては、お答えする立場にないという答弁を繰り返させていただきます。

○塩川委員 今確認した答弁のように、雇用は継続していますということなんです。ですから、民間企業に籍を置いたまま官の仕事をしているということなんです。

そういつたことを推定するに、単に、こちらに来て二百六十万、二百四十万もらっているだけじゃなくて、当然、民間企業で雇用を継続しているんだから、それなりのお給料をもらっている、結局その差額は民間企業が負担しているんじゃないのかという推定というのは当然成り立つわけですよ。これはやはり極めて重い問題だと。

そこで、官民人事交流法について聞きます。

国の機関と民間企業との間で人事交流を行う官民人事交流法についてですけれども、民間企業の従業員について、任期を付して国の機関で採用するのが交流採用です。今、何人採用されているのか、また、官民癒着の疑念が生じないようにどのような規制が行われているのか、この点、御説明ください。

○福田政府参考人 お答え申し上げます。まず、現在、どの程度採用されているかという

ことでございますけれども、平成二十八年末、昨年末の状況でございますけれども、四百七十三名が在職しているところでございます。

そうした上で、御質問の点でございますけれども、官民人事交流法に基づく交流採用でございますけれども、人材の育成と組織の活性化を目的として行われているものでございます。公正性や透明性の確保を図りつつ、円滑な交流に資するような仕組みとしていくところでございます。

具体的には、外部の有識者で構成されます交流審査会の意見を聞いて、許可関係のある企業との交流制限などを定めた交流基準を設けているほか、人事交流の実施に当たりましては、参加企業の公募などによる公正な手続、交流元企業と密接な関係にある官職への配置制限、給与補填の禁止などの制限を課するとともに、交流状況の国会及び内閣に対する年次報告などを行っているところでございます。

○塩川委員 官民人事交流法の交流採用というのは、民間に籍を置いたまま官の方に来ることができるんですよ。でも、官の方に来たときには、国が給与を支給するんですよ。だから、今答弁にありましたように、民間企業からの給与の補填はしない、禁じているということなんです。ですから、民間企業での仕事をを行うということについて、当然規制の措置が行われているわけなんです。

ですから、そういったことを言うと、今回のこの非常勤の場合というのはちよっと異常じゃないですか。

憲法や国家公務員法に基づいて、国民全体の奉仕者である公務員の公務の公正性が担保されるように、官民癒着の疑念が生じないための最低限の規制というのが行われているわけなんです。ですから、出身元企業から給与を受けたり、出身元企業で勤務するということは本来許されないということが、官民人事交流法、つまり、もともとこの官

民癒着を規制する措置なんです。

そういったことを考えると、官民癒着の疑念が生じないようにするために、民間企業から来た非常勤職員について、官民人事交流法と同等の規制というのは、大臣、行わないんですか。

○梶山国務大臣 まず、民間から来られた非常勤の職員の方の活用によつて官民癒着等の疑念を抱かれるようなことがあつてはならないと思っております。国家公務員の非常勤職員の職務の遂行に關しましては、公正な職務の遂行の維持、職務専念義務の確保、公務の信用保持の観点から、守秘義務、信用失墜行為の禁止など、国家公務員法の服務に關する規定を的確に運用してまいりたいと思っております。

それと、もう一点よろしいでしょうか。

非常勤職員にはさまざまな類型がありまして、例えば、医療職員、事務補助職、国勢調査の調査員、保護司などが存在をしているわけでありまして、けれども、従事する職務や期待する役割も多様であることから、採用に当たり、採用前に勤務していた組織等との関係で一律の規制をかけることは困難であると現時点では考えております。

○塩川委員 いや、別に一律の規制なんて言っていないんですよ。事務補助の話はしていないんですよ。

先ほど答弁があつたように、専門性の高い即戦力の業務をやっている人々なんです。そういう人たちがこういった措置になっているということは、結局、民間企業の身分のまま来て、民間企業から給与の補填を受けて仕事をやっているということになるんですよ。

それに対して、官民人事交流法では給与の補填を行わないという規制を行っているのに、同じような業務形態で働いているにもかかわらずそのことについての規制を行わないというのは、本来の官民癒着に対する規制措置を、穴をあけているということになるんじゃないやありませんか。

○梶山国務大臣 現状の規則においては、今のような、私が今まで申し述べてきたようなことでありませうけれども、今後の検討課題であるとは思っております。

○塩川委員 いや、検討どころか、しっかりとした規制措置が必要だと。官民癒着そのものだと言わざるを得ません。

このメンバーの中にも日立製作所の出身の方がいらつしやいますけれども、二〇一六年度に日立製作所が健康・医療戦略に基づき受けた補助金額というのが一億六千五百万円にも上るんですよ。こういったことを見ても、癒着という指摘というのがまさに問われている大問題であるわけで、官民癒着と批判されても仕方がない事態だということでもあります。

率直に言つて、こういった民間企業が政府の重点政策に深く関与することで、国民全体の奉仕者としての公務の性格がゆがめられて、大企業、財界の利益が優先されるということにならざるを得ない。大企業、財界の利潤追求を求める政策を企画立案する司令塔として内閣官房の機能強化が行われていることは極めて重大だ。官邸機能の強化は、官民癒着を拡大して財界奉仕の政治を推進するものだ。このことを厳しく批判して、質問を終わります。

○山際委員長 次に、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。順次趣旨の説明を聴取いたします。梶山国務大臣。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案
案
〔本号末尾に掲載〕

○梶山国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、この内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定職俸給表を除く全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることとしております。

第二に、勤勉手当の支給割合について、指定職職員以外の職員は年間〇・一カ月分、指定職職員は年間〇・〇五カ月分を引き上げること等としております。

このほか、施行期日、この法律の施行に關し必要な措置等について規定しております。
引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定にあわせて、必要な改正

を行うものです。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

秘書官の俸給月額及び内閣総理大臣等の特別職の職員の期末手当について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

引き続きまして、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、退職給付の官民均衡を図る観点から、人事院による官民比較調査結果及び見解を踏まえ、退職手当の額を引き下げるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

国家公務員退職手当法につきまして、本則の規定により計算した基本額に乘じる調整率を百分の八十七から百分の八十三・七に引き下げることにしております。

このほか、施行期日について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いいたします。

○山際委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十二月一日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律等の一部

を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万三千八百円」を「四十一万四千三百円」に改め、同項第二号中「五万六千円」を「五万七千円」に改め、同項第三号中「第十一条の九」を「第十一条の九第一項」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額に」の下に、「六月に支給する場合には」を、「百分の百五」の下に、「十二月に支給する場合には百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」を加え、同号ロ中「百分の九十二・五」を、「六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」に改め、同項第二号イ中「勤勉手当基礎額に」の下に、「六月に支給する場合には」を、「百分の五十」の下に、「十二月に支給する場合には百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）」を加え、同号ロ中「百分の四十七・五」を、「六月に支給する場合には百分の四十七・五、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」に改める。

附則第十一項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の一・五七五」の下に、「十二月に支給する場合には百分の一・四二五（特定管理職員にあつては、百分の一・七二五）」を加え、「にあつては、勤勉手当減額基礎額に」を「勤勉手当減額基礎額に、六月に支給するときは」に改め、「百分の百五」の下に、「十二月に支給するときは百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」を加える。

別表第二から別表第十までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表 (一)

職員の 区分	職階 の 号	1 級					2 級					3 級					4 級					5 級					6 級					7 級					8 級					9 級					10 級								
		俸給月額	1	2	3	4	5	俸給月額	1	2	3	4	5	俸給月額	1	2	3	4	5	俸給月額	1	2	3	4	5	俸給月額	1	2	3	4	5	俸給月額	1	2	3	4	5	俸給月額	1	2	3	4	5	俸給月額	1	2	3	4	5						
職員の 区分	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,000	412,600	464,100	527,300	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	465,000	530,400	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500				
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,000	412,600	464,100	527,300	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	465,000	530,400	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800				
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,000	412,600	464,100	527,300	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	465,000	530,400	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800	149,300	203,800	238,300	273,400	299,900	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700				
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	465,000	530,400	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800	149,300	203,800	238,300	273,400	299,900	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	150,400	205,100	239,900	275,100	303,400	303,400	383,800	379,200	423,500	479,200	540,700			
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	149,300	203,800	238,300	273,400	299,900	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	150,400	205,100	239,900	275,100	303,400	303,400	383,800	379,200	423,500	479,200	540,700	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	305,400	385,800	381,700	425,500	481,900	543,100		
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800	149,300	203,800	238,300	273,400	299,900	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	150,400	205,100	239,900	275,100	303,400	303,400	383,800	379,200	423,500	479,200	540,700	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	305,400	385,800	381,700	425,500	481,900	543,100	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	307,700	387,700	384,400	427,600	485,000	544,900	
	7	149,300	203,800	238,300	273,400	299,900	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	150,400	205,100	239,900	275,100	303,400	303,400	383,800	379,200	423,500	479,200	540,700	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	305,400	385,800	381,700	425,500	481,900	543,100	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	307,700	387,700	384,400	427,600	485,000	544,900	154,200	210,400	244,300	281,700	281,700	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	
	8	150,400	205,100	239,900	275,100	303,400	303,400	383,800	379,200	423,500	479,200	540,700	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	305,400	385,800	381,700	425,500	481,900	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	307,700	387,700	384,400	427,600	485,000	544,900	154,200	210,400	244,300	281,700	281,700	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	155,500	212,200	245,700	283,700	283,700	312,200	312,200	389,700	389,700	431,800	491,100	548,600
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	305,400	385,800	381,700	425,500	481,900	543,100	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	307,700	387,700	384,400	427,600	485,000	154,200	210,400	244,300	281,700	281,700	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	155,500	212,200	245,700	283,700	283,700	312,200	312,200	389,700	389,700	431,800	491,100	548,600	156,800	213,600	247,200	285,700	285,700	314,300	314,300	392,100	493,800	550,300	
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	307,700	387,700	384,400	427,600	485,000	544,900	154,200	210,400	244,300	281,700	281,700	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	155,500	212,200	245,700	283,700	283,700	312,200	312,200	389,700	389,700	431,800	491,100	548,600	156,800	213,600	247,200	285,700	285,700	314,300	314,300	392,100	493,800	550,300	158,300	215,400	249,100	287,800	287,800	316,400	316,400	394,400	496,100	551,700	
職員の 区分	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	309,900	387,000	429,700	488,000	546,700	155,500	212,200	245,700	283,700	283,700	312,200	312,200	389,700	389,700	431,800	491,100	156,800	213,600	247,200	285,700	285,700	314,300	314,300	392,100	493,800	550,300	158,300	215,400	249,100	287,800	287,800	316,400	316,400	394,400	496,100	551,700	159,800	217,100	250,000	289,800	289,800	318,600	318,600	396,600	498,400	553,000			
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	312,200	389,700	389,700	431,800	491,100	548,600	156,800	213,600	247,200	285,700	285,700	314,300	314,300	392,100	493,800	550,300	158,300	215,400	249,100	287,800	287,800	316,400	316,400	394,400	496,100	551,700	159,800	217,100	250,000	289,800	289,800	318,600	318,600	396,600	498,400	553,000	161,400	218,900	251,400	291,800	291,800	320,700	320,700	399,000	500,700	554,100			
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	314,300	392,100	493,800	550,300	559,100	158,300	215,400	249,100	287,800	287,800	316,400	316,400	394,400	496,100	551,700	159,800	217,100	250,000	289,800	289,800	318,600	318,600	396,600	498,400	553,000	161,400	218,900	251,400	291,800	291,800	320,700	320,700	399,000	500,700	554,100	162,700	220,600	252,900	293,900	293,900	322,700	322,700	400,800	502,800	555,400				
	14	158,300	215,400	249,100	287,800	316,400	316,400	394,400	496,100	551,700	559,100	159,800	217,100	250,000	289,800	289,800	318,600	318,600	396,600	498,400	553,000	161,400	218,900	251,400	291,800	291,800	320,700	320,700	400,800	502,800	555,400	164,200	222,300	254,000	295,900	295,900	324,700	324,700	402,800	504,200	556,400	165,700	223,900	255,300	297,900	297,900	326,700	326,700	404,700	505,700	557,300				
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	318,600	396,600	498,400	553,000	559,100	161,400	218,900	251,400	291,800	291,800	320,700	320,700	400,800	502,800	555,400	162,700	220,600	252,900	293,900	293,900	322,700	322,700	402,800	504,200	556,400	164,200	222,300	254,000	295,900	295,900	324,700	324,700	402,800	504,200	556,400	165,700	223,900	255,300	297,900	297,900	326,700	326,700	404,700	505,700	557,300				
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	320,700	400,800	502,800	555,400	559,100	162,700	220,600	252,900	293,900	293,900	322,700	322,700	402,800	504,200	556,400	164,200	222,300	254,000	295,900	295,900	324,700	324,700	404,700	505,700	557,300	167,200	225,500	255,500	298,100	298,100	326,900	326,900	404,700	505,700	557,300	167,200	225,500	255,500	298,100	298,100	326,900	326,900	404,700	505,700	558,200				
	17	162,700	220,600	252,900	293,900	322,700	322,700	400,800	502,800	555,400	559,100	162,700	220,600	252,900	293,900	293,900	322,700	322,700	402,800	504,200	556,400	164,200	222,300	254,000	295,900	295,900	324,700	324,700	404,700	505,700	557,300	167,200	225,500	255,500	298,100	298,100	326,900	326,900	404,700	505,700	557,300	167,200	225,500	255,500	298										

41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800			
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100			
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400			
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600			
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800			

正副議長
委員外の
職員

86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								
正任 用職 員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつ
183,700円とする。

二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。
た職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、

□ 行政職俸給表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200

再任職以の 用員外職	44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
	45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
	46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
	47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
	48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
	49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
	50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
	51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
	52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
	53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
	54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
	55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
	56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
	57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
	58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
	59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
	60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
	61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
	62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
	63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
	64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
	65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
	66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
	67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
	68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
	69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
	70	210,800	252,600	282,100	310,900	
	71	211,100	253,000	282,900	311,400	
	72	211,700	253,400	283,600	311,900	
	73	211,900	253,600	284,400	312,200	
	74	212,500	254,000	285,100	312,700	
	75	213,000	254,500	285,900	313,200	
	76	213,800	255,000	286,700	313,600	
	77	214,000	255,400	287,300	313,800	
	78	214,700	255,800	287,800	314,100	
	79	215,200	256,300	288,300	314,400	
	80	215,800	256,800	288,700	314,700	
	81	216,500	257,100	289,100	315,000	
	82	217,000	257,400	289,500	315,300	
	83	217,600	257,700	290,000	315,600	
	84	218,300	258,000	290,500	315,900	
	85	218,900	258,200	290,900	316,100	
	86	219,400	258,400	291,500	316,500	
	87	219,900	258,700	292,100	316,800	
	88	220,600	259,000	292,700	317,000	
	89	221,100	259,200	293,000	317,200	
	90	221,700	259,400	293,500	317,500	
	91	222,300	259,800	294,000	317,800	
	92	222,800	260,000	294,400	318,100	

93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			
再任用職員	193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)

職員の 区分	職 級 の 号 付	俸給月額					俸給月額		
		1	2	3	4	5	6	7	8
	1	163,600 円	232,900 円	276,400 円	318,800 円	362,300 円	407,700 円	458,000 円	521,300 円
	2	165,300	234,900	278,800	321,000	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	167,000	236,900	281,400	323,300	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	168,700	238,600	284,000	325,500	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	170,300	240,900	286,400	327,700	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	172,800	243,000	288,900	329,700	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	175,200	244,800	291,400	331,900	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	177,600	246,800	294,100	334,100	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	179,800	248,800	296,400	336,000	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	181,500	250,400	298,900	338,100	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	183,200	252,000	301,200	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	184,900	253,500	303,600	342,100	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	186,600	254,900	306,100	344,100	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	188,400	257,000	308,400	346,100	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	190,200	258,900	310,600	348,200	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	191,900	260,700	312,800	350,200	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	193,800	262,400	314,700	352,000	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	195,600	264,500	316,900	353,900	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	197,400	266,600	319,100	355,800	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	199,200	268,700	321,200	357,800	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	200,800	271,000	323,000	359,600	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	202,600	273,300	325,000	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	204,400	275,300	327,100	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	206,200	277,600	329,100	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	207,900	279,600	330,900	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	209,700	281,800	333,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	211,500	283,900	334,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	213,300	285,900	337,000	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	214,700	288,100	338,700	375,100	421,900	458,900	518,300	
	30	216,500	290,000	340,600	377,000	423,200	459,600	519,200	
	31	218,200	292,000	342,500	378,900	424,500	460,400	520,100	
	32	220,000	293,900	344,400	380,600	425,700	461,100	521,000	
	33	221,500	295,800	345,600	382,000	426,900	461,800	521,800	
	34	223,200	297,500	347,500	383,600	428,200	462,600	522,700	
	35	224,800	299,200	349,400	385,100	429,500	463,300	523,400	
	36	226,400	300,800	351,300	386,700	430,700	463,900	523,900	
	37	227,900	302,300	353,100	388,200	431,900	464,400	524,600	
	38	229,500	303,800	354,900	389,100	432,700	465,000	525,200	
	39	231,000	305,300	356,700	390,200	433,500	465,600	526,000	
	40	232,500	306,900	358,500	391,200	434,300	466,200	526,600	
	41	233,600	308,400	360,300	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	235,000	309,900	361,700	393,400	435,700	467,200		
	43	236,100	311,300	363,200	394,600	436,300	467,600		
	44	237,600	312,900	364,600	395,700	437,000	467,900		
	45	239,000	314,400	365,600	396,600	437,800	468,200		
	46	240,200	316,000	366,700	397,300	438,600			
	47	241,200	317,500	367,800	398,000	439,000			

外の職員	48	242,500	319,000	368,800	398,700	439,700		
	49	243,900	320,100	369,700	399,200	440,200		
	50	245,000	321,300	370,000	399,700	440,600		
	51	246,200	322,500	370,500	400,200	441,000		
	52	247,400	323,700	371,000	400,600	441,400		
	53	248,400	324,700	371,400	401,000	441,800		
	54	249,800	325,700	372,000	401,300	442,200		
	55	251,200	326,600	372,600	401,600	442,600		
	56	252,700	327,600	373,200	401,900	442,900		
	57	254,100	328,500	373,800	402,200	443,200		
	58	255,500	329,200	374,400	402,500	443,600		
	59	256,900	330,000	375,000	402,800	443,900		
	60	258,200	330,800	375,600	403,100	444,200		
	61	259,300	331,400	376,000	403,400	444,500		
	62	260,500	331,900	376,500	403,700			
	63	261,800	332,500	377,100	404,000			
	64	263,000	333,000	377,700	404,300			
	65	264,100	333,500	378,200	404,600			
	66	265,200	333,700	378,800	404,900			
	67	266,400	334,300	379,100	405,200			
	68	267,600	334,900	379,600	405,500			
	69	268,800	335,200	380,200	405,700			
	70	269,900	335,700	380,700	406,000			
	71	271,200	336,100	381,200	406,300			
	72	272,500	336,600	381,700	406,600			
	73	273,500	337,100	382,200	406,800			
	74	274,500	337,600	382,700	407,100			
	75	275,400	338,100	383,200	407,400			
	76	276,500	338,500	383,600	407,600			
	77	277,600	338,700	384,000	407,800			
	78	278,600	339,100	384,300				
	79	279,400	339,600	384,600				
	80	280,400	340,000	384,800				
	81	281,000	340,300	385,000				
	82	281,900		385,300				
	83	282,700		385,600				
	84	283,600		385,800				
	85	284,600		386,000				
	86	285,400		386,300				
	87	286,200		386,600				
	88	287,000		386,800				
	89	287,800		387,000				
	90	288,300						
	91	288,700						
	92	289,200						
	93	289,600						
主任		209,700	240,400	282,900	315,000	356,400	389,500	440,600
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								
主任								
副主任								

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的
(二) な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに
適用する。
は、この表の額にかかわらず、184,800円とする。
た職員で人事院規則で定めるものの俸給月額

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職級の 区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	159,100 円	221,700 円	258,900 円	291,800 円	318,300 円	346,800 円	381,300 円	422,400 円	458,000 円	521,300 円
2	160,600	223,600	260,600	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200	461,100	524,200
3	162,200	225,500	262,000	295,900	322,800	351,500	385,500	426,100	464,100	527,300
4	163,800	227,400	263,700	298,200	324,900	353,300	387,600	428,000	467,100	530,400
5	165,500	229,400	265,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400	470,100	533,500
6	167,300	231,200	267,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100	473,100	536,800
7	169,100	233,000	269,000	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700	476,100	538,300
8	171,000	234,800	270,400	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200	479,200	540,700
9	172,800	236,400	271,600	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800	481,900	543,100
10	174,700	238,200	273,000	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500	485,000	544,900
11	176,600	240,000	274,400	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100	488,000	546,700
12	178,600	241,800	275,800	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700	491,100	548,600
13	180,300	243,400	277,100	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800	493,800	550,300
14	182,100	245,000	278,600	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400	496,100	551,700
15	183,900	246,400	279,800	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200	498,400	553,000
16	185,700	247,900	281,300	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000	500,700	554,100
17	187,500	249,400	282,600	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600	502,800	555,400
18	191,600	250,900	284,500	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400	504,200	556,400
19	195,800	252,200	286,400	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200	505,700	557,300
20	199,800	253,500	288,300	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900	507,100	558,200
21	203,600	255,000	290,100	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500	508,300	559,100
22	205,400	256,400	292,000	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200	509,700	
23	207,100	257,800	293,800	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800	511,200	
24	208,900	259,100	295,700	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600	512,700	
25	210,800	260,200	297,500	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100	513,800	
26	212,500	261,300	299,500	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500	514,900	
27	214,200	262,200	301,400	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000	516,100	
28	215,800	263,200	303,200	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300	517,300	
29	217,400	264,100	304,900	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500	518,300	
30	218,800	265,000	306,800	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200	519,200	
31	220,200	265,800	308,700	354,300	380,700	406,800	434,100	469,900	520,100	
32	221,600	266,800	310,400	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600	521,000	
33	222,900	267,800	312,300	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100	521,800	
34	224,100	268,700	314,200	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900	522,700	
35	225,300	269,700	316,000	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600	523,400	
36	226,500	270,500	317,900	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200	523,900	
37	227,400	271,300	319,600	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500	524,600	
38	228,600	272,600	321,400	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100	525,200	
39	229,800	273,700	323,100	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600	526,000	
40	231,000	275,000	324,800	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100	526,600	
41	232,000	276,300	326,400	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600	527,100	
42	233,200	277,600	327,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000		
43	234,400	278,900	329,100	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400		
44	235,600	280,100	330,500	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800		
45	236,600	281,100	331,500	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100		
46	237,400	282,200	332,900	383,900	403,300	427,600	449,400			
47	238,000	283,300	334,200	385,100	404,400	428,400	449,900			

注 税務職
俸給表

外の職員	48	238,800	284,300	335,600	386,800	405,600	429,200	450,400		
	49	239,200	285,200	336,300	388,200	406,900	429,700	450,900		
	50	239,800	286,200	337,500	389,200	407,700	430,100	451,200		
	51	240,400	287,200	338,600	390,200	408,500	430,500	451,500		
	52	241,000	288,200	339,700	391,200	409,200	430,800	451,900		
	53	241,200	288,800	340,800	392,500	409,700	431,100	452,300		
	54	241,600	289,500	342,000	393,600	410,400	431,500	452,500		
	55	241,900	290,400	343,200	394,700	411,100	431,800	452,800		
	56	242,500	291,300	344,300	395,900	411,700	432,100	453,000		
	57	242,700	291,900	345,400	397,200	412,400	432,400	453,400		
	58	243,200	292,700	346,500	398,000	412,800	432,700	453,600		
	59	243,600	293,200	347,600	398,800	413,400	433,000	453,800		
	60	244,100	294,000	348,700	399,500	414,000	433,300	454,000		
	61	244,700	294,700	349,300	400,000	414,400	433,600	454,400		
	62	245,200	295,200	350,100	400,700	415,000	433,900			
	63	245,800	295,700	350,900	401,400	415,500	434,200			
	64	246,400	296,200	351,700	402,100	416,000	434,500			
	65	246,700	296,500	352,200	402,400	416,500	434,800			
	66	247,300		352,800	403,100	417,100	435,100			
	67	247,800		353,300	403,800	417,500	435,400			
	68	248,500		353,900	404,400	418,000	435,700			
	69	249,200		354,400	404,800	418,400	435,900			
	70	249,600		355,100	405,300	418,700	436,200			
	71	250,100		355,800	405,900	419,000	436,500			
	72	250,400		356,500	406,400	419,300	436,800			
	73			357,000	406,900	419,600	437,000			
	74	250,700		357,500	407,300	419,900	437,300			
	75			358,100	407,800	420,200	437,600			
	76			358,700	408,300	420,500	437,900			
	77			359,200	408,800	420,700	438,100			
	78			359,700	409,300	421,000	438,400			
	79			360,000	409,900	421,300	438,700			
	80			360,500	410,400	421,600	439,000			
	81			360,700	410,800	421,800	439,200			
	82			361,200	411,400	422,100	439,500			
	83			361,700	411,900	422,400	439,800			
	84			362,200	412,100	422,600	440,100			
	85			362,400	412,400	422,800	440,300			
	86				412,900	423,100				
	87				413,200	423,400				
	88				413,500	423,600				
	89				413,800	423,800				
	90				414,200	424,100				
	91				414,600	424,400				
	92				415,000	424,600				
	93				415,300	424,800				
常任職員		205,300	231,300	279,000	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100	451,300
										521,000

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつ

211,000円とする。

職員で人事院規則で定めるものに適用する。
た職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、

公安職俸給表(一)

第一類第一号 内閣委員会議録第二号 平成二十九年十一月二十四日

47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900
48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400
49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,600
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600
59	259,900	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100	
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400	
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700	
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900	
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200	
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500	
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800	
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000	
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300	
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600	
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900	
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100	
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400	
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,800	421,300	438,700	
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000	
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200	
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500	
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800	
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100	
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300	
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100		
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400		
88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600		
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800		
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100		
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400		
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600		
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800		
94	300,200	323,800	350,200	383,800				
95	301,300	325,200	351,700	384,400				
96	302,600	326,500	353,200	384,900				
97	303,700	327,700	354,500	385,300				
98	304,900	329,000	355,700	385,700				
99	306,100	330,300	356,800	386,300				

100	307, 300	331, 600	358, 000	386, 800	
101	308, 500	333, 000	359, 100	387, 200	
102	309, 500	333, 900	360, 200	387, 700	
103	310, 600	335, 000	361, 300	388, 300	
104	311, 600	336, 200	362, 500	388, 800	
105	312, 400	337, 300	363, 700	389, 100	
106	313, 000	338, 400	364, 200	389, 500	
107	313, 600	339, 400	364, 800	390, 000	
108	314, 300	340, 500	365, 400	390, 300	
109	314, 800	341, 700	366, 000	390, 600	
110	315, 300	342, 700	366, 500	391, 100	
111	315, 800	343, 700	367, 000	391, 600	
112	316, 400	344, 600	367, 500	392, 100	
113	317, 200	345, 500	367, 900	392, 400	
114	317, 900	346, 400	368, 300	392, 900	
115	318, 600	347, 400	368, 900	393, 400	
116	319, 300	348, 400	369, 400	393, 900	
117	319, 900	349, 400	369, 800	394, 200	
118	320, 700	349, 900	370, 300	394, 700	
119	321, 400	350, 500	370, 900	395, 200	
120	322, 200	351, 100	371, 400	395, 700	
121	322, 800	351, 400	371, 500	396, 100	
122	323, 100	351, 800	372, 100	396, 600	
123	323, 600	352, 300	372, 600	397, 000	
124	324, 100	352, 700	373, 000	397, 500	
125	324, 400	353, 500	373, 500	397, 900	
126		353, 100	374, 000		
127		354, 000	374, 500		
128		354, 400	375, 000		
129		354, 800	375, 300		
130		355, 200	375, 800		
131		355, 600	376, 300		
132		356, 000	376, 800		
133		356, 200	377, 100		
134		356, 700	377, 600		
135		357, 100	378, 000		
136		357, 400	378, 400		
137		357, 700	378, 700		
138		358, 100	379, 200		
139		358, 600	379, 700		
140		359, 100	380, 200		
141		359, 400	380, 500		
142		359, 900			
143		360, 400			
144		360, 900			
145		361, 200			
241, 100	252, 800	256, 900	288, 200	304, 700	

備考 (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で
(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつ
る。

318,800					
342,400					
377,500					
409,100					
451,300					
521,000					

口 公安職俸給表 (二)

職員の 区分	職 務 の 等 級	俸給月額					俸給月額					俸給月額				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5
1	1	159,100	221,700	258,900	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400	458,000	521,300	1	159,100	221,700	258,900	291,800
2	2	160,700	223,600	260,600	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200	461,100	524,200	2	160,700	223,600	260,600	293,800
3	3	162,400	225,500	262,000	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100	464,100	527,300	3	162,400	225,500	262,000	295,900
4	4	164,100	227,400	263,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000	467,100	530,400	4	164,100	227,400	263,700	298,200
5	5	165,700	229,400	265,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400	470,100	533,500	5	165,700	229,400	265,400	300,000
6	6	167,600	231,200	267,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100	473,100	535,800	6	167,600	231,200	267,200	302,200
7	7	169,500	233,000	268,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700	476,100	538,300	7	169,500	233,000	268,800	304,300
8	8	171,500	234,800	270,400	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200	479,200	540,700	8	171,500	234,800	270,400	306,500
9	9	173,500	236,400	271,600	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800	481,900	543,100	9	173,500	236,400	271,600	308,500
10	10	175,500	238,200	273,000	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500	485,000	544,900	10	175,500	238,200	273,000	310,700
11	11	177,500	240,000	274,400	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100	488,000	546,700	11	177,500	240,000	274,400	313,000
12	12	179,600	241,800	275,800	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700	491,100	548,600	12	179,600	241,800	275,800	315,100
13	13	181,400	243,400	277,100	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800	493,800	550,300	13	181,400	243,400	277,100	317,200
14	14	183,400	245,000	278,600	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400	496,100	551,700	14	183,400	245,000	278,600	319,500
15	15	185,400	246,400	279,800	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200	498,400	553,000	15	185,400	246,400	279,800	321,700
16	16	187,400	247,900	281,300	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000	500,700	554,100	16	187,400	247,900	281,300	323,900
17	17	189,300	249,400	282,600	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600	502,800	555,400	17	189,300	249,400	282,600	325,700
18	18	193,000	250,900	284,400	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400	504,200	556,400	18	193,000	250,900	284,400	328,000
19	19	196,600	252,200	286,300	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200	505,700	557,300	19	196,600	252,200	286,300	330,100
20	20	200,100	253,500	288,300	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900	507,100	558,200	20	200,100	253,500	288,300	332,400
21	21	203,600	255,000	290,100	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500	508,300	559,100	21	203,600	255,000	290,100	334,400
22	22	205,400	256,400	292,000	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200	509,700		22	205,400	256,400	292,000	336,400
23	23	207,100	257,800	293,800	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800	511,200		23	207,100	257,800	293,800	338,500
24	24	208,900	259,100	295,700	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600	512,700		24	208,900	259,100	295,700	340,500
25	25	210,800	260,200	297,500	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100	513,800		25	210,800	260,200	297,500	342,400
26	26	212,500	261,500	299,500	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500	514,900		26	212,500	261,500	299,500	344,500
27	27	214,200	262,500	301,400	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000	516,100		27	214,200	262,500	301,400	346,400
28	28	215,800	263,800	303,200	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300	517,300		28	215,800	263,800	303,200	348,400
29	29	217,400	265,000	304,900	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500	518,300		29	217,400	265,000	304,900	350,300
30	30	218,800	266,200	306,800	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200	519,200		30	218,800	266,200	306,800	352,400
31	31	220,200	267,200	308,700	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900	520,100		31	220,200	267,200	308,700	354,300
32	32	221,600	268,300	310,400	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600	521,000		32	221,600	268,300	310,400	356,400

33	222,900	269,400	312,300	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100	521,800
34	224,300	270,600	314,200	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900	522,700
35	225,700	271,800	316,000	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600	523,400
36	227,100	272,800	317,900	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200	523,900
37	228,400	273,900	319,600	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500	524,600
38	229,800	275,200	321,400	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100	525,200
39	231,200	276,400	323,100	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600	526,000
40	232,600	277,900	324,800	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100	526,600
41	233,800	279,400	326,400	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600	527,100
42	235,000	280,800	328,000	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000	
43	236,200	282,200	329,400	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400	
44	237,400	283,400	331,100	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800	
45	238,600	284,600	332,500	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100	
46	239,700	285,900	334,200	383,500	403,300	427,600	449,400		
47	240,700	287,300	335,700	385,100	404,400	428,400	449,900		
48	241,800	288,600	337,400	386,800	405,600	429,200	450,400		
49	242,800	289,700	338,400	388,200	406,900	429,700	450,900		
50	243,700	291,000	339,900	389,200	407,700	430,100	451,200		
51	244,500	292,300	341,400	390,200	408,500	430,500	451,500		
52	245,500	293,600	343,000	391,200	409,200	430,800	451,900		
53	246,000	294,800	344,400	392,500	409,700	431,100	452,300		
54	247,000	296,100	346,000	393,600	410,400	431,500	452,500		
55	247,800	297,500	347,600	394,700	411,100	431,800	452,800		
56	248,900	298,900	349,100	395,900	411,700	432,100	453,000		
57	249,500	299,900	350,600	397,200	412,400	432,400	453,400		
58	250,600	301,000	351,900	398,000	412,800	432,700	453,600		
59	251,500	301,900	353,200	398,800	413,400	433,000	453,800		
60	252,500	303,000	354,400	399,500	414,000	433,300	454,000		
61	253,600	303,900	355,600	400,000	414,400	433,600	454,400		
62	254,600	304,900	356,600	400,700	415,000	433,900			
63	255,700	306,000	357,600	401,400	415,500	434,200			
64	256,800	307,100	358,600	402,100	416,000	434,500			
65	257,800	307,700	359,100	402,400	416,500	434,800			
66	258,900	308,700	359,900	403,100	417,100	435,100			
67	259,800	309,500	360,700	403,800	417,500	435,400			
68	261,000	310,500	361,600	404,400	418,000	435,700			
69	262,200	311,600	362,300	404,800	418,400	435,900			

主任委員
以下の職員

70	263,300	312,400	363,000	405,300	418,700	436,200				
71	264,500	313,200	363,700	405,900	419,000	436,500				
72	265,600	313,900	364,300	406,400	419,300	436,800				
73	266,600	314,800	365,000	406,900	419,600	437,000				
74	267,600	315,300	365,600	407,300	419,900	437,300				
75	268,600	315,800	366,200	407,800	420,200	437,600				
76	269,500	316,200	366,800	408,300	420,500	437,900				
77	270,400	316,400	367,300	408,800	420,700	438,100				
78	271,300	316,700	367,900	409,300	421,000	438,400				
79	272,200	317,100	368,400	409,900	421,300	438,700				
80	273,100	317,400	369,000	410,400	421,600	439,000				
81	273,700	317,500	369,300	410,800	421,800	439,200				
82	274,500	317,800	369,800	411,400	422,100	439,500				
83	275,400	318,100	370,300	411,900	422,400	439,800				
84	276,300	318,400	370,800	412,100	422,600	440,100				
85	277,200	318,500	371,300	412,400	422,800	440,300				
86	277,600	318,700	371,700	412,900	423,100					
87	277,800	319,000	372,200	413,200	423,400					
88	278,200	319,400	372,600	413,500	423,600					
89	278,500	319,600	372,800	413,800	423,800					
90		319,900	373,100	414,200	424,100					
91		320,200	373,600	414,600	424,400					
92		320,500	373,900	415,000	424,600					
93		320,800	374,100	415,300	424,800					
94		321,000	374,500							
95		321,300	375,000							
96		321,600	375,300							
97		321,900	375,400							
98		322,100	375,900							
99		322,400	376,400							
100		322,700	376,700							
101		323,000	377,000							
主任 用職	212,300	239,500	281,900	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100	451,300	521,000

備考 (一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつ
211,000円とする。

事院規則で定めるものに適用する。
た職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表 (一)

職員 の分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	171,100	224,800	269,000	317,900	354,900	415,500	488,100
	2	173,400	227,000	270,800	319,900	357,200	418,000	489,900
	3	175,900	229,000	272,600	322,000	359,400	420,600	491,800
	4	178,200	231,100	274,400	324,100	361,900	423,100	493,700
	5	180,600	233,100	275,700	326,300	364,000	425,400	495,500
	6	183,100	235,200	277,600	328,200	367,100	427,800	496,900
	7	185,500	237,300	279,400	329,800	370,300	430,200	498,300
	8	188,100	239,400	281,200	331,500	373,200	432,600	499,600
	9	190,300	241,600	282,600	333,000	376,100	434,300	500,800
	10	192,700	243,500	285,100	335,300	379,200	436,500	502,100
	11	195,100	245,400	287,300	337,600	382,300	438,800	503,400
	12	197,600	247,300	289,500	340,100	385,300	441,000	504,700
	13	200,100	249,200	292,100	342,200	388,100	442,700	506,000
	14	202,700	251,100	294,700	344,500	390,800	444,900	507,100
	15	205,400	252,900	296,900	346,800	393,600	447,000	508,200
	16	208,000	254,800	299,300	349,200	396,300	449,200	509,200
	17	210,400	256,500	301,500	351,600	399,100	451,400	510,200
	18	213,100	258,400	303,700	354,100	401,100	453,700	511,300
	19	215,800	260,300	305,900	356,500	403,100	456,000	512,500
	20	218,500	262,200	308,000	358,900	405,200	458,200	513,500
	21	221,100	263,700	310,000	361,300	406,700	460,400	514,500
	22	222,700	265,300	311,200	363,700	408,600	462,200	515,400
	23	224,300	266,800	312,300	365,900	410,400	463,900	516,300
	24	225,900	268,300	313,500	368,200	412,400	465,600	517,100
	25	227,400	269,800	314,800	370,400	413,900	467,000	517,800
	26	228,900	271,400	316,400	372,800	415,500	468,300	518,400
	27	230,400	272,800	317,900	375,200	417,300	469,500	519,000
	28	231,700	274,300	319,500	377,500	419,000	470,600	519,600
	29	233,300	275,700	320,800	379,600	420,000	471,700	520,200
	30	234,400	277,100	322,400	381,700	421,600	472,700	
	31	235,500	278,500	324,000	383,900	423,100	473,700	
	32	236,600	279,700	325,700	386,000	424,700	474,900	

再任職以 用員外 職員	33	237,800	280,600	327,300	387,700	426,300	475,300
	34	238,700	282,000	328,900	389,400	427,600	476,300
	35	239,600	283,100	330,200	391,000	428,900	477,400
	36	240,500	284,400	331,700	392,800	430,100	478,500
	37	241,200	285,400	333,200	394,400	431,300	479,400
	38	242,000	286,600	334,800	395,800	432,300	480,300
	39	242,800	287,400	336,400	397,300	433,300	481,200
	40	243,700	288,400	337,800	398,800	434,300	482,100
	41	244,700	289,500	339,200	399,400	434,700	482,900
	42	245,600	290,500	340,600	400,700	435,300	483,600
	43	246,500	291,400	342,100	401,900	436,000	484,300
	44	247,400	292,100	343,600	403,300	436,700	485,000
	45	248,200	293,000	345,000	404,700	437,300	485,500
	46	249,100	294,200	346,400	406,100	437,600	486,100
	47	249,900	295,300	347,800	407,500	438,200	486,700
	48	250,800	296,700	349,200	408,800	438,800	487,300
	49	251,200	298,100	350,100	410,100	439,100	487,600
	50	251,900	299,200	351,500	411,000	439,800	488,200
	51	252,500	300,300	352,800	411,900	440,500	488,900
	52	253,000	301,200	354,200	412,800	441,200	489,400
	53	253,200	302,200	355,500	413,000	441,800	489,900
	54	253,700	303,200	356,900	413,400	442,500	490,600
	55	254,100	304,300	358,200	413,900	443,200	490,900
	56	254,800	305,200	359,600	414,400	443,800	491,500
	57	255,100	306,300	360,300	414,800	444,200	492,000
	58	255,800	307,400	361,500	415,000	444,900	
	59	256,200	308,500	362,600	415,600	445,600	
	60	256,800	309,600	363,900	416,100	446,300	
	61	257,400	310,300	365,000	416,400	446,700	
	62	257,900	311,000	365,600	417,000	447,000	
	63	258,400	311,800	366,100	417,600	447,300	
	64	259,000	312,600	366,700	418,200	447,600	
	65	259,400	313,000	367,100	418,800	447,800	
	66	259,800	313,700	367,600	419,400	448,100	
	67	260,000	314,200	368,100	419,900	448,400	
	68	260,500	314,800	368,600	420,500	448,700	

69	260,800	315,500	368,800	421,100	448,900		
70			369,100	421,600	449,200		
71			369,500	422,200	449,500		
72			369,800	422,800	449,700		
73			370,300	423,300	449,900		
74			370,500	423,900			
75			371,000	424,400			
76			371,500	425,000			
77			371,800	425,500			
78			372,300	426,100			
79			372,800	426,800			
80			373,300	427,400			
81			373,800	427,700			
82			374,200	428,300			
83			374,700	429,000			
84			375,200	429,600			
85			375,600	430,000			
86			376,100	430,500			
87			376,500	431,200			
88			377,000	431,900			
89			377,500	432,100			
90			378,000				
91			378,500				
92			379,000				
93			379,300				
94			379,700				
95			380,200				
96			380,600				
97			381,100				
98			381,400				
99			381,900				
100			382,300				
101			382,900				
再任用職員	219,900	249,900	279,300	320,000	348,800	395,300	463,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,200	190,100	224,300	257,900	289,800	318,200
	2	147,200	192,200	226,000	259,300	291,200	320,100
	3	148,300	194,400	227,500	260,800	292,600	321,600
	4	149,300	196,600	228,900	262,500	294,000	323,300
	5	150,300	198,700	230,200	264,200	295,300	325,000
	6	151,600	200,600	231,900	266,100	296,600	326,500
	7	152,900	202,500	233,600	267,800	297,900	328,200
	8	154,200	204,400	235,100	269,300	299,200	329,700
	9	155,300	206,200	236,600	270,600	300,600	331,400
	10	156,800	207,800	238,300	272,400	301,800	333,000
	11	158,400	209,400	240,100	274,100	302,900	334,600
	12	159,900	211,000	241,800	275,800	304,100	336,100
	13	161,200	212,600	243,400	277,100	305,100	337,700
	14	162,700	214,200	245,200	278,600	306,100	339,300
	15	164,200	215,600	247,000	280,100	306,900	340,900
	16	165,800	217,100	248,700	281,600	307,900	342,300
	17	167,200	218,300	250,400	283,000	308,800	343,800
	18	168,900	219,700	252,300	284,400	309,800	345,400
	19	170,600	221,100	254,200	285,700	310,600	347,100
	20	172,300	222,400	255,800	287,100	311,300	348,700
	21	173,900	223,400	257,400	288,600	312,200	350,200
	22	175,900	224,800	258,800	289,900	313,000	351,800
	23	177,800	226,200	260,300	291,400	314,100	353,400
	24	179,700	227,600	262,000	292,800	315,100	355,000
	25	181,400	228,900	263,600	294,000	315,800	356,200
	26	183,200	230,200	265,500	295,300	316,600	357,800
	27	185,000	231,600	267,200	296,500	317,400	359,300
	28	186,800	233,000	268,800	297,800	318,200	360,800
	29	188,400	234,300	270,000	299,000	319,100	362,200
	30	190,500	235,800	271,800	300,100	320,000	363,500
	31	192,600	237,200	273,400	301,100	320,800	364,900
	32	194,700	238,500	275,000	302,200	321,400	366,400
	33	196,600	239,600	276,500	303,400	322,300	367,400
	34	198,500	240,500	277,900	304,300	323,200	368,400
	35	200,400	241,200	279,400	305,300	324,100	369,600
	36	202,300	242,300	280,800	306,300	324,900	370,700

再任職以外の職員	37	204,100	243,000	282,100	307,300	325,500	371,700
	38	205,700	244,300	283,400	308,300	326,400	372,800
	39	207,300	245,400	284,600	309,200	327,300	373,800
	40	208,900	246,600	285,900	310,300	328,200	374,900
	41	210,300	247,400	287,500	311,300	328,800	375,800
	42	211,900	248,700	288,800	312,100	329,700	376,800
	43	213,500	249,900	290,100	313,000	330,500	377,700
	44	215,100	251,400	291,400	313,900	331,300	378,700
	45	216,500	252,400	292,900	314,800	332,100	379,700
	46	217,800	253,800	294,200	315,700	332,900	380,500
	47	219,000	255,100	295,500	316,500	333,600	381,500
	48	220,300	256,300	296,800	317,200	334,400	382,400
	49	221,700	257,400	297,800	318,000	334,900	383,200
	50	222,900	258,800	299,000	318,800	335,400	384,200
	51	224,100	260,200	300,000	319,600	336,000	385,000
	52	225,200	261,600	301,300	320,300	336,600	385,700
	53	226,500	262,600	302,600	320,800	336,900	386,700
	54	227,800	264,000	303,600	321,600	337,400	387,500
	55	229,000	265,200	304,600	322,400	338,000	388,400
	56	230,200	266,400	305,500	323,100	338,600	389,100
	57	231,300	267,400	306,600	323,500	338,900	390,000
	58	232,500	268,700	307,600	324,100	339,500	390,800
	59	233,700	269,900	308,700	324,600	340,100	391,600
	60	234,900	271,200	309,700	325,300	340,700	392,400
	61	236,100	272,200	310,600	325,800	340,900	392,900
	62	237,200	273,400	311,500	326,300	341,300	393,600
	63	238,100	274,400	312,600	326,800	341,600	394,200
	64	239,200	275,700	313,600	327,200	342,100	394,900
	65	239,800	277,000	314,300	327,400	342,300	395,500
	66	240,800	278,200	315,200	327,800	342,700	396,000
	67	241,600	279,400	316,000	328,400	343,100	396,400
	68	242,700	280,300	316,900	329,000	343,500	396,900
	69	243,400	281,200	317,800	329,400	344,000	397,600
	70	244,200	282,100	318,500	329,800	344,400	
	71	244,900	283,000	319,000	330,200	344,800	
	72	245,800	283,900	319,700	330,600	345,300	
	73	246,600	284,700	319,900	330,800	345,900	
	74	247,300	285,400	320,400	331,000	346,400	
	75	247,800	286,000	320,900	331,200	346,900	
	76	248,400	286,600	321,200	331,400	347,300	

77	248,700	287,100	321,700	331,800	347,600	
78	249,200	287,700	322,100	332,000	348,000	
79	249,800	288,300	322,700	332,300	348,400	
80	250,500	288,800	323,300	332,600	348,800	
81	250,900	289,400	323,900	332,900	349,200	
82	251,200	290,000	324,300	333,300	349,500	
83	251,400	290,400	324,600	333,600	349,900	
84	251,900	290,900	324,900	334,000	350,300	
85	252,200	291,300	325,100	334,300	350,700	
86		291,600	325,400	334,600	351,100	
87		292,000	325,600	335,000	351,500	
88		292,300	325,900	335,400	351,900	
89		292,500	326,200	335,600	352,300	
90		292,800	326,500	335,900		
91		293,200	326,700	336,200		
92		293,500	327,000	336,600		
93		293,700	327,200	337,000		
94		294,100	327,400	337,200		
95		294,500	327,800	337,500		
96		294,900	328,200	337,800		
97		295,100	328,400	338,100		
98		295,300	328,700	338,400		
99		295,500	329,100	338,700		
100		295,800	329,500	339,000		
101		296,200	329,600	339,200		
102		296,500	329,800	339,500		
103		296,700	330,000	339,800		
104		296,900	330,300	340,100		
105		297,200	330,600	340,300		
106			330,900	340,700		
107			331,100	340,900		
108			331,400	341,100		
109			331,700	341,400		
110			332,000			
111			332,300			
112			332,600			
113			332,800			
再任用職員	214,700	229,200	231,200	253,300	281,800	311,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000
	2	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000
	3	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100
	4	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200
	5	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200
	6	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600
	7	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100
	8	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500
	9	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800
	10	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600
	11	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500
	12	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400
	13	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100
	14	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500
	15	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800
	16	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000
	17	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300
	18	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100
	19	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800
	20	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500
	21	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300
	22	264,500	323,900	377,000	452,600	
	23	267,400	326,500	379,100	455,000	
	24	270,300	329,300	381,100	457,300	
	25	273,100	331,400	382,700	459,300	
	26	275,700	333,600	384,500	461,500	
	27	278,200	335,800	386,300	463,600	
	28	280,900	338,300	388,200	465,800	
	29	283,800	340,700	390,100	467,900	
	30	286,200	342,900	391,800	470,200	
	31	288,400	345,000	393,500	472,400	
	32	290,800	346,900	395,200	474,500	
	33	293,200	349,100	396,900	476,400	
	34	295,400	351,400	398,700	478,500	
	35	297,900	353,700	400,200	480,800	
	36	300,200	355,900	402,000	483,000	
	37	302,700	357,600	403,100	485,100	
	38	304,400	359,600	404,700	487,100	
	39	306,100	361,700	406,300	489,000	
	40	307,800	363,600	407,800	490,900	

41	309,700	365,500	408,800	492,900
42	310,500	367,400	410,400	494,800
43	311,400	369,200	411,900	496,500
44	312,300	371,000	413,500	498,400
45	313,200	372,900	414,900	500,300
46	314,300	374,700	416,500	502,100
47	315,200	376,200	417,900	503,900
48	316,300	378,000	419,500	505,800
49	317,300	379,500	420,900	507,500
50	318,400	381,100	422,200	509,200
51	319,300	382,900	423,500	511,000
52	320,200	384,600	424,800	512,900
53	321,400	385,700	425,500	514,500
54	322,400	387,200	426,500	516,100
55	323,400	388,600	427,400	517,800
56	324,400	390,200	428,300	519,400
57	325,300	391,600	429,200	521,000
58	326,400	393,000	430,100	522,300
59	327,500	394,300	431,000	523,600
60	328,500	395,800	431,900	524,800
61	329,500	397,100	432,800	526,000
62	330,500	398,500	433,700	527,000
63	331,600	400,000	434,700	528,000
64	332,700	401,500	435,800	529,000
65	333,500	402,500	436,700	529,600
66	334,600	403,600	437,700	530,500
67	335,300	404,600	438,700	531,400
68	336,400	405,700	439,600	532,300
69	337,000	406,700	440,600	533,200
70	338,100	407,600	441,600	534,000
71	339,100	408,400	442,500	534,700
72	340,200	409,200	443,500	535,200
73	340,600	410,000	444,500	535,900
74	341,600	410,900	445,400	536,400
75	342,600	411,700	446,300	537,200
76	343,600	412,500	447,300	537,800
77	344,600	413,200	448,100	538,300
78	345,600	413,600	448,600	
79	346,500	413,900	449,300	
80	347,400	414,200	449,900	
81	348,400	414,500	450,700	
82	349,400	414,800	451,400	
83	350,400	415,000	451,700	
84	351,400	415,300	452,300	
85	352,000	415,600	452,700	
86	352,600	415,900	453,000	
87	353,200	416,200	453,300	

再任職以の員
用員外職

	88	353,800	416,500	453,600		
	89	354,400	416,700	453,900		
	90	354,800	417,000			
	91	355,200	417,300			
	92	355,700	417,600			
	93	356,200	417,800			
	94	356,600	418,100			
	95	357,100	418,400			
	96	357,600	418,700			
	97	358,200	418,900			
	98	358,700	419,200			
	99	359,100	419,500			
	100	359,600	419,700			
	101	360,000	419,900			
	102	360,500	420,200			
	103	360,800	420,500			
	104	361,300	420,700			
	105	361,800	420,900			
	106	362,200				
	107	362,700				
	108	363,200				
	109	363,600				
	110	364,100				
	111	364,600				
	112	365,000				
	113	365,400				
	114	365,800				
	115	366,300				
	116	366,700				
	117	367,100				
	118	367,500				
	119	368,000				
	120	368,400				
	121	368,700				
	122	369,100				
	123	369,600				
	124	369,900				
	125	370,300				
	126	370,800				
	127	371,300				
	128	371,700				
	129	372,100				
再任職員		282,400	293,400	315,300	399,300	533,700

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表 (二)

職員 の区 分	職務 の級	1	級	2	級	3	級
	号俸	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
			円		円		円
	1		179,400		214,200		273,900
	2		182,000		216,300		276,900
	3		184,600		218,400		279,700
	4		187,300		220,500		282,500
	5		190,000		222,400		285,300
	6		192,800		224,500		287,900
	7		195,600		226,600		290,200
	8		198,500		228,600		292,600
	9		201,400		230,800		295,100
	10		204,400		233,200		297,700
	11		207,300		235,600		300,100
	12		210,200		238,000		302,700
	13		212,900		240,200		305,000
	14		214,600		242,500		307,000
	15		216,400		244,800		309,100
	16		218,100		247,100		311,000
	17		219,800		249,400		313,400
	18		221,600		252,500		316,000
	19		223,400		255,600		318,400
	20		225,000		258,700		320,800
	21		226,900		261,500		323,200
	22		228,800		264,500		326,100
	23		230,800		267,400		328,800
	24		232,800		270,300		331,900
	25		234,600		273,100		334,700
	26		236,600		275,700		337,500
	27		238,500		278,200		340,200
	28		240,500		280,900		343,100
	29		242,300		283,800		345,900
	30		244,200		286,000		348,400
	31		246,200		288,000		351,000
	32		248,200		290,200		353,400
	33		250,000		292,200		355,900
	34		252,000		294,300		358,100
	35		253,900		296,500		360,400
	36		255,800		298,500		362,500
	37		257,300		300,500		364,700
	38		259,000		302,400		366,800
	39		260,500		304,100		369,000
	40		262,100		305,900		371,200
	41		263,800		307,600		373,400
	42		265,000		309,800		375,400
	43		265,900		311,900		377,500
	44		267,000		314,300		379,600

	45	268,000	316,300	381,200
	46	268,900	318,400	383,200
	47	269,700	320,600	385,000
	48	270,500	323,100	387,000
	49	271,400	325,500	388,000
	50	272,100	327,900	389,800
	51	272,800	330,200	391,500
	52	273,600	332,300	393,300
	53	274,500	334,600	394,300
	54	275,400	336,600	395,900
	55	276,300	338,500	397,400
	56	277,200	340,300	399,100
	57	278,000	342,100	400,500
	58	279,300	344,000	402,200
	59	280,400	345,800	403,800
	60	281,800	347,800	405,400
	61	283,000	349,600	406,700
	62	284,400	351,400	408,300
	63	285,700	353,300	409,800
	64	286,900	355,100	411,400
	65	288,000	356,900	412,800
	66	289,300	358,800	413,800
	67	290,600	360,500	414,800
	68	291,900	362,300	415,700
再任職員以外職員	69	293,200	363,800	416,700
	70	294,100	365,500	417,700
	71	295,100	367,300	418,800
	72	296,100	369,000	419,700
	73	297,200	370,300	420,400
	74	298,200	371,900	421,200
	75	299,300	373,300	422,200
	76	300,400	374,900	423,200
	77	301,100	376,600	424,200
	78	302,100	378,300	425,200
	79	302,900	379,800	426,200
	80	303,800	381,500	427,100
	81	304,500	383,000	427,800
	82	305,400	384,400	428,700
	83	306,300	386,000	429,600
	84	307,200	387,600	430,400
	85	307,700	388,600	431,300
	86	308,400	389,900	432,100
	87	309,100	391,300	432,900
	88	310,000	392,700	433,800
	89	310,900	394,000	434,500
	90	311,700	395,100	435,000
	91	312,500	396,200	435,600
	92	313,200	397,400	436,000
	93	313,900	398,200	436,500
	94	314,600	399,300	437,000
	95	315,300	400,400	437,400
	96	316,000	401,400	437,800

97	316,400	402,300	438,000
98	316,800	403,300	438,400
99	317,200	404,300	438,700
100	317,600	405,200	439,000
101	317,900	406,000	439,300
102	318,300	407,000	
103	318,600	408,000	
104	319,000	409,000	
105	319,400	409,600	
106	319,900	410,300	
107	320,400	411,000	
108	320,900	411,600	
109	321,300	412,100	
110	321,800	412,500	
111	322,200	412,800	
112	322,700	413,100	
113	323,000	413,300	
114	323,500	413,600	
115	323,900	413,900	
116	324,400	414,200	
117	324,700	414,400	
118	325,100	414,700	
119	325,600	415,000	
120	326,100	415,200	
121	326,300	415,400	
122	326,700	415,700	
123	327,200	416,000	
124	327,500	416,200	
125	327,700	416,400	
126	328,000		
127	328,500		
128	328,900		
129	329,100		
130	329,500		
131	330,000		
132	330,400		
133	330,600		
134	331,000		
135	331,500		
136	331,800		
137	332,100		
138	332,500		
139	332,900		
140	333,300		
141	333,700		
再任用職員	247,200	292,800	310,300

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200	522,900
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100	526,000
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800	529,100
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600	532,200
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700	535,300
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400	537,700
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100	540,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800	542,500
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400	544,900
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000	546,600
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700	548,500
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500	550,400
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100	552,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800	553,400
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600	554,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300	555,600
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800	556,700
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400	557,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900	558,000
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500	558,600
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000	559,300
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600	
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200	
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700	
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900	
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200	
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700	
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200	
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700	
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200	
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700	
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200	
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500	
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900	
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300	
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800	
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200	
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700	

再任職員以外 の職員	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
	61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
	62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
	63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
	74	262,100	318,200	388,200		
	75	263,500	319,300	388,800		
	76	264,600	320,400	389,500		
	77	265,700	321,500	390,200		
	78	266,900	322,500	390,800		
	79	268,200	323,400	391,400		
	80	269,300	324,300	392,000		
	81	270,600	325,400	392,600		
	82	271,900	326,200	393,200		

	83	273,200	326,900	393,800			
	84	274,400	327,700	394,400			
	85	275,500	328,200	394,900			
	86	276,600	328,700	395,400			
	87	277,900	329,200	395,900			
	88	279,100	329,700	396,600			
	89	280,000	330,000	397,000			
	90	281,200	330,500				
	91	282,200	331,000				
	92	283,400	331,500				
	93	284,300	331,800				
	94	285,300	332,200				
	95	286,300	332,700				
	96	287,300	333,200				
	97	287,700	333,700				
	98	288,600	334,200				
	99	289,300	334,700				
	100	290,200	335,200				
	101	291,100	335,700				
	102	291,800	336,200				
	103	292,500	336,700				
	104	293,200	337,200				
	105	293,900	337,700				
	106	294,400	338,100				
	107	294,900	338,600				
	108	295,400	339,000				
	109	295,600	339,500				
	110	296,000	339,900				
	111	296,300	340,400				
	112	296,600	340,800				
	113	296,900	341,300				
	114	297,200	341,700				
	115	297,500	342,200				
	116	297,800	342,600				
	117	298,100	343,100				
	118	298,500	343,500				
	119	298,800	343,900				
	120	299,200	344,300				
	121	299,500	344,700				
再任用職員		217,100	258,300	283,100	325,500	384,000	522,700

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	
	40	367,400	433,800	487,900	546,300	
	41	369,700	435,600	489,600	547,800	
	42	371,100	437,400	491,400	549,200	
	43	372,600	439,100	493,200	550,600	
	44	374,000	440,900	495,000	551,900	
	45	375,300	442,800	496,600	553,100	
	46	376,700	444,600	498,300	554,100	
	47	378,200	446,400	500,100	555,100	
	48	379,700	448,100	501,900	556,100	

任用
職員

外の職員	49	380,900	449,900	503,500	557,100	
	50	381,900	451,600	504,800	558,000	
	51	382,900	453,400	506,100	558,900	
	52	383,800	455,200	507,400	559,800	
	53	384,700	457,100	508,500	560,600	
	54	385,600	458,300	509,800	561,500	
	55	386,300	459,500	511,100	562,400	
	56	387,200	460,700	512,400	563,300	
	57	388,000	461,900	513,400	564,200	
	58	388,900	462,900	514,200	565,100	
	59	389,700	463,900	515,000	566,000	
	60	390,500	464,900	515,800	566,700	
	61	391,100	465,700	516,700	567,600	
	62	391,600	466,400	517,500	568,500	
	63	392,000	467,100	518,400	569,400	
	64	392,500	467,800	519,200	570,300	
	65	392,800	468,500	520,100	571,200	
	66		469,200	521,000		
	67		469,900	521,700		
	68		470,600	522,600		
	69		470,900	523,500		
	70		471,600	524,300		
	71		472,300	525,200		
	72		473,000	526,100		
	73		473,400	526,900		
	74		474,000	527,800		
	75		474,700	528,700		
	76		475,400	529,400		
	77		475,800	530,200		
	78		476,400	531,100		
	79		477,000	532,000		
	80		477,500	532,900		
	81		478,100	533,700		
	82		478,600	534,600		
	83		479,100	535,500		
	84		479,600	536,400		
	85		480,000	537,200		
	86		480,600	538,100		
	87		481,000	539,000		
	88		481,500	539,900		
	89		482,000	540,700		
	90		482,600			
	91		483,200			
	92		483,600			
	93		484,100			
	94		484,700			
	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表 (二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100

再任職以 外職員	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500	
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800	
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100	
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400	
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400		
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700		
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000		
	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600		
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900		
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300		
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500		
	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800		
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100		
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400		
	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600		
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500			
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200			
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800			
	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200			
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700			
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200			
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700			
	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300			
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800			
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400			
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000			
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500			
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000			
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500			
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000			

81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300			
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800			
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200			
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600			
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000			
86		289,100	325,000	345,900				
87		289,300	325,200	346,200				
88		289,500	325,600	346,500				
89		289,900	326,000	346,900				
90		290,100	326,400	347,200				
91		290,300	326,800	347,600				
92		290,500	327,200	347,900				
93		290,900	327,500	348,300				
94		291,100	327,700	348,600				
95		291,300	328,100	348,900				
96		291,600	328,400	349,200				
97		292,000	328,600	349,500				
98		292,300	328,900	349,900				
99		292,500	329,200	350,300				
100		292,800	329,500	350,700				
101		293,100	329,700	351,200				
102		293,300	330,000	351,600				
103		293,500	330,400	352,000				
104		293,800	330,600	352,400				
105		294,100	330,700	352,900				
106			331,000					
107			331,400					
108			331,600					
109			331,800					
110			332,200					
111			332,600					
112			333,000					
113			333,200					
再任用職員	188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600	426,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800

40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		

再任
職員以

外の職員	85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
	86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
	87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
	88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
	89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
	90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
	91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
	92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
	93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
	94	281,400	314,600	348,000	366,000			
	95	282,300	315,300	348,700	366,400			
	96	283,300	315,900	349,300	366,700			
	97	284,000	316,600	349,700	367,300			
	98	284,800	316,900	350,100	367,800			
	99	285,400	317,500	350,600	368,300			
	100	286,300	318,200	351,000	368,800			
	101	287,100	318,600	351,500	369,400			
	102	287,900	319,200	351,900	369,900			
	103	288,700	319,800	352,400	370,400			
	104	289,500	320,400	352,800	370,800			
	105	290,200	320,800	353,100	371,400			
	106	290,700	321,300	353,600	371,900			
	107	291,200	321,800	354,000	372,400			
	108	291,700	322,300	354,300	372,900			
	109	291,900	322,700	354,800	373,500			
	110	292,200	323,100	355,300	373,900			
	111	292,400	323,400	355,800	374,400			
	112	292,800	323,700	356,300	374,900			
	113	293,100	324,100	356,800	375,500			
	114	293,300	324,500	357,300				
	115	293,700	324,900	357,800				
	116	294,000	325,200	358,200				
	117	294,300	325,400	358,600				
	118	294,600	325,700	359,000				
	119	294,900	326,100	359,500				
	120	295,300	326,300	360,000				
	121	295,600	326,500	360,400				
	122	296,000	326,800	360,900				
	123	296,300	327,100	361,400				
	124	296,700	327,400	361,900				
	125	296,900	327,600	362,200				
	126	297,100	327,900					
	127	297,400	328,300					
	128	297,800	328,500					

129	298,000	328,600						
130	298,300	328,900						
131	298,700	329,300						
132	299,100	329,500						
133	299,300	329,800						
134	299,600	330,200						
135	300,000	330,600						
136	300,300	331,000						
137	300,500	331,300						
138	300,800	331,700						
139	301,200	332,100						
140	301,500	332,500						
141	301,700	332,800						
142	302,100	333,200						
143	302,500	333,500						
144	302,800	333,900						
145	302,900	334,200						
146	303,200	334,600						
147	303,500	335,000						
148	303,900	335,400						
149	304,100	335,700						
150	304,300	336,100						
151	304,600	336,500						
152	304,900	336,900						
153	305,300	337,200						
154	305,500							
155	305,700							
156	306,000							
157	306,300							
158	306,600							
159	306,900							
160	307,200							
161	307,600							
162	307,900							
163	308,200							
164	308,500							
165	308,900							
166	309,200							
167	309,500							
168	309,800							
169	310,200							
再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	156,100	206,400	252,300	273,400	318,500	362,300
	2	157,300	208,200	253,900	275,200	320,700	364,900
	3	158,500	210,000	255,300	276,800	323,000	367,400
	4	159,700	211,700	256,900	278,300	325,200	370,000
	5	160,700	213,400	258,000	280,100	327,400	371,900
	6	162,200	215,200	259,300	282,200	329,400	374,400
	7	163,600	217,000	260,700	284,300	331,600	376,700
	8	165,000	218,700	262,100	286,600	333,800	379,200
	9	166,300	220,600	263,300	288,600	335,800	381,700
	10	167,700	222,100	264,800	290,700	338,000	384,400
	11	169,100	223,500	266,100	292,900	340,000	387,000
	12	170,600	224,900	267,200	295,000	342,200	389,700
	13	172,100	226,400	268,500	296,800	344,000	392,100
	14	173,600	228,000	270,200	299,100	346,000	394,400
	15	175,100	229,600	271,900	301,300	348,100	396,600
	16	176,500	231,200	273,600	303,500	350,100	399,000
	17	178,100	232,600	275,200	305,600	351,800	400,800
	18	179,900	234,200	277,100	307,900	353,800	402,800
	19	181,600	235,700	278,900	310,100	355,600	404,700
	20	183,300	237,200	280,500	312,400	357,500	406,500
	21	184,800	238,300	282,100	314,400	359,500	408,400
	22	186,500	239,800	283,900	316,500	361,400	410,200
	23	188,200	241,100	285,500	318,700	363,400	412,000
	24	189,800	242,500	287,200	320,800	365,300	413,900
	25	191,400	244,000	289,100	322,800	367,300	415,700
	26	193,200	245,700	290,800	324,800	369,200	417,200
	27	195,000	247,200	292,600	326,900	371,200	418,700
	28	196,700	248,900	294,400	328,900	373,200	420,300
	29	198,500	250,300	295,800	330,800	374,700	421,900
	30	200,000	251,600	297,500	332,900	376,500	423,200
	31	201,500	252,900	299,200	334,800	378,300	424,500
	32	202,900	254,300	300,800	336,900	379,900	425,700
	33	204,400	255,600	302,300	338,500	381,700	426,900
	34	205,700	256,900	303,900	340,400	383,100	428,200
	35	207,000	258,200	305,400	342,300	384,600	429,500
	36	208,200	259,400	307,000	344,200	386,200	430,700

37	209,500	260,800	308,600	345,500	387,600	431,900
38	210,900	262,400	310,100	347,400	388,800	432,700
39	212,300	264,000	311,500	349,300	390,000	433,500
40	213,700	265,500	313,100	351,100	391,100	434,300
41	214,700	266,900	314,400	353,000	392,200	434,900
42	215,900	268,500	316,000	354,800	393,400	435,600
43	217,000	270,100	317,500	356,600	394,600	436,300
44	218,200	271,600	319,000	358,300	395,700	437,000
45	219,100	273,300	320,100	360,100	396,400	437,800
46	220,200	274,900	321,300	361,500	397,100	438,600
47	221,100	276,500	322,500	363,000	397,800	439,000
48	222,100	278,100	323,700	364,400	398,500	439,700
49	223,000	279,600	324,700	365,400	399,100	440,200
50	224,100	281,200	325,700	366,500	399,700	440,600
51	225,200	282,800	326,600	367,600	400,200	441,000
52	226,000	284,300	327,600	368,700	400,600	441,400
53	226,600	285,800	328,500	369,600	401,000	441,800
54	227,700	287,300	329,200	370,200	401,300	442,200
55	228,400	288,700	330,000	371,000	401,600	442,600
56	229,300	290,200	330,800	371,800	401,900	442,900
57	230,100	291,600	331,400	372,600	402,200	443,200
58	231,000	293,000	331,900	373,400	402,500	443,600
59	231,800	294,500	332,500	374,200	402,800	443,900
60	232,700	296,000	333,000	375,000	403,100	444,200
61	233,700	297,200	333,500	375,900	403,400	444,500
62	234,600	298,700	333,700	376,600	403,700	
63	235,500	299,900	334,300	377,300	404,000	
64	236,300	301,400	334,900	378,000	404,300	
65	237,200	302,500	335,200	378,300	404,600	
66	238,200	303,800	335,700	378,900	404,900	
67	239,400	304,900	336,200	379,500	405,200	
68	240,500	306,200	336,700	380,200	405,500	
69	241,500	307,000	337,200	380,600	405,700	
70	242,600	308,100	337,700	381,300	406,000	
71	243,700	309,300	338,100	381,900	406,300	
72	244,600	310,500	338,600	382,500	406,600	
73	245,300	311,800	338,800	382,900	406,800	
74	246,400	312,500	339,300	383,500	407,100	
75	247,500	313,200	339,800	384,100	407,400	
76	248,500	313,800	340,300	384,700	407,600	

再任用職員以

外の職員	77	249,400	314,600	340,600	385,100	407,800
	78	250,400	315,300	341,000	385,600	
	79	251,400	316,000	341,500	386,100	
	80	252,400	316,700	341,900	386,700	
	81	253,300	317,000	342,100	387,200	
	82	254,000	317,300	342,400	387,600	
	83	255,000	317,900	342,900	388,000	
	84	256,000	318,200	343,300	388,400	
	85	256,700	318,600	343,600	388,600	
	86	257,500	318,900	343,900	388,800	
	87	258,200	319,300	344,400	389,100	
	88	259,100	319,600	344,800	389,400	
	89	259,700	320,100	345,100	389,600	
	90	260,500	320,500	345,500	389,900	
	91	261,300	320,800	345,900	390,200	
	92	262,100	321,100	346,100	390,400	
	93	262,600	321,600	346,400	390,600	
	94	263,300	322,000			
	95	263,800	322,200			
	96	264,500	322,600			
	97	265,200	323,000	346,400	390,600	
	98	265,900	323,400			
	99	266,600	323,800			
	100	267,300	324,200			
	101	267,800	324,400			
	102	268,300	324,700			
	103	268,700	325,000			
	104	269,200	325,300			
	105	269,300	325,700			
	106	269,600	325,900			
	107	269,900	326,200			
	108	270,200	326,600			
	109	270,600	327,000			
	110	270,900	327,300			
	111	271,300	327,700			
	112	271,600	328,000			
	113	271,900	328,300			
	114	272,200	328,700			
	115	272,500	329,000			
	116	272,900	329,200			
	117	273,200	329,300			

118	273,500	329,700				
119	273,900	330,100				
120	274,300	330,500				
121	274,500	330,700				
122	274,700					
123	275,100					
124	275,400					
125	275,600					
126	275,900					
127	276,300					
128	276,700					
129	276,900					
130	277,300					
131	277,700					
132	278,000					
133	278,200					
134	278,500					
135	278,900					
136	279,200					
137	279,400					
138	279,700					
139	280,000					
140	280,300					
141	280,500					
142	280,700					
143	280,900					
144	281,200					
145	281,600					
146	281,800					
147	282,100					
148	282,400					
149	282,700					
150	282,900					
151	283,200					
152	283,400					
153	283,700					
再任職員	201,100	240,600	254,900	288,000	314,700	356,400

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円
	1	328,200	428,200	480,900	615,300
	2	330,200	432,600	486,500	651,900
	3	332,200	436,600	492,000	688,500
	4	334,200	440,700	497,400	
	5	336,200	444,500	502,700	
	6	338,200	448,400	507,900	
	7	340,200	451,700	513,000	
	8	342,300	455,200	517,700	
	9	344,300	458,700	521,200	
	10	346,200	462,000	524,000	
	11	348,100	464,900	526,800	
	12	350,200	467,600	529,400	
	13	352,100	470,000	531,500	
	14	353,900	472,300	533,500	
	15	355,900	474,200	535,200	
	16	357,800	475,900	537,000	
	17	359,400	477,200	538,600	
	18	361,300	478,500	540,000	
	19	363,000	479,400	541,000	
	20	364,700	480,400	542,200	
	21	366,600	481,200	543,100	
	22	368,500	482,000		
	23	370,300	482,200		
	24	372,200			
	25	373,900			
	26	375,600			
	27	377,400			
	28	379,100			
	29	380,500			
	30	382,200			
	31	383,900			
	32	385,400			
	33	387,200			
	34	388,500			
	35	389,900			
	36	391,400			
	37	392,700			
再任	38	393,800			

職以外の 用員外職	39	394,900			
	40	395,900			
	41	396,900			
	42	398,000			
	43	399,000			
	44	399,900			
	45	400,700			
	46	401,100			
	47	401,500			
	48	401,800			
	49	402,100			
	50	402,400			
	51	402,700			
	52	403,000			
	53	403,300			
	54	403,600			
	55	403,900			
	56	404,200			
	57	404,500			
	58	404,800			
	59	405,100			
	60	405,400			
	61	405,600			
	62	405,900			
	63	406,200			
	64	406,500			
	65	406,700			
	66	407,000			
	67	407,300			
	68	407,600			
	69	407,800			
	70	408,100			
	71	408,400			
	72	408,600			
	73	408,800			
	74	409,100			
	75	409,400			
	76	409,600			
	77	409,800			
再任 用員		324,000	425,200	480,000	615,300

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

三級であるものその他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の平成三十年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第二十五條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第五条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第六条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を削る。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項を削る。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成二十九年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「五八五、四〇〇円」を「五八五、八〇〇円」に、「五五四、七〇〇円」を「五五五、一〇〇円」に、「五二四、七〇〇円」を「五二五、一〇〇円」に、「四九三、一〇〇円」を「四九三、五〇〇円」に、「四六二、六〇〇円」を「四六三、〇〇〇円」に、「四三三、二〇〇円」を「四三三、六〇〇円」に、「三九九、九〇〇円」を「四〇〇、三〇〇円」に、「三六一、四〇〇円」を「三六一、八〇〇円」に、「三二五、六〇〇円」を「三二六、〇〇〇円」に、「二九四、四〇〇円」を「二九四、八〇〇円」に、「二七二、五〇〇円」を「二七二、九〇〇円」に、「二六三、四〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十七・五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(次条において「改正後の給与法」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六号)以下この条において「平成二十六年改正法」という。)附則第四条の規定に基づいて支給された俸給を含む。は、改正後の給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第四条の規定による

る俸給を含む。)の内払とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附則に次の一項を加える。

26 当分の間 第六条の四第四項第五号に掲げる者に対する同項(同号に係る部分に限る。)及び附則第二十一項の規定の適用については、同号中「百分の八」とあるのは「百分の八・三」と、同項中「附則第二十一項」とあるのは「附則第二十一項及び第二十六項」とする。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「以後に」の下に「同項に規定する」を加え、「以下「新法」という。」を削る。

附則第三条第一項中「新法の」を「国家公務員退職手当法の」に改め、「国家公務員退職手当法（以下）の下に「この項において」を加え、「附則第八条の規定による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号。以下この条及び次条において「法律第百六十四号」という。）附則第三項を」の規定に、「。以下この条及び次条において「法律第三十号」という。）附則第五項から第八項まで、」を「附則第五項から第七項までの規定並びに」に改め、「。以下この条及び次条において「法律第六十二号」という。」及び「並びに附則第十一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号。以下この条、次条及び附則第六条において「法律第百四十六号」という。）附則第四項を削り、「公務に」を「通勤による傷病以外の公務に」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「第六条の五まで及び」を「第六条の五まで並びに」に、「附則第五条、附則第六条、附則第八条の規定による改正後の法律第百六十四号附則第三項、法律第三十号」を「及び第二十六項の規定、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）」に、「第八項まで、法律第六十二号附則第四項並びに法律第百四十六号附則第四項を」第七項までの規定、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項の規定並びに附則第五条及び第六条に改め、「（以下「新法等退職手当額」という。）を削り、同条第二項第三号中「新法」を「国家公務員退職手当法」に改め、同項第六号中「新法」を「国家公務員退職手当法」に改め、「ついで」の下に「同項に規定する」を加え、「同じ」を「この項において「公庫等職員」という」に改め、「規定する独立行政法人等役員」の下に

「（以下この項において「独立行政法人等役員」という。）」を加え、同項第七号から第九号までの規定中「新法第七条の二第一項に規定する」及び「新法第八条第一項に規定する」を削る。
附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第五条第一項中「が新制度切替日」の下に「附則第三条第二項に規定する新制度切替日という。次項において同じ。」を加え、「新法」を「国家公務員退職手当法」に改め、同条第二項中「新法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

附則第六条第一項中「新法第六条の四」を「国家公務員退職手当法第六条の四及び附則第二十六項」に改め、同項の表第四項第六号口の項を削り、同条第二項中「の各号」を削り、「新法」を「国家公務員退職手当法」に、「同条第四項第六号口」を「同条第四項第五号口」に改め、同項第七号中「法律第百四十六号」を「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成三十年一月一日から施行する。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

2 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第一号中「及び」を「並びに」に、「国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項」を「及び第二十六項」に、「第八項」を「第七項」に、「から第六条まで」を「、第五条及び第六条」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

3 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第四項第一号中「まで及び」を

「まで並びに」に改め、「第二十三項まで」の下に「及び第二十六項」を加え、同条第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改める。

理由

民間における退職給付の支給の実情に鑑み、国家公務員の退職手当の額を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年十二月十五日印刷

平成二十九年十二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇